昭26.12.29.

官報

主要目次

政　令
○執行吏国庫補助基準額令の一部改正　六二五頁
府　令
○総理府職員定数規程の一部改正　六二五
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　六二七
省　令
○非鉄金属等需給調査規則　六二七
○労働省職員定数規程の一部改正　六三九
○職業安定法施行規則の一部改正　六三九
○道路工事施行令の一部改正　六三九
規　則
○地方税法施行規則の一部改正　六四〇
○標準決済方法に関する規則の一部改正　六四〇
○外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正　六四一
告　示
○地方税法により地方財政委員会が指定する大規模発電施設　六四二
○標準決済方法に関する規則に基き外貨交換済証明書の発行及び使用手続を定める件　六四三
○無線従事者国家試験及び免許規則による二月期（定期）試験施行　六五四
○無線従事者国家試験及び免許規則による臨時国家試験施行　六五六
○電気の使用制限の開始等について　六五七
○結核予防法に基き、指定医療機関指定　六五七
○健康保険法及び船員保険法の規定に依る療養に要する費用の算定方法の一部改正　六六二
○指定輸入自動車等販売規則に基き外国為替銀行の発行する書類指定　六六二
公共企業体事項
○輸入製造たばこの小売定価及び特別小売定価　六六五

政　令

執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百九十五号

執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令

内閣は、訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）第五條の規定に基き、この政令を制定する。

執行吏国庫補助基準額令（昭和二十三年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

「八万一千円」を「九万一千円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

法務総裁　木村篤太郎
大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

府　令

◉総理府令第五十四号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、総理府職員定数規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

総理府職員定数規程の一部を改正する総理府令

総理府職員定数規程（昭和二十四年総理府令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中本府、外局及び総計の表を次のように改める。

本府

区分	定数	備考
大臣官房	三五六人	うち、一〇人は、国立国会図書館支部内閣文庫の職員とする。うち、四一人は、賞勲部の定数とする。
恩給局	一七四人	
統計局	一、〇四一人	うち、一六人は、国立国会図書館支部総理府統計局図書館の職員とする。
計	一、五七一人	
内部部局		
ふ虞情報局	五四人	
国立世論調査所	五三人	
中央災害救助対策協議会	一人	
科学技術行政協議会	一二人	
社会保障制度審議会	五人	
計	一二四人	
附属機関		
日本学術会議	七四人	
地方行政調査委員会議	一人	
計	七四人	
合計	一、七六九人	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
官報日文庫

昭26.12.29. 第7494号

区分	定数	備考
外局		
統計委員会	五七人	
公正取引委員会		
内部部局 総務部	六六人	
内部部局 調査部	三二人	
内部部局 審査部	五〇人	
内部部局 商事部	六三人	
内部部局 小計	二一一人	
地方支分部局 地方事務所	三〇人	各地方事務所を通じての定数とする。
計	二四一人	
全国選挙管理委員会	四四人	
国家地方警察	四五、二八〇人	国家地方警察本部、警察管区本部、都道府県国家地方警察及び皇宮警察を通じての定数とし、うち、三〇、〇〇〇人は警察官とする。
国家消防庁	一一二人	消防研究所及び管理局を通じての定数とする。
地方財政委員会		
内部部局 官房	四三人	
内部部局 税務部	四〇人	
内部部局 財務部	四四人	
内部部局 計	一二七人	
外国為替管理委員会		
地方支分部局 関西事務所	五人	うち、一人は、管理部の定数とする。
計	七四人	
首都建設委員会	二一人	
電波監理委員会		
審理官	五人	
電波監理総局 官房	一七二人	
電波監理総局 法規部	八九人	
電波監理総局 経済部	八五人	
電波監理総局 施設部	二九二人	
電波監理総局 監督部	一七八人	
電波監理総局 内部部局 小計	六三八人	
電波監理総局 地方電波監理局	二、一三一人	各地方電波監理局を通じての定数とする。
電波監理委員会 附属機関 電波観測所	二五三人	
電波監理委員会 附属機関 職員訓練所	二七人	
電波監理委員会 附属機関 小計	二八〇人	
計	三、〇五四人	

区分	定数	備考
公益事業委員会		
地方支分部局 事務局	五三九人	各事務局支局を通じての定数とする。
計	七九七人	
土地調整委員会	一八人	
宮内庁		
内部部局 侍従職	一四五人	
内部部局 東宮職	一〇三人	
内部部局 式部職	三九人	
内部部局 書陵部	七一人	
内部部局 管理部	一九四人	
内部部局 宮内庁病院	四〇〇人	
計	九五二人	うち、五人は、国立国会図書館支部特別調達庁図書館の職員とする。うち、三人は、国立国会図書館支部宮内庁図書館の職員とする。
特別調達庁		
長官官房	一八七人	
内部部局 財務部	六三人	
内部部局 管理部	一一六人	
内部部局 労務部	六五人	
内部部局 小計	九一人	
地方支分部局 特別調達局及び連絡事務所（監督官事務所）	五二二人	各特別調達局及び各連絡事務所（監督官事務所）を通じての定数とする。
計	四、六五一人	
賠償庁	五、一七三人	
内部部局 長官官房	五人	
内部部局 賠償特殊財産部	二〇人	
内部部局 計	二二人	
行政管理庁	四七人	
内部部局 長官官房	一七人	
内部部局 管理部	二一人	
内部部局 監察部	二〇人	
計	五八人	
地方自治庁	五二人	
北海道開発庁 本庁	四一人	
北海道開発庁 地方支分部局 北海道開発局	三、〇五八人	
北海道開発庁 計	三、〇九九人	
合計	五九、二〇六人	
総計（本府、外局） 総計	六〇、九七五人	

省令

◎通商産業省令第八十五号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基き、非鉄金属等需給調査規則を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十九日

通商産業大臣　高橋龍太郎

非鉄金属等需給調査規則

（目的）

第一條　この省令は、非鉄金属等の生産、出荷および使用等の状況を調査することによつて、その需給の実態を把握することを目的とする。

（定義）

第二條　この省令において「非鉄金属等」とは、別表第一の品目欄に掲げる物資をいう。

2　この省令において「生産業者」とは、非鉄金属等の生産（再生を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「販売業者」とは、自己の名および自己の計算において非鉄金属等の販売を業とする者をいい、「消費者」とは、非鉄金属等を消費する者をいう。

（生産業者の報告）

第三條　生産業者の工場、事業場または営業所（以下「事業場等」という。）の管理者は、毎月別表第二に掲げる産業部門別に区分した非鉄金属等（鉱およびくずならびにフエロニツケル、フエロタングステンおよびフエロモリブデンを除く。）の月間出荷数量を様式第一により報告しなければならない。

2　前項の規定により報告すべき者は、その報告に係る物資が硫酸ニツケル、酸化コバルトまたはコバルトニツケル合金であるときは、同項に規定する事項の外、毎月当該物資につき、左に掲げる事項を様式第一により報告しなければならない。

一　月初在庫数量
二　月間生産数量
三　月末在庫数量

（販売業者の報告）

第四條　販売業者の事業場等の管理者は、その事業場等における非鉄金属等の毎月の出荷数量または毎月末日の在庫数量が別表第一の出荷数量欄または在庫数量欄に掲げる数量をこえるときは、当該非鉄金属等につき、左に掲げる事項を様式第二および様式第三により報告しなければならない。

一　月初在庫数量
二　月間入荷数量
三　月間出荷数量および別表第二に掲げる産業部門別に区分した月間出荷数量
四　月末在庫数量

（消費者の報告）

第五條　消費者の事業場等の管理者は、その事業場等における非鉄金属等の毎月の消費数量または毎年末日の在庫数量が別表第一の消費数量欄または在庫数量欄に掲げる数量をこえるときは、当該非鉄金属等につき、左に掲げる事項を様式第四および様式第五により報告しなければならない。ただし、当該消費者が通商産業省生産動態統計調査規則（昭和二十三年商工省令第四号）第五條の規定により通商産業大臣の指定する業を営む者であるときは、同規則第六條の規定により報告すべき事項については、この限りでない。

一　月初在庫数量
二　月間受入数量
三　月間拂出数量および別表第三に掲げる用途別に区分した月間消費数量
四　月末在庫数量

2　前項の規定により報告すべき者は、同項の規定により報告する場合において、左の表の上欄に掲げる場合に該当するときは、同項に規定する事項の外、同表の下欄に掲げる事項を様式第五および様式第六により報告しなければならない。

電気鉛、再生鉛または鉛の故もしくはくず（鉛合金の故またはくずを含み、鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費して鉛丹、鉛白またはリサージを製造する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した鉛丹、鉛白またはリサージの月間生産数量および月間出荷数量
電気鉛、再生鉛または鉛の故もしくはくず（鉛合金の故またはくずを含み、鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費して鉛白華を製造する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した鉛白華の月間生産数量および月間出荷数量
電気鉛、再生鉛または鉛の故もしくはくず（鉛合金の故またはくずを含み、鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費して亜鉛華を製造する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した亜鉛華の月間生産数量および月間出荷数量
電気鉛、再生鉛または鉛の故もしくはくず（鉛合金の故もしくはくずを含む。）、再生亜鉛または亜鉛の故もしくはくず（亜鉛合金の故またはくずを含み、亜鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費して亜鉛華を製造する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した亜鉛華の月間生産数量および月間出荷数量
ニツケル地金、硫酸ニツケル、コバルトニツケル合金（コバルトの含有量五〇パーセント以上のものに限る。）またはコバルトもしくはコバルト合金の故もしくはくず（コバルトの含有量二パーセント以上のものに限る。）を消費する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した物品の月間生産数量、月間出荷数量およびニツケルの含有量
コバルト地金、酸化コバルト、コバルトニツケル合金（コバルトの含有量五〇パーセント以上のものに限る。）またはコバルトもしくはコバルト合金の故もしくはくず（コバルトの含有量二パーセント以上のものに限る。）を消費する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した物品の月間生産数量、月間出荷数量およびコバルトの含有量
金属タングステン、フエロタングステン、タングステンの鉱石もしくは精鉱またはタングステンもしくはフエロタングステンの故もしくはくず（タングステンの含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した物品の月間生産数量、月間出荷数量およびタングステンの含有量
金属モリブデン、フエロモリブデン、モリブデンの鉱石もしくは精鉱またはモリブデンもしくはフエロモリブデンの故もしくはくず（モリブデンの含有量五〇パーセント以上のものに限る。）を消費する場合	上欄に掲げる非鉄金属等を消費して製造した物品の月間生産数量、月間出荷数量およびモリブデンの含有量

（所有者の報告）

第六條　生産業者、販売業者および消費者以外の者であつて、非鉄金属等を所有するもの（国が所有者であるときは、当該非鉄金属等を管理する官署における保管の責任者）は、非鉄金属等の毎月末日の在庫数量が別表第一の在庫数量欄に掲げる数量をこえるときは、当該非鉄金属等につき、左に掲げる事項を様式第二に準ずる様式により報告しなければならない。

一　月初在庫数量
二　月間受入数量
三　月間拂出数量
四　月末在庫数量

（報告の期限等）

第七條　前四條の規定により報告すべき者は、各條に規定する様式によつて作成した報告書二部を、翌月十日までに、その事業場等の所在地（前條に規定する者にあつては、非鉄金属等の所在する場所）を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　ニツケルおよびニツケル含有物の在庫調査に関する省令（昭和二十五年通商産業省令第百一号）は、廃止する。

附　則

1　この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　各内部部局、各附属機関、各機関又は各地方支分部局において、この府令による総理府職員定数規程第一項の改正定数をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

3　この府令施行の際、従前の総理府新聞出版用紙割当局に属していた職員で、現にその残務整理事務に従事している職員は、昭和二十七年三月三十一日までの間は、大臣官房においてその定数の外に置くことができる。

◎法務府令第百七十七号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日

法務総裁　木村篤太郎

別表和歌山地方法務局の部妙寺支局の款同支局の項中「端場村」を削る。

附　則

この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

別表第一

品目	報告限度数量 出荷数量	報告限度数量 消費数量	報告限度数量 在庫数量
一 電気銅	三トン	一トン	一トン
二 再生銅または銅の故またはくず（銅の含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三トン	一トン	一トン
三 銅合金の故またはくず（銅の含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三トン	一トン	一トン
四 電気鉛	三トン	一トン	一トン
五 再生鉛の故またはくず（鉛合金の故またはくずを含み、鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三トン	一トン	一トン
六 電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛（再生蒸りゆう亜鉛を含む。以下同じ。）	三トン	一トン	一トン
七 再生亜鉛の故またはくず（亜鉛合金の故またはくずを含み、亜鉛の含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三トン	一トン	一トン
八 生蒸りゆう亜鉛（再生電解すずを含む。以下同じ。）	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
九 再生すずの故またはくず（すず合金の故またはくずを含み、すずの含有量四〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
十 鉛（再生電解すずを含む。以下同じ。）	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
十一 鉛の故またはくず（鉛合金の故またはくずを含み、鉛の含有量四〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
十二 アンチモン地金	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
十三 ニツケル地金	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十四 硫酸ニツケル	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十五 フエロニツケル	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十六 ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず（ニツケルの含有量二〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十七 コバルト地金	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十八 酸化コバルト	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
十九 コバルトニツケル合金（コバルトの含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
二十 コバルトまたはコバルト合金の故またはくず（コバルトの含有量二〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
二十一 亜鉛、メッキ業および電気メッキ業	三〇キログラム	三〇キログラム	三〇キログラム
二十二 水銀	三〇キログラム	三〇キログラム	三〇キログラム
二十三 金属タングステン	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
二十四 フエロタングステン	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
二十五 タングステンの鉱石または精鉱	五〇〇キログラム	一〇〇キログラム	五〇〇キログラム
二十六 タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず（タングステンの含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三〇〇キログラム	一〇〇キログラム	三〇〇キログラム
二十七 金属モリブデン	五〇キログラム	一〇キログラム	五〇キログラム
二十八 フエロモリブデン	五〇キログラム	一〇キログラム	五〇キログラム
二十九 モリブデンの鉱石または精鉱	五〇キログラム	一〇キログラム	五〇キログラム
三十 モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず（モリブデンの含有量五〇パーセント以上のものに限る。以下同じ。）	三〇キログラム	五〇キログラム	三〇キログラム

備考

1 ニツケルまたはコバルトを含有する合金の故またはくずは、ニツケルまたはコバルトのうちいずれか含有量の多いものの合金（含有量が等しいときは、コバルトの合金）の故またはくずとする。ただし、ニツケルまたはコバルトの含有量五パーセント以下の銅合金の故またはくずは、銅合金の故またはくずとする。

2 鉛合金の故またはくずおよびすず合金の故またはくずは、すず合金の故またはくずとする。

別表第二

産業部門 番号	大分類	中分類	小分類	内容
一	農林漁業			農業、林業および漁業
二				金属鉱石（石炭、原油および非金属鉱物の採掘業（製錬業を除く。）
三	建設業			建物、道路、水道、ダム、鉄道、鉄塔等の建設請負業
四	製造業	紡織業		製糸、紡績、撚糸、織物、メリヤス、敷物等の製造業
五		紙およびパルプ製造業		紙、パルプ、板紙製容器等の製造業
六		印刷および出版業		新聞、雑誌、書籍等の印刷出版製本業
七		化学工業	化学肥料	硫酸アンモン、硝酸アンモン、過りん酸石炭等の製造業
八			化学繊維	レーヨンその他のセルローズ繊維、合成繊維等の製造業
九			その他の化学工業	無機薬品（鉛丹、鉛白、亜鉛華等）、有機薬品（工業用樟脳、合成樹脂等）、かせいソーダ、ソーダ灰、カーバイド、硫酸ソーダ等の製造業
十		ガラスおよび土石製品製造業		ガラス、れん瓦、陶磁器、タイル、研ま材、七宝等の製造業
十一		第一次金属製造業	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋳造、帯鋼等の製造業（メッキを行う圧延品製造業を含む。）
十二			非鉄金属製錬業	銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属の製錬業
十三			非鉄金属再生業	銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属の再生業
十四			電線業	電線製造業
十五			伸銅業	伸銅品製造業（亜鉛板製造業を含む。）

品目	自社内の他の事業場等で消費される場合に限る。	自社内の他の事業場等に移動され、そこで消費されない場合をいう。
社内移動	四十	四十一
自社他事業場消費向		
その他		

別表第三

品目	用途
電気銅	電線 伸銅品 銅合金鋳物 その他
再生銅	
銅の故またはくず	電線 伸銅品 銅合金鋳物 製錬 再生銅 その他
銅合金の故またはくず	伸銅品 銅合金鋳物 製錬 その他
電気鉛	鉛管板 蓄電池 電線 鉛丹 鉛白 リサージ その他の無機薬品 減摩合金 半田 硬鉛鑞
再生鉛	
鉛の故またはくず	鉛管板 蓄電池 電線 鉛丹 鉛白 リサージ その他の無機薬品 減摩合金 半田 硬鉛鑞
電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛	亜鉛鉄板 針金 その他の鉄鋼二次製品 乾式メッキ 伸銅品 亜鉛板 亜鉛華 ダイカスト鋳物 その他 船舶用銅合金鋳物 その他の銅合金
再生亜鉛	
亜鉛の故またはくず	亜鉛鉄板 針金 その他の鉄鋼二次製品 乾式メッキ 伸銅品 亜鉛板 亜鉛華 ダイカスト鋳物 亜鉛末 船舶用銅合金鋳物 その他の銅合金
すず地金	電線 伸銅品 銅合金鋳物 半田 減摩合金 チューブ すずはく その他
すずの故またはくず	ブリキ 電線 伸銅品 銅合金鋳物 半田 減摩合金 製錬 再生 その他
アンチモン地金	蓄電池 減摩合金 硬鉛鑞 電線 活字 ほうろう鉄器 その他
ニツケル地金	低ニツケル鋼または鋳鉄 ステンレス鋼または耐熱鋼 磁性合金 ステンレス鋼および耐熱鋼以外の耐熱合金 その他の非鉄合金 電気メッキ その他
硫酸ニツケル	
フエロニツケル	
ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず	
コバルト地金	高速度鋼 耐熱合金 超硬工具 乾燥剤 フリットまたは顔料 その他
酸化コバルト	
コバルトニツケル合金	
コバルトまたはコバルト合金の故またはくず	塗料 火薬 かせいソーダ製造用アマルガム 農業用薬品 医薬品 有機合成用触媒 無機薬品 電気機器 その他
水銀	
金属タングステン	高速度鋼 高速度鋼以外の工具鋼 工具鋼以外の特殊鋼 超硬工具 タングステンの線または板 その他
フエロタングステン	
タングステンの鉱石または精鉱	
金属モリブデン	低モリブデン鋼または鋳鉄 高速度鋼
フエロモリブデン	鋼以外の工具鋼 耐しよく鋼 耐熱合金 モリブデンの線または板 その他
モリブデンの鉱石または精鉱	
金属モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず	
運輸通信およびその他電気およびガスの公益事業	
その他の公益事業	
鉄道業	三十 日本国有鉄道、地方鉄道業、軌道業等
通信業	三十一 郵便、電信、電話、放送業等
三十二	電気業、ガス供給業
三十三	各種自動車運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業および保管業、貨物取扱業、水道および衛生業
三十四	金融保険業、不動産業、官公衙等
販売業者向	三十五 非鉄金属等の販売、集荷業者等（輸出業者を含む。）
輸出向	三十六 直輸出に限る。（輸入業者経由のものは、販売業者向とする。）
特需向	三十七 在日米軍調達機関の発注（政府機関を通ずる連合国の調達要求を含む。）に係るものをいう。
保安向	三十八 警察予備隊向および海上保安庁向に限る。
自家消費向	三十九 月報を作成する事業場等で生産されたものがその事業場等で消費される場合に限る。ただし自社内であつても、他の事業場等で消費されるものは、社内移動として取り扱う。

様式第二

販売業者用

入出荷月報（昭和　年　月分）

事業場等の名称

所在地

（単位　キログラム）

番号	品目＼項目	月初在庫数量	月間入荷数量						月間出荷数量			過欠補正	月末在庫数量	備考
			生産業から	輸入	政府機関から	販売業から	その他	計	消費者向	販売業者向	計			
1	電気銅													
2	再生銅													
3	銅の故またはくず													
4	銅合金の故またはくず													
5	電気鉛													
6	再生鉛													
7	鉛の故またはくず													
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛													
9	再生亜鉛													
10	亜鉛の故またはくず													
11	すず地金													
12	すずの故またはくず													
13	アンチモン地金													
14	ニツケル地金													
15	硫酸ニツケル													
16	フエロニツケル													
17	ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず													
18	コバルト地金													
19	酸化コバルト													
20	コバルトニツケル合金													
21	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず													
22	水銀													
23	金属タングステン													
24	フエロタングステン													
25	タングステンの鉱石または精鉱													
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず													
27	金属モリブデン													
28	フエロモリブデン													
29	モリブデンの鉱石または精鉱													
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず													

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名

㊞

様式第一

生産業者用

産業部門別出荷生産月報（昭和　年　月分）

事業場等の名称

所在地

㈠　産業部門別出荷月報（単位　キログラム）

番号	品目＼産業部門別												計	備考
1	電気銅													
2	再生銅													
5	電気鉛													
6	再生鉛													
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛													
9	再生亜鉛													
11	すず地金													
13	アンチモン地金													
14	ニツケル地金													
15	硫酸ニツケル													
18	コバルト地金													
19	酸化コバルト													
20	コバルトニツケル合金													
22	水銀													
23	金属タングステン													
25	タングステンの鉱石または精鉱													
27	金属モリブデン													
29	モリブデンの鉱石または精鉱													

㈡　生産月報（単位　キログラム）

番号	品目＼項目	月初在庫数量	月間生産数量	月間出荷数量			過欠補正	月末在庫数量	備考
				消費者向	販売業者向	計			
15	硫酸ニツケル								
19	酸化コバルト								
20	コバルトニツケル合金								

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名

㊞

備　考

1　生産業者の本社倉庫、営業所等当該事業場等で生産を行つていないものも、この様式により報告すること。

2　品目欄に掲げる非鉄金属等は、次のものとすること。

電気銅	ＪＩＳ　H2101 地金第一種または第二種（さお銅を除く。）
再生銅	ＪＩＳ　H2101 地金第三種または第四種
電気鉛	ＪＩＳ　H2105 鉛地金特種、第一種または第二種で、電気分解によつて製造されたもの
再生鉛	鉛の故もしくはくずまたは半田、活字合金その他の鉛合金の故もしくはくずを再生し、または流し替えたもので、鉛の含有量 97 パーセント以上のもの
電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛	ＪＩＳ　H2107 亜鉛地金
再生亜鉛	亜鉛の故またはくずを再生し、または流し替えたもので、亜鉛の含有量 97 パーセント以上のもの
すず地金	ＪＩＳ　H2108 すず地金またはそれ以外の再生電解すずですずの含有量 97パーセント以上のもの
アンチモン地金	ＪＥＳ　金属 2106 アンチモン地金
ニツケル地金	ＪＥＳ　金属 2104 ニツケル地金またはそれ以外の電解ニツケルでニツケルの含有量90パーセント以上のもの
コバルト地金	コバルトの含有量 97 パーセント以上のもの
コバルトニツケル合金	コバルトおよびニツケル以外の含有物が 3 パーセント以下で、コバルトの含有量50パーセント以上のもの
金属タングステン	タングステンの含有量 99 パーセント以上の粉状のもの
金属モリブデン	モリブデンの含有量 99 パーセント以上の粉状のもの

3　数量の記載に当つては、キログラム未満は切り捨てること。

4　㈡生産月報は、非鉄金属等需給調査規則第三條第二項の規定に該当する者だけが記載すること。

5　過欠補正の項に記載する場合は、過のときは、＋、欠のときは、－を附すること。

様式第三

販売業者用

産業部門別出荷月報(昭和　年　月分)　事業場等の名称

所在地

(単位　キログラム)

番号	品目＼産業部門別													計	備考
1	電気銅														
2	再生銅														
3	銅の故またはくず														
4	銅合金の故またはくず														
5	電気鉛														
6	再生鉛														
7	鉛の故またはくず														
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛														
9	再生亜鉛														
10	亜鉛の故またはくず														
11	すず地金														
12	すずの故またはくず														
13	アンチモン地金														
14	ニツケル地金														
15	硫酸ニツケル														
16	フエロニツケル														
17	ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず														
18	コバルト地金														
19	酸化コバルト														
20	コバルトニツケル合金														
21	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず														
22	水銀														
23	金属タングステン														
24	フエロタングステン														
25	タングステンの鉱石または精鉱														
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず														
27	金属モリブデン														
28	フエロモリブデン														
29	モリブデンの鉱石または精鉱														
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず														

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名

㊞

備考　様式第二の備考1から4までに同じ。

備考

1　非鉄金属等の出荷数量または在庫数量のいずれか一が報告限度数量に達しなくても、当該非鉄金属等については、この表の各項目を記載すること。

2　品目欄に掲げる非鉄金属等は、次のものとすること。

電気銅	ＪＩＳ　H2101銅地金第一種または第二種(さお銅を除く。)
再生銅	ＪＩＳ　H2101銅地金第三種または第四種
銅の故またはくず	銅の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、銅の含有量97パーセント以上のもの
銅合金の故またはくず	黄銅、青銅その他の銅合金の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、銅の含有量50パーセント以上のもの
電気鉛	ＪＩＳ　H2105鉛地金特種、第一種または第二種で、電気分解によつて製造されたもの
再生鉛	鉛の故もしくはくずまたは半田、活字合金その他の鉛合金の故もしくはくずを再生し、または流し替えたもので、鉛の含有量97パーセント以上のもの
鉛の故またはくず	鉛の故、くずもしくはさい、もしくは半田、活字合金その他の鉛合金の故、くずもしくはさいいまたはこれらを流し替えたもので、鉛の含有量50パーセント以上のもの
電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛	ＪＩＳ　H2107亜鉛地金
再生亜鉛	亜鉛の故またはくずを再生し、または流し替えたもので、亜鉛の含有量97パーセント以上のもの
亜鉛の故またはくず	亜鉛の故、くずもしくはさい類もしくは活字合金その他の亜鉛合金の故、くずもしくはさいいまたはこれらを流し替えたもので、亜鉛の含有量50パーセント以上のもの
すず地金	ＪＩＳ　H2108すず地金またはそれ以外の再生電解すずですずの含有量97パーセント以上のもの
すずの故またはくず	すずの故もしくはくずもしくは半田、減摩合金その他のすず合金の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、すずの含有量44パーセント以上のもの
アンチモン地金	ＪＥＳ　金属2106アンチモン地金
ニツケル地金	ＪＥＳ　金属2104ニツケル地金またはそれ以外の電解ニツケルでニツケルの含有量90パーセント以上のもの
フエロニツケル	鉄およびニツケル以外の含有物が3パーセント以下の合金鉄で、ニツケルの含有量5パーセント以上のもの
ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず	ニツケルの故もしくはくずまたはモネルメタル、洋白、ステンレス鋼その他のニツケル合金の故もしくはくずでニツケルの含有量2パーセント以上のもの
コバルト地金	コバルトの含有量97パーセント以上のもの
コバルトニツケル合金	コバルトおよびニツケル以外の含有物が3パーセント以下で、コバルトの含有量50パーセント以上のもの
コバルトまたはコバルト合金の故またはくず	コバルトの故もしくはくずまたは磁石鋼、高速度鋼その他のコバルト合金の故もしくはくずでコバルトの含有量2パーセント以上のもの
金属タングステン	タングステンの含有量99パーセント以上の粉状のもの
フエロタングステン	ＪＥＳ　金属2306フエロタングステン
金属モリブデン	モリブデンの含有量99パーセント以上の粉状のもの
フエロモリブデン	ＪＥＳ　金属2307フエロモリブデン

3　数量の記載に当つては、キログラム未満は切り捨てること。

4　非鉄金属等が生産者から消費者に直送される場合でも、販売業者が売買契約の当事者となつており、その帳簿に入荷および出荷が記載されるときは、その数量を販売業者の報告数量に含めること。

5　輸入の項には、直輸入分だけを記載すること。

6　過欠補正の項の記載については、様式第一の備考5に同じ。

昭26.12.29. 第7494号

様式第四

消費者用

受払月報(昭和 年 月分)

事業場等の名称

所在地

産業部門別番号 産業部門別

(單位 キログラム)

番号	品目	月初在庫数量	月間受入数量							月間払出数量			過欠補正	月末在庫数量	備考
			自家生産または自家発生	生産業者から	輸入	政府機関から	販売業者から	その他	計	消費数量	出荷数量	計			
1	電気銅														
2	再生銅														
3	銅の故またはくず														
4	銅合金の故またはくず														
5	電気鉛														
6	再生鉛														
7	鉛の故またはくず														
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛														
9	再生亜鉛														
10	亜鉛の故またはくず														
11	すず地金														
12	すずの故またはくず														
13	アンチモン地金														
14	ニツケル地金														
15	硫酸ニツケル														
16	フエロニツケル														
17	ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず														
18	コバルト地金														
19	酸化コバルト														
20	コバルトニツケル合金														
21	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず														
22	水銀														
23	金属タングステン														
24	フエロタングステン														
25	タングステンの鉱石または精鉱														
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず														
27	金属モリブデン														
28	フエロモリブデン														
29	モリブデンの鉱石または精鉱														
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず														

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和 年 月 日

管理者の職名および氏名 ㊞

備考

1 非鉄金属等の消費数量または在庫数量のいずれか一が報告限度数量に達しなくても、当該非鉄金属等については、この表の各項目を記載すること。
2 産業部門別の欄は、主たる業務に従つて記載すること。
3 品目欄に掲げる非鉄金属等については、様式第二の備考2に同じ。
4 数量の記載に当つては、キログラム未満は切り捨てること。
5 輸入の項には、直輸入分だけを記載すること。
6 出荷数量の項には、消費者が受け入れた非鉄金属等を消費しないで他に出荷した数量を記載すること。
7 過欠補正の項の記載については、様式第一の備考5に同じ。

様式第五

消費者用

用途別消費月報(昭和 年 月分)

事業場等の名称

所在地

(單位 キログラム)

番号	品目 ＼ 用途別	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量	製品の生産数量	消費数量計	備考
1	電気銅																		
2	再生銅																		
3	銅の故またはくず																		
4	銅合金の故またはくず																		
5	電気鉛																		
6	再生鉛																		
7	鉛の故またはくず																		
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛																		
9	再生亜鉛																		
10	亜鉛の故またはくず																		
11	すず地金																		
12	すずの故またはくず																		
13	アンチモン地金																		
14	ニツケル地金		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
15	硫酸ニツケル		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
16	フエロニツケル		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
17	ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
18	コバルト地金		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
19	酸化コバルト		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
20	コバルトニツケル合金		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
21	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
22	水銀		/		/		/		/		/		/		/		/		
23	金属タングステン		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
24	フエロタングステン		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
25	タングステンの鉱石または精鉱		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
27	金属モリブデン		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
28	フエロモリブデン		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
29	モリブデンの鉱石または精鉱		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		( )		

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和 年 月 日

管理者の職名および氏名 ㊞

備考

1 14から17、18から21、23から26または27から30の欄の括弧内には、それぞれニツケル、コバルト、タングステンまたはモリブデンの含有数量を記載すること。
2 数量の記載に当つては、キログラム未満は切り捨てること。ただし、含有数量の記載に当つては、グラム未満を切り捨てること。
3 その他の事項については、様式第四の備考1および3に同じ。

様式第六の一

消費者用

（単位　キログラム）

鉛丹、鉛白もしくはリサージまたは亜鉛華の生産出荷月報（昭和　年　月分）

事業場等の名称

所在地

鉛丹 生産数量			
項目	出荷数量	備考	
民需	塗料		
	通信機械その他の機械		
	ガラス製品		
	陶磁器		
	その他		
	計		
保安			
特需			
輸出			
計			

白鉛生産数量			
項目	出荷数量	備考	
民需	塗料		
	陶磁器		
	その他		
	計		
保安			
特需			
輸出			
計			

リサージ生産数量			
項目	出荷数量	備考	
顔料			
民需	農業用薬品		
	塗料		
	その他		
	計		
保安			
特需			
輸出			
計			

亜鉛華生産数量			
項目	出荷数量	備考	
数量	ゴム		
民需	衛生用品		
	ガラス製品		
	電線		
	陶磁器		
	油脂触媒		
	その他		
	計		
保安			
特需			
輸出			
計			

備考

1　項目中の保安、特需および輸出は、非統金原等需給調査規則別表第二の産業部門の内容により、民需は、それ以外のものとすること。ただし、民需中保安、特需または輸出に向けられることが明らかであるものについては、備考の項にその旨を記載すること。

2　数量の記載に当つては、キログラム未満は切り捨てること。

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名

㊞

様式第六の二

消費者用

ニツケルまたはコバルトの製品の出荷月報（昭和　年　月分）

事業場等の名称

所在地

(一)　ニツケル地金、硫酸ニツケル、フエロニツケルまたはニツケルもしくはニツケル合金の故もしくはくずを消費して製造した物品（単位　キログラム）

製品名	項目	出荷数量	ニツケル含有量	備考
a 低ニツケル鋼または鉄	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
b 耐熱鋼またはステンレス鋼	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
c 磁性合金	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
d 耐熱合金以外の超硬工具	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
e 非鉄合金その他の	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
f 電気メツキ	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
g その他	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			

(二)　コバルト地金、酸化コバルト、コバルトニツケル合金またはコバルトもしくはコバルト合金の故もしくはくずを消費して製造した物品（単位　キログラム）

製品名	項目	出荷数量	コバルト含有量	備考
a 高速度鋼	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
b 耐熱合金	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
c 磁性合金	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
d 超硬工具	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
e 顔料またはトリツ乾燥剤、フリツ	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			
f その他	民需			
	保安			
	特需			
	輸出			
	計			

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名

㊞

備考

1　項目中の保安、特需および輸出の記載については、様式第六の一の備考1に同じ。

2　数量の記載については、様式第五の備考2に同じ。

様式第六の三

消費者用

タングステンまたはモリブデンの製品の出荷月報(昭和　年　月分)

事業場等の名称

所在地

(イ) 金属タングステン、フエロタングステン、タングステンの鉱石もしくは精鉱またはタングステンもしくはフエロタングステンの故もしくはくずを消費して製造した物品(単位　キログラム)

製品名	項目		出荷数量	タングステン含有量	備考
a 高速度鋼	民需	タングステン15%以上含有			
		その他			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
b a以外の工具鋼	民需	切削用			
		その他			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
c a およびb以外の特殊鋼	民需	内燃機関用バルブスチール			
		その他の耐熱鋼			
		磁石鋼			
		その他			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
d 耐摩工具	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
e の線または板タングステン	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
f その他	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				

(ロ) 金属モリブデン、フエロモリブデン、モリブデンの鉱石もしくは精鉱またはモリブデンもしくはフエロモリブデンの故もしくはくずを消費して製造した物品(単位　キログラム)

製品名	項目		出荷数量	モリブデン含有量	備考
a 低モリブデン鋼または鋳鉄	民需	ベアリング			
		自動車			
		航空機			
		石油精製			
		電力			
		その他の構造用鋼			
		鋳鋼			
		鋳鉄			
		その他			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
b 高速度鋼	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
c b以外の工具鋼	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
d 耐しよく鋼	民需	食品工業			
		化学工業			
		その他			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
e 耐熱合金	民需	鉄合金			
		非鉄合金			
		計			
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
f 線または板モリブデンの	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				
g その他	民需				
	保安需				
	特需				
	輸出				
	計				

この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

管理者の職名および氏名　㊞

備考

1　項目中の保安、特需および輸出の記載については、様式第六の一の備考1に同じ。

2　数量の記載については、様式第五の備考2に同じ。

◉**労働省令第三十一号**

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)第三條の規定に基き、労働省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

労働大臣　吉武　恵市

労働省職員定数規程の一部を改正する省令

労働省職員定数規程(昭和二十四年労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中本省及び外局の表を次のように改める。

本省

区分	定数	備考
大臣官房	四四九人	うち五人は、国立国会図書館支部労働省図書館の定数とする。うち二四一人は、労働統計調査部の定数とする。
労政局	七七人	
内部部局 労働基準局	二二五人	
婦人少年局	一七〇人	
職業安定局	二三八人	
計	一、一五九人	
附属機関 産業安全研究所	四二人	
都道府県労働基準局	三、〇四九人	各都道府県労働基準局を通じての定数とする。
労働基準監督署	四、一六九人	各労働基準監督署を通じての定数とする。
地方支分部局 公共職業安定所	一一、五六〇人	各公共職業安定所を通じての定数とする。
計	一八、七七八人	
合計	一九、九七九人	

外局

区分	定数	備考
中央労働委員会	九〇人	
公共企業体仲裁委員会	一六人	
国有鉄道中央調停委員会	一三人	
専売公社中央調停委員会	一〇人	
国有鉄道地方調停委員会	四九人	各国有鉄道地方調停委員会を通じての定数とする。
専売公社地方調停委員会	三〇人	各専売公社地方調停委員会を通じての定数とする。
合計	二〇八人	

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　本省又は外局において、改正後の労働省職員定数規程第一項で定める定数をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

◉**労働省令第三十二号**

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第八條第四項の規定に基き、及び同法を実施するため、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

労働大臣　吉武　恵市

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県の部のうち、築館公共職業安定所の管轄区域の欄中「宮沢村」を削る。

同表群馬県の部のうち、前橋公共職業安定所の管轄区域の欄中「勢多郡」を「勢田郡」に改める。

同表千葉県の部のうち、千葉公共職業安定所の管轄区域の欄中「平三村、富山村、高滝村、里見村、白鳥村を除く。」、吉備郡の内平三村、富山村、高滝村、里見村、白鳥村」を削る。

同表神奈川県の部のうち、横浜公共職業安定所の管轄区域の欄中「富沢町」を「富貴町」に改める。

同表岡山県の部のうち、「玉島」を「浅口郡(西阿知町、連島町、里庄町、大島村を除く。)、吉備郡の内穂井田村」を「玉島」を「玉島市、玉島町、連島町、里庄町、浅口郡(西阿知町、連島町、大島村を除く。)、吉備郡の内穂井田村」に改める。

同表広島県の部のうち、福山公共職業安定所の管轄区域の欄中「宜山村」を「宜山村」に改める。

同表愛媛県の部のうち、宇和島公共職業安定所の管轄区域の欄中「北宇和郡」を「北宇和郡」に改める。

同表長崎県の部のうち、佐世保公共職業安定所の管轄区域の欄中「吉井村」を「吉井町」に、対島公共職業安定所の名称の欄「対島」を「対馬」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。但し、横浜公共職業安定所薩摩町分庁舎に係る改正の部分は昭和二十六年十一月一日から、千葉公共職業安定所、茂原公共職業安定所及び玉島公共職業安定所に係る改正の部分は昭和二十七年一月一日から適用する。

◉**建設省令第三十六号**

道路工事執行令の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日

建設大臣　野田　卯一

道路工事執行令の一部を改正する省令

道路工事執行令(大正九年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一般競争入札ニ付スベシ」の次に「コノ場合ニ於テ必要アルトキハ入札人ノ資格ヲ制限スルコトヲ得」を加える。

第六條　第六條第一項を次のように改める。

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ其ノ後二年間競争入札ニ参加セシメザルコトヲ得之ヲ代理人、支配人其ノ他責任ア使用人トシテ使用スル者モ亦同ジ

一　契約ノ履行ニ際シ故意ニ工事ヲ粗雑ニシタル者

二　競争入札ニ際シ不当ニ価格ヲセリ上グル目的ヲ以テ連合シタル者

三　競争入札加入ヲ妨ゲ又ハ落札人ガ契約ヲ締結若ハ履行スルコトヲ妨ゲタル者

四　検査監督ニ際シ係員ノ職務執行ヲ妨ゲタル者

五　正当ノ事由ナクシテ契約ヲ履行セザリシ者

六　前各号ノ一ニ該当スル事実アリタル後二年ヲ経過セザル者ヲ契約ニ際シ代理人、支配人其ノ他ノ使用人トシテ使用スル者

第七條　一般競争入札ハ入札期日ノ前日ヨリ起算シ十日前迄ニ必要ナル事項ヲ公告スベシ但シ急ヲ要スルトキ又ハ工事一件ノ予定価格五百万円未満ノ工事ニツイテハ其ノ期間ヲ五日マデ短縮スルコトヲ得

第九條中「百分ノ三」を「百分ノ五」に改める。

第十一條第一項中「三分ノ二」を「十分ノ八ヨリ三分ノ二ノ範囲内ニ於テ道路管理者ノ定ムル制限価格」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二　請負人ガ工事ノ請負契約ノ履行ニ関スル損害保険契約ヲ締結シタル場合ニ在リテハ当該工事ニ付入札保証金及契約保証金ヲ減免スルコトヲ得

第十四條第一項を次のように改める。

第十四條　入札保証金及契約保証金ハ国債証券、地方債証券其ノ他道路管理者ニ於テ適当ト認ムル有価証券ヲ以テ代用スルコトヲ得

第二十四條を次のように改める。

第二十四條　道路管理者ハ契約ニ依リ請負人ニ対シ工事ノ既済部分ニ付工事完了前ニ其ノ部分ニ対スル代価ノ十分ノ九以内ノ支拂ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ハ特ニ検査ノタメ吏員又ハ技術者ニ命ジテ調

規　則

◉**地方財政委員会規則第二十一号**

地方税法施行規則（昭和二十五年地方財政委員会規則第五号）の一部を改正する地方財政委員会規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

地方税法施行規則の一部を改正する地方財政委員会規則

地方税法施行規則（昭和二十五年地方財政委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二條第六号及び第十号中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改め、第十号の次に次の四号を加える。

十一　陽明文庫維持のために財団法人陽明文庫養助会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額

十二　真生会館設立のために財団法人聖フイリツポ寮真生会館建設委員会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額

十三　弊原平和財団設立のために弊原平和財団設立世話人会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額

十四　出雲大社式年遷宮のために出雲大社御遷宮奉賛会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額

附　則

この規則は、公布の日から施行し、第六号及び第十号の改正を除き、昭和二十六年十一月一日の属する事業年度分において支出した寄附金から適用する。

◉**外国為替管理委員会規則第十四号**

標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則

標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二條に三及び四として次を加える。

三　「非居住者外貨預金勘定」とは、外国為替管理令第十三條第二項の規定により許可を受けたところに従つて、非居住者が本邦内にある外国通貨表示の預金勘定をいう。

四　「居住者外貨預金勘定」とは、外国為替管理令第十三條第二項の規定により許可を受けたところに従つて、居住者が保有する外国通貨表示の預金勘定をいう。

附表第一の一㈠中「当該貨物の代金の全額（輸出契約に含まれた諸掛を含む。以下同じ。）を」の下に「当該表示通貨により」を加え、1㈠㈠中「一流銀行の発行」を「一流銀行が発行又は手形の支拂を保証」に改める。

附表第一の一㈠を削り、1㈣中「㈠、㈡又は㈢」を「㈡及び㈢」に改め、これを㈡とする。

附表第一の二中「1の㈠、㈡、㈢」を「1の㈡、㈢」に、「3の㈠、㈡、㈢、㈣」を「3の㈡、㈢、㈣」に改める。

附表第一の別紙第二2を削る。

附表第二の1㈡に次の但書を加え、㈠の但書を次のように改める。

但し、当該支拂は、当該貨物の本邦到着後六ヶ月以内に行われるものに限る。

附表第二の2㈡中「一覧拂荷為替信用状に基いて振り出されたアメリカ合衆国通貨表示の一覧拂手形」を「荷為替信用状に基いて振り出されたアメリカ合衆国通貨表示の一覧拂手形」に改め、同表2㈡に次の但書を加え㈠の但書を次のように改める。

但し、当該支拂は、当該貨物の本邦到着後六ヶ月以内に行われるものに限る。

附表第二の3㈡及び㈢の但書を「但し、当該支拂は、当該貨物の本邦到着後六ヶ月以内に行われるものに限り、且つ、当該地域との協定があるときは、当該協定で定められた條件に従つているものに限る。」に改める。

附表第三の1㈣中「当該非居住者が非居住者預金勘定又は特別預金勘定を保有している場合」を「当該非居住者が非居住者預金勘定又は非居住者外貨預金勘定を保有している場合」に改め、本文中「当該非居住者預金勘定」の次に「又は当該非居住者外貨預金勘定」を加え、「又は特別預金小切手により」を削る。

附表第四の一中「対外支拂手段」の次に「（特別決済勘定を通じるものを除く。）」を加え、「又は当該外国通貨に相当する甲種若しくは乙種特別預金小切手」を削り、本文に次の但書を加える。

但し、旅客運賃及び手荷物運賃の外貨拂手段は、当該支拂者の非居住者外貨預金勘定を引当に、又は当該支拂者が外国から送金を受けた対外支拂手段（特別決済勘定を通じるものを除く。）に基いて、外国為替銀行が振り出した外国通貨表示の記名式裏書譲渡禁止の小切手に限る。

附表第四の二の本文を削り、1及び2として次を加える。

1　渡航傷害保険料について、保険証券において定められた外国通貨表示の対外支拂手段（特別決済勘定を通じるものを除く。）により受取金の全部が受領する方法。但し、当該保険料の支拂者が本邦にあるときは、当該対外支拂手段は、当該支拂者の非居住者外貨預金勘定を引当に、又は当該支拂者が外国から送金を受けた対外支拂手段（特別決済勘定を通じるものを除く。）に基いて、外国為替銀行が振り出した外国通貨表示の記名式裏書譲渡禁止の小切手に限る。

2　渡航傷害保険料以外の保険料について、保険証券において定められた外国通貨表示の対外支拂手段（特別決済勘定を通じるものを除く。）を外国為替銀行に売却して取得した内国支拂手段により受取金の全部を受領する方法。但し、当該保険料の支拂者が本邦にあるときは、外国為替管理委員会の定めるところにより外国為替銀行の発行する外貨交換済証明書を添付する場合に限る。

附表第八の本文に次の但書を加える。

但し、対外支拂手段により支拂われた貨物運賃収入については、この限りでない。

附表第九中「積荷保険料収入」を「保険料収入」に、「通商産業大臣の認める」を「大蔵大臣又は通商産業大臣により認められ、又は許可を受けたに改め、一の本文に「但し、対外支拂手段により支拂われた保険料収入については、この限りでない。」を加え、「1に掲げる」の上に「積荷保険料収入について、」を加え、同表を附表第十一とし、附表第十を附表第十一とし、附表第九として次を加える。

附表第九　本邦にある外国の船舶会社又は航空会社が外貨運賃（特別決済勘定を通じるものを除く。以下同じ。）又は居住者外貨預金勘定残高の売却により取得した内国支拂手段の送金に関する標準決済方法

一　方　法

本邦にある外国の船舶会社又は航空会社が、大蔵大臣又は通商産業大臣により認められ、又は許可を受けたところにより支拂われた外貨運賃又は当該船舶会社若しくは航空会社の居住者外貨預金勘定残高（以下「外貨運賃等」という。）の売却により取得した内国支拂手段の外国にある本社に対する送金は、左に掲げるところによる。

1　暫定送金

外貨運賃等の売却により取得した左に掲げる内国支拂手段の暫定送金は、2に掲げる決算を要する。

㈠　本社がスターリング地域に属する場合

連合王国通貨表示の対外支拂手段を外国為替銀行から買い入れて送金する方法

㈡　本社が特別決済勘定地域に属する場合

当該地域との協定に従つて、当該特別決済勘定を通じて送金する方法

㈢　本社が㈠及び㈡に掲げる地域以外の地域に属する場合

アメリカ合衆国通貨表示の対外支拂手段を外国為替銀行

から買い入れて送金する方法

右に掲げる方法により暫定送金をしようとする者は、当該送金の都度、外貨運賃等を外国為替銀行に売却し、当該外国為替銀行（但し、居住者外貨預金勘定残高を売却した場合は、当該居住者外貨預金勘定を保有する外国為替銀行に限る。）に当該送金を依頼しなければならない。外国為替銀行は、当該内国支拂手段が外貨運賃等の売却により取得した内国支拂手段であることを確認し、当該外貨運賃等の買入後、遅滞なく当該送金手続をとるものとする。

2　決　算

1に掲げる暫定送金の金額は、附表第八の一3決算に規定する大蔵大臣の定める決算額によつて合算調整するものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一

アデン（植民地及び保護領）
オーストラリア（ナウル、ニューギニア、ノーフオーク島及びパプアを含む。）
バハマス
バーバドス
バストーランド
ベチユアナランド保護領
ベルムダ
英領ギアナ
英領ホンジユラス
英領ソロモン諸島保護領
ブルネイ
ビルマ
セイロン
サイプラス
フオークランド諸島及び属領
フイージー
ガムビア（植民地及び保護領）
ジブラルタル
ギルバート及びエリス諸島植民地（英米共同管理下にあるカントン島及びエンダーベリイ島を含む。）
ゴールドコースト（英国信任統治下にあるトーゴーランドを含む。）
香　港
アイスランド
インド（アンダマン諸島、ニコバル諸島及びシツキム保護領を含む。）
イラク
アイルランド共和国
ジヤマイカ（タークス諸島、カイコス諸島及びカイマン諸島を含む。）
コルダンハセミテ王国
ケニア（植民地及び保護領）
リーウオード諸島
リビア
マレー連邦
マルダイブ諸島
マルタ
モリシヤス
ニユージランド（クツク諸島、ロス属領、トケロー諸島即ちユニオン諸島及び西サモアを含む。）
ニジエリヤ（英国信託統治下にある カメルーンズを含む。）
北ボルネオ（ラブアンを含む。）
北ローデシア
ニヤサランド保護領
パキスタン
ペルシヤ湾諸地域（バーレン、カーウエート、クワター、トルシアル沿岸地域《アジマン、アブダアビ、ダベイ、カルバ、ラスアルカイマー、シヤルジエ、ウムアルクワイワン》を含む。）
ピツトケアン島
セントヘレナ及び属領
サラワク
セイチレス
シエラレオネ（植民地及び保護領）
シンガポール（クリスマス島及びココス島を含む。）
ソマリーランド保護領
南ローデシア
スワジランド
タンガニイカ地域
トンガ
トリニダード及びトバゴ
ウガンダ保護領
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域
連合王国（チヤンネル諸島を含む。）
ウインドワード諸島
ザンジバル保護領

別紙様式E五三一〇中「標準決済方法に関する規則別表第十 Ragulation Concerning Standard Method of Settlement, Schedule No. 10」を「標準決済方法に関する規則別表第九 Regulation Concerning Standard Method of Settlement' Schedule No. 9」に改める。

別表第二中「オランダ」の次に「ニユーギニア」を加える。

附　則

この規則は、昭和二十七年一月一日から施行する。

◉**外国為替管理委員会規則第十五号**

外国為替銀行等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

外国為替銀行等の報告に関する規則の一部を改正する規則

外国為替銀行等の報告に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五條を第六條とし、第五條として次の一條を加える。

（暫定送金に関する報告）

第五條　銀行は、標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）附表第九に基いて本邦にある外国の船舶会社又は航空会社の居住者外貨預金勘定残高の売却により取得した内国支拂手段の送金をした場合には、その都度、遅滞なく、当該暫定送金の依頼者、送金先及び送金額を外国為替管理委員会に報告するものとする。

2　銀行は、同規則附表第十に基いて本邦にある外国の保険会社（その支店及び代理店を含む。）のために積荷保険料収入以外の保険料収入について、暫定送金をした場合には、その都度、遅滞なく、当該暫定送金の依頼者、送金先及び送金額を外国為替管理委員会に報告するものとする。

附　則

この規則は、昭和二十七年一月一日から施行する。

告　示

◉**総理府告示第四百五十七号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十一月二十日から、福井県足羽郡麻生津村と今立郡神明町との境界を次の通り変更する旨、福井県知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

今立郡神明町に編入する区域

足羽郡麻生津村大字末広字第一七字中河原　三六の二、三七の二及び右地先旧浅水川、同大字森行字第三〇字大割一〇、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、一四の一、一四の二、一四の三、一四の四、一五の一、一五の二、一六、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九、二〇、二一、二二の一、二二の二、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五、二六、二七の一、二七の二、二八、二九、四八、四三、四四、四五、四六、四七、五三及び右地先旧浅水川並びに道路

足羽郡麻生津村に編入する区域

今立郡神明町大字鳥羽字第一〇五字鳥居河原　七、八の一部、九の一部及び右地先旧浅水川、同字第一〇五字鳥居河原　八の一部、九の一部、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八及び右地先の道路、水路、旧浅水川、同字第一〇五字鳥居河原一二番地先廃川敷、同字第一二字北大巻　四六、四七、四八、四九の各一部、四五、一八、一九、二〇、二一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八及び右地先の道路ならびに旧浅水川、同字第一二字北大巻　三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、五〇の一、五〇の二及び四六、四七、四八、四九の各一部及び右地先旧浅水川、同字第一一字南大巻口　五、二一の一、二一の二、二二、二三、二四、二五、二六、同字第一二字北大巻　三、四の一、五の一、六の一、七の一、八の二、九の二、一〇の二、一一の二、一二、一三、一四、一五、一六、一八の一、一九、二〇、二一、二二、二八の一、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五の一、三五の二、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五及び四六、四七の各一部並びに右地先道路、水路、旧浅水川

P. 640

◉地方財政委員会告示第三十四号

昭和二十五年十月地方財政委員会告示第二十九号の一部を次のように改め、昭和二十七年度分の固定資産税から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　地方財政委員会委員長　野村　秀雄

「日本発送電株式会社
北海道配電株式会社
東北配電株式会社
北陸配電株式会社
関東配電株式会社
中部配電株式会社
関西配電株式会社
中国配電株式会社
四国配電株式会社
九州配電株式会社」

を

「北海道電力株式会社
東北電力株式会社
北陸電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
九州共同電力株式会社」

に改める。

◉地方財政委員会告示第三十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

富田林市

◉地方財政委員会告示第三十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

寝屋川市

◉地方財政委員会告示第三十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百九十一條第一項の規定により地方財政委員会が指定する大規模発電施設を次のとおり定め、昭和二十七年度分の固定資産税から適用し、昭和二十六年六月一日地方財政委員会告示第六号は、これを廃止する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

左の上欄に掲げる株式会社の所有する中欄に掲げる発電施設の下欄に掲げる市町村に所在する償却資産

会社名	発電所名	所在市町村
東北電力株式会社	十和田発電所	青森県上北郡十和田村
〃	神代発電所	秋田県仙北郡生保内村
〃	落合発電所	福島県伊達郡立子山村
〃	山郷発電所	福島県耶麻郡山郷村
〃	新郷発電所	〃　耶麻郡新郷村
〃	豊実発電所	新潟県東蒲原郡豊実村
〃	鹿ノ瀬発電所	〃　東蒲原郡両鹿瀬村
〃	猪苗代第一発電所	福島県耶麻郡日橋村
〃	猪苗代第三発電所	〃　耶麻郡日橋村
〃	佐久発電所	群馬県勢多郡北橋村
〃	田代川第二発電所	山梨県南巨摩郡三里村
〃	中津川第一発電所	新潟県中魚沼郡秋成村
〃	信濃川発電所	〃　中魚沼郡外丸村
〃	高瀬川第三発電所	長野県南安曇郡安曇村
〃	信濃川発電所	〃　北安曇郡平村
〃	山口発電所	〃　下水内郡岡町
〃	東町発電所	岐阜県吉城郡神岡町
〃	牧発電所	〃　吉城郡神岡町
〃	真川発電所	富山県上新川郡大山村
〃	上麻生発電所	岐阜県武儀郡上麻生村
〃	下原発電所	〃　益田郡下原村
〃	大井川発電所	静岡県榛原郡上川根村
〃	大間発電所	榛原郡上川根村
〃	湯山発電所	〃　榛原郡上川根村
〃	久野脇発電所	〃　榛原郡中川根村
〃	関ヶ原発電所	長野県西筑摩郡読書村
〃	御岳発電所	〃　西筑摩郡王滝村
〃	常盤発電所	〃　西筑摩郡三岳村
〃	三浦貯水池	〃　西筑摩郡王滝村
〃	兼山発電所	岐阜県加茂郡和知村
〃	大井発電所	〃　恵那郡蛭川村
〃	笠置発電所	〃　恵那郡飯地村
〃	今渡発電所	〃　可児郡今渡町
〃	中野発電所	富山県東礪波郡中野村
〃	愛本発電所	〃　下新川郡愛本村
〃	蟹寺発電所	〃　婦負郡細入村
〃	黒部川第二発電所	〃　下新川郡内山村
〃	黒部川第三発電所	〃　下新川郡内山村
〃	小原発電所	〃　東礪波郡上平村
〃	祖山発電所	〃　東礪波郡平村
〃	小牧発電所	〃　東礪波郡東山見村
〃	柳河原発電所	〃　下新川郡愛本村
〃	市荒川発電所	福井県吉田郡上志比村
〃	志津川発電所	京都府久世郡横島村
〃	新北原発電所	島根県仁多郡三沢村
〃	三幡発電所	岡山県上道郡三幡村
〃	神ノ瀬発電所	広島県双三郡君田村
〃	神ノ瀬発電所	〃　比婆郡下高野山村
〃	君田発電所	〃　双三郡君田村
〃	吉ヶ瀬発電所	〃　山県郡筒賀村
〃	津賀発電所	高知県幡多郡昭和村
〃	長沢発電所	〃　土佐郡本川村
〃	大橋発電所	〃　土佐郡本川村
〃	分水第一発電所	〃　土佐郡本川村
〃	分水第一発電所	〃　吾川郡渭水村
〃	分水第二発電所	〃　吾川郡渭水村
〃	戸畑発電所	福岡県戸畑市
〃	塚原発電所	宮崎県東臼杵郡諸塚村
日本軽金属株式会社	富士川第一発電所	山梨県西八代郡栄村
〃	富士川第一発電所	〃　西八代郡大河内村
〃	富士川第二発電所	静岡県庵原郡蒲原町
株式会社鉄興社	立谷沢第一発電所	山形県東田川郡立谷沢村
〃	立谷沢第二発電所	〃　東田川郡立谷沢村
関西電力株式会社	市荒川発電所	福井県大野郡鹿谷村
〃	荒川発電所	〃　大野郡遅羽村

◉地方財政委員会告示第三十八号

競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）第一條第一項第一号の規定により、地方競馬を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

守口市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市

◉地方財政委員会告示第三十九号

競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）第一條第一項第一号の規定により、地方競馬を行うことのできる町村を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

岐阜県本巣郡穂積町
岐阜県本巣郡牛牧村

◉地方財政委員会告示第四十号

競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）第一條第一項第二号の規定により、地方競馬を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

鳴門市

◉外国為替管理委員会告示第七号

標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）附表第四の二2の規定に基いて、外貨交換済証明書の発行及び使用手続を次のように定め、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日

外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

一、本邦にある者が外国通貨建の保険契約（海上積荷保険契約及び渡航傷害保険契約を除く。）に基いて保険料を本邦にある保険会社（外国にある会社の代理店を含む。以下同じ。）へ支拂う場合には、二に定めるところにより発行された外貨交換済証明書を添付した上、保険証券において定められた外国通貨表示の対外支拂手段（特別決済勘定を通じるものを除く。）を外国為替銀行に売却して取得した内国支拂手段により支拂うものとする。

二、外貨交換済証明書の発行手続は次の通りとする。

1　証明の依頼

外貨交換済証明書（以下「証明書」という。）の発行を受けようとする者（以下「証明依頼者」という。）は、証明書を添付して支拂をしようとする相手方の異なることに、別紙証明書用紙二通に所定事項を記入の上、これを自己の取寄外貨（特別決済勘定を通じるものを除く。）又は非居住者外貨預金勘定残高を売却した外国為替銀行店舗（以下、「証明銀行」という。）へ提出して、証明を依頼する。

2　証明書の発行

証明銀行は、前記1により証明依頼を受けた場合、証明依頼者の記載した事項を、支拂送金為替記入帳又は外貨預金勘定元帳等により照合の上、証明書の一通に責任者署記名捺印して、これを証明依頼者に交付するとともに、他の一通を日本銀行へ送付する。

証明銀行は、証明書の重複発行をしてはならない。

3　証明の制限

証明銀行は、証明依頼者から直接買い入れた取寄外貨又は非居住者外貨預金勘定残高について証明書を発行するものとする。但し、当該取寄外貨又は非居住者外貨預金勘定残高の買入日から三ヶ月を経過した場合には、証明書を発行することができないものとする。

証明銀行は、証明依頼者が、輸出代金その他外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による債権回収義務に基いて取り寄せた外貨につき、証明書を発行することはできないものとする。

4　分割証明

証明銀行は、証明依頼者から買い入れた取寄外貨又は非居住者外貨預金勘定残高につき分割して証明書を発行することができる。

三、証明書の有効期間は、当該証明書発行の日から一ヶ月以内とする。

四、証明書の提出を受けた保険会社は、当該証明書の裏面に所定事項を記入の上、遅滞なくこれを日本銀行へ送付するものとする。

（別紙）

（表　面）

外貨交換済証明書

証明番号＿＿＿＿

証明事項	外貨の種類及び買入額	外貨	
		円貨	
	証明額	外貨	
		円貨	
	外貨買入日		
目的	支拂目的 支拂先		

上記の外貨買入の事実を証明願います。
（証明依頼人）

上記の外貨買入の事実を証明します。
年　月　日
（証明銀行）　㊞

有効期限　年　月　日まで

（裏　面）

支拂受領の目的	
支拂受領年月日	
支拂受領金額	
支拂受領者 住　所 氏名又は商号　㊞	

備考　本証明書は支拂受領者が裏面に所定事項を記入の上、東京都中央区日本銀行為替管理局管理課へ送付すること。

昭26.12.29. 第7494号

◉**電波監理委員会告示第二千四百四十六号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年八月五日 第一二四八号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属塩釜固定局
六 通信事項 海上保安庁法第二条第一項及び第三十五条第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 横浜市中区北仲通り六の六四 東経一三九度三八分 北緯三五度二七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JGC―31 A一 {三、一五〇kc 四、二〇〇kc} 水晶発振 吸収管式 一五〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、Y型
十一 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百四十七号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十五日 第四一二六号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二条第一項、第二十一条第二項及び第三十五条第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十六年十一月三十日
八 設置場所 広島市宇品町官有一番地 東経一三二度二八分 北緯三四度二一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNE A二 四六八kc
〃 〃 五〇〇kc
〃 A一 一、五七〇kc
〃 A一、A二 一、六二〇kc
JNE―2 A一 二、二九五kc
JNE 〃 六、三七五kc
水晶発振
第一装置 A一 吸収管式 A二、A三 終段抑制格子変調(吸収管式) A一、A二 二五〇W A三 一五〇W
第二装置 A一 吸収管式
十 空中線の型式及び構成 T型、逆L型
十一 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百四十八号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十五日 第四一二七号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属東京、小樽、塩釜、新潟、舞鶴、名古屋、神戸、門司、佐世保、境、徳山、高知及び高松の各固定局
六 通信事項 海上保安庁法第二条第一項及び第三十五条第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 広島市宇品町官有一番地 東経一三二度二八分 北緯三四度二一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNE―20 (注一)A一 四、一五〇kc 水晶発振 吸収管式 三〇〇W
JNE―21 (注二)A一 七、五四五kc 〃 〃 五〇〇W
JNE―31 (注三)A一 三、七八五kc 〃 〃 二五〇W
JNE―20 A一 四、二〇〇kc 〃 〃 〃
十 空中線の型式及び構成 Y型、逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他
(注一)の周波数の使用は、夜間に限る。
(注二)の周波数の使用は、昼間に限る。
(注三)の周波数の使用は、境、徳山、高知及び高松の各固定局と通信を行う場合に限る。

◉**電波監理委員会告示第二千四百四十九号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月四日 第一二九一号
二 免許人の名称 明星電気株式会社
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 レーウイン・ゾイデの研究のため、実験を行う。
五 通信の相手方 明星電気株式会社所属の受信設備
六 通信事項 気象状況の変化によつて自動的に発射される信号
七 免許の有効期限 昭和二十八年十二月三日
八 設置場所 伊勢崎市本町七丁目一〇二九番地 東経一三九度一三分 北緯三六度一九分
九 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A二 四一一Mc 自励発振 陽極変調 〇・五W
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイポール
十一 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第四一五五号
二 免許人の名称 下関漁業無線協会
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 下関漁業無線協会員所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 下関市大和町三〇番地 東経一三〇度五五分 北緯三三度五七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JFK
A一、A二 {五〇〇kc 一、五七〇kc 一、五八〇kc}
A一、A二 一、六一〇kc
A三 一、六二〇kc
A一 二、〇一〇kc
A三 二、六五〇kc
水晶発振
第一装置 A二 リツプル変調 A三 終段抑制格子変調
第二装置 A二、A三 終段抑制格子変調
A一、A二 五〇〇W
A三 一五〇W 但し、二、六五〇kcは、五〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十一号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月七日 第一四七一号
二 免許人の氏名 福原芳五郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年六月六日
八 設置場所 第三初丸(主たる停泊港 七浦)
九 呼出名称 さんごうはつまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 {二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc} 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十二号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十二日 第一五七〇号
二 免許人の氏名 網代亀太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月十一日
八 設置場所 第三不動丸(主たる停泊港 波崎)
九 呼出名称 さんごうふどうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 {二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc} 水晶発振 終段抑制格子変調 二〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十三号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月四日 第一六〇七号
二 免許人の氏名 広野久蔵
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年七月三日
八 設置場所 第一稲荷丸(主たる停泊港 波崎)
九 呼出名称 ひろやいちごういなりまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 {二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc} 水晶発振 終段陽極変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十四号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月四日 第六五七六号
二 免許人の氏名 勝瀬 勇
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年十月三日 但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第二十一住吉丸(主たる停泊港 福岡)
九 呼出符号及び呼出名称 JNEY だいにじゆういちすみよしまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 一、五八〇kc
A一、A二、 一、六一〇kc
A三 一、九三〇kc
A一 五、五二〇kc
水晶発振 A二 終段陽極変調 A三 終段抑制格子変調 A一、A二 一二五W A三 三〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五十五号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月二日 第五一六八号
二 免許人の氏名 川崎安吉
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

昭26.12.29. 第7494号

五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する通信、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月一日
八 設置場所 第二芳丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出名称 だいによしまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇kc 一、九五五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百五十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年七月十九日 第一五八〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年七月十八日
八 設置場所 やまぎく(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 やまぎく
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇kc 二、四四〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極及び遮蔽格子同時変調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 ホイップ
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百五十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六七四号
二 免許人の名称 昭和商船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、昭和商船株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 木津川丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 JRSY
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 主発振 A二 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百五十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五七一号
二 免許人の名称 日本郵船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 伊達丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 JRIE
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 主発振 A二 リップル変調 二五〇W
主装置 A一 五、四二〇kc 五、五二〇kc 五、五七〇kc 六、六五〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 水晶発振
補助装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 主発振 A二 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 十六時間

◎電波監理委員会告示第二千四百五十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年七月二日 第一五八三号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年七月一日
八 設置場所 のぎく(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 のぎく

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極及び第二格子同時変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 ホイップ
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百六十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三一七号
二 免許人の名称 八光汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 八光汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第十近油丸(主たる停泊港 神戸)
九 呼出符号 JGLK
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 五〇〇kc 五、四二〇kc 五、五七〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 水晶発振 リップル変調 五〇W
A一 五、四二〇kc 五、五七〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百六十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三四〇七号
二 免許人の名称 阿波国共同汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、阿波国共同汽船株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第四共同丸(主たる停泊港 大阪)
九 呼出符号 JKMJ
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 五〇〇kc 主発振 A一 五、四二〇kc 五、五七〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 水晶発振 リップル変調 一五〇W
補助装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 主発振 リップル変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百六十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三四一九号
二 免許人の名称 甘糟産業汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、甘糟産業汽船株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 三月山丸(主たる停泊港 大阪)
九 呼出符号 JRET
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc 主発振 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千四百六十三号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD—一一〇A型無線方位測定機(昭和二十六年十一月三十日合格、検定番号第一五五六号)の型式の変更を次の通り承認した。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 変更承認の年月日 昭和二十六年十一月三十日
二 承認番号 第一五五六—三号
三 申請者の名称 日本無線株式会社
四 機器の名称及び型式 NMD—一一〇AN型無線方位測定機
五 機器製造者の名称 日本無線株式会社
六 検定周波数範囲 二八五kcから五三五kcまで

◎電波監理委員会告示第二千四百六十四号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD—一一〇A型無線方位測定機(昭和二十六年十一月三十日合格、検定番号第一五五六号)の型式の変更を次の通り承認した。
昭和二十六年十二月二十九日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 変更承認の年月日 昭和二十六年十一月三十日
二 承認番号 第一五五六—二号
三 申請者の名称 日本無線株式会社
四 機器の名称及び型式 NMD—一一〇N型無線方位測定機
五 機器製造者の名称 日本無線株式会社
六 検定周波数範囲 二八五kcから五三五kcまで

昭26.12.29.　第7494号

◉電波監理委員会告示第二千四百六十五号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD―一一〇A型無線方位測定機（昭和二十六年十一月三十日合格、検定番号第一五五六号）の型式の変更を次の通り承認した。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　変更承認の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　承認番号　第一五五六―一号
三　申請者の名称　日本無線株式会社
四　機器の名称及び型式　NMD―一一〇型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　日本無線株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcから五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百六十六号

国家公安委員会栃木県栃木地区警察署構内無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十一月二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一二二八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　常置場所　栃木市室町二二一番地　東経一三九度五三分　北緯三六度三四分
　移動体の種別　可般
　移動範囲　全国一円
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　JPK―24　A一　一、九九五kc　(注)A一　五、四四五kc　A一　四、二〇〇kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　逆L型、単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他　(注)の周波数の使用は、晝間に限る。

◉電波監理委員会告示第二千四百六十七号

山仙丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六三七号
二　免許人の氏名　山本直司
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　山仙丸（主たる停泊港　波崎）
九　呼出符号及び呼出名称　JILR　やませんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　A一、A二　一、五七〇kc、一、五八〇kc、一、九〇五kc
　A一　三、七〇〇kc
　A一、A二、　一、六二〇kc、一、九五五kc
　A三　二、四四〇kc、二、五四五kc、二、六五〇kc、二、七八五kc
　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調
　A一　五〇W　A二　三〇W　A三　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百六十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四一二八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期間　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　浜田市長浜字脇　東経一三二度〇二分　北緯三四度五二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百六十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四一二九号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属境及び嚴原の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　浜田市長浜字脇　東経一三二度〇二分　北緯三四度五二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　JND―5　A三　一、六一〇kc、一、九四〇kc、二、一四〇kc、二、六五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　一二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　JND―35　A一　三、七八五kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百七十号

千葉県所属勝浦海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年七月二十五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇五三号
二　免許人の名称　千葉県
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁船の船舶局
六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　千葉県夷隅郡勝浦町墨名八一五番地　東経一四〇度一九分　北緯三五度〇九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　JFB
　A一、A二　一、五〇〇kc、一、九〇五kc
　A一、A二、A三　一、九三〇kc、一、九五五kc
　A三　二、五四五kc
　第一、第二装置　水晶発振
　第一装置　A一　吸収管式低電力変調　A二　(吸収管式)　A三　終段抑制格子変調
　第二装置　A二　リップル変調　A三　終段抑制格子変調
　A一、A二　五〇〇W
　A三　二〇〇W　但し、二、五四五kcは五〇W
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百七十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第四百三号の千葉県無線漁業協同組合所属勝浦海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年七月二十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第九項中A一、A二「一、八二〇kc」を削り、「A一、A二、A三　一、九五五kc」の次に「A三　二、五四五kc」を、「A三　二〇〇W」の次に「但し、二、五四五kcは五〇W」を加える。

◉電波監理委員会告示第二千四百七十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二十三号第三福田丸無線局の周波数は、昭和二十六年三月十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項中「A三　一、七八五kc」の次に「二、四五〇kc、二、五四〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第二千四百七十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第八百十七号第三　五水丸の無線局の免許人は昭和二十六年六月十日に、電波の型式及び周波数は昭和二十六年六月三十日に変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第二項中「五洋水産株式会社」を「福洋水産株式会社」に改める。
第十項中周波数「A一　五、五二〇kc」の前に「A一　一、九三〇kc」を加え、空中線電力「一〇〇W」の次に「但し、一、九三〇kcは一〇W」を加える。

◉電波監理委員会告示第二千四百七十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三二四三号
二　免許人の名称　間人漁業協同組合
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮津漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一盛漁丸（主たる停泊港　間人）
九　呼出名称　たいざだいいちせいりようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　A三　一、六一〇kc、一、六二〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　傾斜型、逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百七十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月十九日　第四二七八号
二　免許人の名称　四勝水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月十八日
八　設置場所　第五賀津丸（主たる停泊港　大社）
九　呼出符号及び呼出名称　JKFP　だいごがつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　A一　一、五七〇kc、一、五八〇kc
　A一、A三　一、六一〇kc
　A三　二、四四〇kc、二、四五〇kc、二、五四五kc、二、六五〇kc、二、七八五kc
　水晶発振　A三　終段陽極変調
　A一　五〇W　A三　三〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百七十六号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六一〇号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二条第一項及び第三十五条第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　宗谷(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JDOX
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A一、A二　三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六八kc、五〇〇kc
　A一　五、四二〇kc、五、五二〇kc、五、五七〇kc、六、六五〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc
　第一、第二、第三装置　水晶発振　第一、第三装置　A二　リップル変調　二五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百七十七号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十八日　第一五七五号
二　免許人の名称　三井船舶株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、三井船舶株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十七日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　赤城山丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JRYF
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　主装置
　　第一装置
　　　A一、A二　三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、四六八kc、五〇〇kc
　　　A一　五、四二〇kc、五、五七〇kc、八、二八〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc
　　　水晶発振　A二　リップル変調　五〇〇W
　　第二装置
　　　A一　五、四二〇kc、五、五七〇kc、六、六五〇kc、八、二八〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc、一二、四二〇kc、一六、五六〇kc
　　　水晶発振　一KW　但し、六、六五〇kcは三〇〇W
　補助装置
　　A一、A二　三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、四六八kc、五〇〇kc
　　A一　八、二八〇kc
　　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
　特殊設備　レーダー　P〇　九、三九〇Mc　マグネトロン発振　五〇KW
　　但し、帯域幅は九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで
　　無線方位測定機　KS—二五一型
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百七十八号**

勝壽丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇四七号
二　免許人の氏名　佐久間勝二
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　勝壽丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　かつじゆまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A三　一、六二〇kc、二、四四〇kc、二、五四五kc、二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百七十九号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第六一六六号
二　免許人の名称　九州電力株式会社
三　無線局の種別　簡易無線局
四　無線局の目的　電気事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五　通信の相手方　九州電力株式会社所属の九州地方を移動範囲とする簡易無線局
六　通信事項　電気事業遂行上必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　携帯
　移動範囲　九州地方
　常置場所　福岡市渡辺通二丁目三五番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JKX—601　A三　四六七Mc　自励発振　終段陽極変調　一W
十　空中線の型式及び構成　ダブレット(反射器付)
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百八十号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第六一六七号
二　免許人の名称　九州電力株式会社
三　無線局の種別　簡易無線局
四　無線局の目的　電気事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五　通信の相手方　九州電力株式会社所属の九州地方を移動範囲とする簡易無線局
六　通信事項　電気事業遂行上必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　携帯
　移動範囲　九州地方
　常置場所　福岡市渡辺通二丁目三五番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JKX—602　A三　四六七Mc　自励発振　終段陽極変調　一W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百八十一号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月三十日　第一二八八号
二　免許人の名称　日本放送協会
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本放送協会所属の各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの伝達に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十一月二十九日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　関東、信越、東海、北陸、東北、北海道一円
　常置場所　東京都千代田区内幸町二丁目二番地　東経一三九度四六分　北緯三五度四〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JO2AE　F三　一四九・〇一Mc　水晶発振　位相変調　一五W
十　空中線の型式及び構成　垂直型、八木
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百八十二号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月三十日　第一二八九号
二　免許人の名称　日本放送協会
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本放送協会所属の各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの伝達に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十一月二十九日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
　移動範囲　関東、信越、東海、北陸、東北、北海道一円
　常置場所　東京都千代田区内幸町二丁目二番地　東経一三九度四六分　北緯三五度四〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JO2AF　F三　一四九・〇一Mc　水晶発振　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百八十三号**

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月四日　第三一三七号
二　免許人の名称　岸和田市公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。

昭26.12.29.　第7494号

五　通信の相手方　岸和田市公安委員会所属の岸和田市内及びその周辺を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.警察法第四十一條に規定する事務に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十二月三日
八　設置場所　岸和田市本町一〇三番地　東経一三五度二二分　北緯三四度二八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
きしわだほんぶ　F三　一四八・四五Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月四日　第三一三八号
二　免許人の名称　岸和田市公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　岸和田市公安委員会所属の実用化試験局(基地局)
六　通信事項　1.警察法第四十一條に規定する事務に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十二月三日
八　設置場所　移動体の種別　自動車　移動範囲　岸和田市内及びその周辺　常置場所　岸和田市本町一〇三番地　東経一三五度二二分　北緯三四度二八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
きしわだいちごう　F三　一四八・四五Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月四日　第八一〇三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の北野固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　旭川市四條通り一〇丁目　東経一四二度二二分　北緯四三度四六分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あさひかわ　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　單條
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月四日　第八一〇四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の旭川固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　北海道上川郡鷹栖村十條四号　東経一四二度二〇分　北緯四三度四九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
きたの　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　單條
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百八十七号

海上保安庁厳原海岸局の通信事項、呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式、空中線電力、空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十月五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六〇二一号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　長崎県下県郡厳原町字天狗山　東経一二九度一八分　北緯三四度一二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNQ
　A一、A二　四六八kc、五〇〇kc
　A一、A三　一、五八〇kc、一、六一〇kc、一、九四〇kc
　A三　二、一四〇kc、二、七八五kc
JNQ―2　A一　二、二九五kc
水晶発振
第一装置　A一　吸収管式終段抑制格子変調(吸収管式)　A一、A二　二五〇W　但し、A一　四六八kc、五〇〇kcは一五〇W
第二装置　A二、A三　終段陽極変調　A三　二五W　但し、一、六一〇kcは一五〇W
第三装置　低電力変調
十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百八十八号

昭和二十五年電波監理委員会告示第三百七号海上保安庁所属厳原固定局の空中線電力は、昭和二十六年十月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第九項中「五〇〇W」を「一五〇W」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千四百八十九号

第二御岳丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三十日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六一九号
二　免許人の氏名　和泉竹松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二御岳丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　いづみにごうおんたけまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、四四〇kc、二、五四五kc、二、六五〇kc、二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百九十号

錦昭丸無線局の周波数は、昭和二十六年一月二十日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六二四号
二　免許人の名称　飯野海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、飯野海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　錦昭丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JJQA
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置
　A一、A二　三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、五〇〇kc　主発振
　A一　五、四二〇kc、五、五七〇kc、六、六五〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc　水晶発振
　A二　リップル変調　二五〇W　但し、五、四二〇kcは、二〇〇W
補助装置　A一、A二　三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、五〇〇kc　主発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第二千四百九十一号

第一塚口丸無線局の船名は、昭和二十六年八月四日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五九三号
二　免許人の氏名　塚口毅雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一妙見丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　いちごうみようけんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc、一、九五〇kc、二、四四〇kc、二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百九十二号

三永丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六三五号
二　免許人の名称　日鉄汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日鉄汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　貨物の輸送及び船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　三永丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JEOK

昭26.12.29. 第7494号

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一、A二 三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、四六八kc、五〇〇kc
- A一 五、四二〇kc、五、五七〇kc、六、六五〇kc、八、二八〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc

水晶発振 A二 リツプル変調 二五〇W 但し、五、四二〇kcは二〇〇W

補助装置 A一、A二 三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、四六八kc、五〇〇kc 水晶発振 A二 リツプル変調 五〇W

十一 空中線の型式及び構成 T型、逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 十六時間

◉電波監理委員会告示第二千四百九十三号

米山丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五八七号

二 免許人の名称 板谷商事株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、板谷商事株式会社所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 米山丸（主たる停泊港 東京）

九 呼出符号 JHXE

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一、A二 三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、四六八kc、五〇〇kc
- A一 五、四二〇kc、五、五七〇kc、六、六五〇kc、八、二八〇kc、八、四三五kc、八、五〇〇kc、一二、四二〇kc、一六、五六〇kc

水晶発振 A二 終段抑制格子変調 五〇〇W 但し、六、六五〇kcは三〇〇W

補助装置 A一、A二 三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、四六〇kc、五〇〇kc 水晶発振 A二 終段陽極変調 五〇W

十一 空中線の型式及び構成 T型、逆L型、傾斜型

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千四百九十四号

無線従事者国家試験及び免許規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十六号）第十條による二月期（定期）試験を次の通り施行する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 申請書の受付期間

一月四日から一月二十三日まで（一月二十三日までに必着のこと。）

二 試験の資格別

第一級及び第二級無線技術士並びに第一級及び第二級アマチュア無線技士

三 試験地

一次試験

東京、長野、名古屋、金沢、大阪、広島、詫間、熊本、仙台、札幌

二次試験（予定）

一次試験地に同じ。

四 試験日割

一次試験

二月十一日（月）

午前九時から（第一級、第二級無線技術士／第一級、第二級アマチュア無線技士） 無線実験

午後一時から（第一級無線技術士／第一級アマチュア無線技士） 口頭試問 電気通信術

二月十二日（火）、十三日（水）、十四日（木）

毎日午前九時から（第一級無線技術士／第一級アマチュア無線技士） 口頭試問 電気通信術

二次試験（予定）

三月十四日（金）

午前九時から（第一級、第二級無線技術士／第一級、第二級アマチュア無線技士） 内国電波法規 電波法規

午後一時から（第一級、第二級無線技術士／第一級アマチュア無線技士） 真空管 無線学

三月十五日（土）

午前九時から（第一級、第二級無線技術士／第一級、第二級無線技術士） 測定及び電波の伝わり方 無線機器

五 申請手続

1 提出書類

㈠無線従事者国家試験申請書

㈡履歴書

㈢写真一枚（申請前六箇月以内に、脱帽し正面から上半身を写した台紙にはらない縦六cm、横五cmのもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を自ら記載したもの）

㈣受験票送付用封筒（表面に自己の住所氏名を記載し、返信料郵便切手をはつたもの）

2 試験手数料

第一級無線技術士は五百円、第二級無線技術士は四百円、第一級アマチュア無線技士は三百円、第二級アマチュア無線技士は二百五十円に相当する収入印紙を申請書の右肩にはつて（消印又は割印をしないこと。）納めること。

3 申請書の提出先

一次試験受験希望地を管轄する地方電波監理局

4 申請上の注意

㈠申請書には、必ず一次試験及び二次試験の受験希望地を朱書すること。

㈡郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者国家試験申請書在中」と朱書すること。

㈢受験地の変更は認められないこと。

備考

イ 試験場所の詳細は、受験票発送の際通知する。

ロ 二次試験は、一次試験合格者についてのみ行う。

ハ 試験日時、所要時間、試験場所等は、場合によつて変更することがある。

◉電波監理委員会告示第二千四百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二條の規定により、同條の表中「受ける電波の型式及び周波数」の規定の適用を受けない船舶局を次の通り定め、昭和二十六年十二月二十九日から施行する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 海上保安庁所属の港内艇の船舶無線電話局

◉電波監理委員会告示第二千四百九十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十一條第二号の規定により、備えつけなければならない予備品の規定の適用を受けない船舶局の無線設備を次の通り定め、昭和二十六年十二月二十九日から施行する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 沿岸の漁業に従事する漁船並びに日本国有鉄道宇野、高松間連絡船及び青森、函館間連絡船（ひき船を含む。）の船舶局に設置する無線電話であつて、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用するもの

◉電波監理委員会告示第二千四百九十七号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十七号（無線局運用規則第百八條の規定による無線方向探知局に関する件）中、宗谷岬及び霧多布の項の一部を次の通り改正し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

宗谷岬の項中、聴守を行う時間欄「常時」を「毎日中央標準時による午前四時から同八時まで及び午後八時から同十二時まで」に改め、備考欄に「霧その他視界不良なときは、臨時に聴守を行う。」を加える。

霧多布の項中、聴守を行う時間欄「右に同じ」を「常時」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千四百九十八号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十八号（無線局運用規則第百九條の規定による無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局に関する件）中、無線標識局の宗谷岬及び霧多布の項の一部を次の通り改正し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

宗谷岬の項中、聴守を行う時間欄「常時」を「毎日中央標準時による午前四時から同八時まで及び午後八時から同十二時まで」に改め、備考欄に「霧その他視界不良なときは、臨時に聴守を行う。」を加える。

霧多布の項中、聴守を行う時間欄「右に同じ」を「常時」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千四百九十九号

放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第六條第一項第三号の規定による地点及びその地点から最少限度離れなければならない距離を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

都市名	空中線電力	指定する地点（昭和二十六年十一月一日現在における左の地点）	指定する距離（キロメートル）
甲府	一〇〇ワット以上一キロワット未満	甲府市錦町一 甲府市役所	二
飯田	一〇〇ワット以上一キロワット未満	飯田市中荒町 飯田電気通信管理所	二
小諸	一〇〇ワット以上一キロワット未満	長野県北佐久郡小諸町相生町 小諸郵便局	二
伊那	一〇〇ワット以上一キロワット未満	長野県上伊那郡伊那町通町 伊那町役場	二
静岡	一〇〇ワット以上一キロワット未満	静岡市追手町 静岡県庁	二
浜松	一〇〇ワット以上一キロワット未満	浜松市旭町法雲寺前四五 浜松郵便局	二
高山	一〇〇ワット以上一キロワット未満	高山市国分寺通り 高山市消防本部	二
上野	一〇〇ワット以上一キロワット未満	上野市中町二九七六 上野市役所	二
尾鷲	一〇〇ワット以上一キロワット未満	三重県北牟婁郡尾鷲町字中井町 尾鷲郵便局	二
敦賀	一〇〇ワット以上一キロワット未満	敦賀市神楽町一四〇の六 敦賀電報電話局	二
小浜	一〇〇ワット以上一キロワット未満	小浜市竹原第一三号 小浜税務所	二
福知山	一〇〇ワット以上一キロワット未満	福知山市内記一三 福知山市役所	二
舞鶴	一〇〇ワット以上一キロワット未満	舞鶴市西舞鶴平野屋一二六 舞鶴郵便局保険分室	二
宮津	一〇〇ワット以上一キロワット未満	京都府與謝郡宮津町字鶴賀大手橋東端	二
豊岡	一〇〇ワット以上一キロワット未満	豊岡市大開通一二八の一 豊岡市役所	二
新宮	一〇〇ワット以上一キロワット未満	新宮市新宮六九六六 国鉄新宮駅	二
彦根	一〇〇ワット以上一キロワット未満	彦根市本町四六 彦根市役所	二
松江	一〇〇ワット以上一キロワット未満	松江市末次本町 大橋北端	二
	一キロワット以上五キロワット未満		四
	五キロワット以上一五キロワット未満		七
浜田	一〇〇ワット以上一キロワット未満	浜田市栄町 浜田郵便局	二
益田	一〇〇ワット以上一キロワット未満	島根県美濃郡益田町幸町一丁目 益田郵便局	二
鳥取	一〇〇ワット以上一キロワット未満	鳥取市本町三丁目 鳥取郵便局	二
萩	一〇〇ワット以上一キロワット未満	萩市唐樋町 萩市役所	二
津山	一〇〇ワット以上一キロワット未満	津山市元魚町 津山郵便局	二
勝山	一〇〇ワット以上一キロワット未満	岡山県真庭郡勝山町本町 勝山郵便局	二
今治	一〇〇ワット以上一キロワット未満	今治市日吉 今治市役所	二
新居浜	一〇〇ワット以上一キロワット未満	新居浜市徳常町 新居浜郵便局	二
宇和島	一〇〇ワット以上一キロワット未満	宇和島市丸之内 宇和島市役所	二
中村	一〇〇ワット以上一キロワット未満	高知県幡多郡中村町 中村町役場	二
鹿児島	一〇〇ワット以上一キロワット未満	鹿児島市高見馬場交叉点	二
	一キロワット以上五キロワット未満		四
	五キロワット以上一五キロワット未満		七
人吉	一〇〇ワット以上一キロワット未満	人吉市九日町 球磨地区警察署	二

小倉	一〇〇ワット以上一キロワット未満	小倉市魚町交叉点	二
佐世保	一〇〇ワット以上一キロワット未満	佐世保市島瀬町島之瀬橋中央	二
宮崎	一〇〇ワット以上一キロワット未満	宮崎市南広島通　宮崎市役所	二
延岡	一〇〇ワット以上一キロワット未満	延岡市岡富甲　延岡地区警察署	二
大分	一〇〇ワット以上一キロワット未満	大分市荷揚町　大分市役所	二
佐伯	一〇〇ワット以上一キロワット未満	佐伯市花園町　南海辺地区警察署	二
盛岡	一〇〇ワット以上一キロワット未満	盛岡市内丸　盛岡市役所	二
	一キロワット以上五キロワット未満		四
	五キロワット以上一五キロワット未満		七
宮古	一〇〇ワット以上一キロワット未満	宮古市沢田ノ内　宮古市役所	二
水沢	一〇〇ワット以上一キロワット未満	岩手県胆沢郡水沢町　水沢町役場	二
弘前	一〇〇ワット以上一キロワット未満	弘前市元寺町　弘前市役所	二
八戸	一〇〇ワット以上一キロワット未満	八戸市塩町　八戸郵便局	二
釜石	一〇〇ワット以上一キロワット未満	釜石市中州賀　釜石郵便局	二
若松	一〇〇ワット以上一キロワット未満	若松市大町　会津若松郵便局	二
平	一〇〇ワット以上一キロワット未満	平市中町　平市役所	二
山形	一〇〇ワット以上一キロワット未満	山形市十日町　山形郵便局	二
米沢	一〇〇ワット以上一キロワット未満	米沢市門東下ノ町三〇二五　米沢市役所	二
秋田	一〇〇ワット以上一キロワット未満	秋田市土手町　国家警察秋田県本部	二
横手	一〇〇ワット以上一キロワット未満	横手市大町一二　平鹿地区警察署	二
大館	一〇〇ワット以上一キロワット未満	大館市　大館市役所	二
北見	一〇〇ワット以上一キロワット未満	北見市中央通り二條交叉点	二
	一キロワット以上五キロワット未満		四
	五キロワット以上一五キロワット未満		七
網走	一〇〇ワット以上一キロワット未満	網走市南四條一丁目交叉点	二
	一キロワット以上五キロワット未満		四
	五キロワット以上一五キロワット未満		七
稚内	一〇〇ワット以上一キロワット未満	稚内市本通り北四丁目波止場通り交叉点	二
小樽	一〇〇ワット以上一キロワット未満	小樽市稲穂町大通り橋中央	二
留萠	一〇〇ワット以上一キロワット未満	留萠市南浜手通　留萠警察署	二
函館	一〇〇ワット以上一キロワット未満	函館市松風町三　交叉点	二
帯広	一〇〇ワット以上一キロワット未満	帯広市西三條南八丁目　帯広市役所	二
釧路	一〇〇ワット以上一キロワット未満	釧路市北大通り五丁目交叉点	二
室蘭	一〇〇ワット以上一キロワット未満	室蘭市大町十字路交叉点	二
江差	一〇〇ワット以上一キロワット未満	北海道檜山支庁江差町本町通り交叉点	二

◉電波監理委員会告示第二千五百号

無線従事者国家試験及び免許規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十六号）第十條第五項による臨時国家試験を次の通り施行する。

昭和二十六年十二月二十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　申請書の受付期間

一月四日から一月二十三日まで

二　試験の資格別

第一級、第二級、第三級、電話級及び聴守員級無線通信士

三　試験地

一次試験

東京、長野、名古屋、金沢、大阪、広島、詫間、熊本、仙台、札幌

二次試験（予定）

一次試験に同じ。

四　試験日割

一次試験

二月十四日（木）

午前九時から　各級無線通信士　無線実験

午前十一時十分から　各級無線通信士　電気通信術

午後一時から　第一級無線通信士、第二級無線通信士　電気通信術、口頭試問

二月十五日（金）、二月十六日（土）、二月十七日（日）

毎日午前九時から　各級無線通信士　電気通信術

第一級無線通信士、第二級無線通信士　口頭試問

二次試験（予定）

三月十七日（月）

午前九時から　第一級無線通信士、第二級無線通信士　外国電波法規

午前十一時十分から　第一級無線通信士、第二級無線通信士　英語（口頭）

午後一時から　第一級無線通信士、第二級無線通信士　英語（筆記）

午後三時十分から　第一級無線通信士、第二級無線通信士　地理

三月十八日（火）

午前九時から　第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士　内国電波法規

　電波法規

午後一時から　第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士　無線機器

　無線学

午後三時四十分から　第三級無線通信士　英語

三月十九日（水）

午前九時から　第一級無線通信士、電話級無線通信士、聴守員級無線通信士　測定及び電波の伝わり方

　電波法規

午前十時十分から　電話級無線通信士　無線電話学

午後一時から　第一級無線通信士　真空管

備考

1　二次試験は、一次試験合格者についてのみ行う。

2　試験場所の詳細は、受験票発送の際通知する。

3　試験日時は、場合によつて変更することがある。

五　申請手続

1　提出書類

㈠無線従事者国家試験申請書

㈡履歴書

㈢写真一枚（脱帽し、正面から上半身を申請前、六箇月以内に写した縦六cm、横五cmの台紙にはらないもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を自ら記載したもの）

㈣受験票送付用封筒（表面に自己の住所氏名を記載し、返信用郵便切手をはつたもの）

2　試験手数料

第一級無線通信士は五百円、第二級無線通信士は四百円、第三級無線通信士は三百円、電話級無線通信士は二百五十円及び聴守員級無線通信士は二百円に相当する収入印紙を申請書の右上にはつて（消印又は割印をしないこと。）納めること。

3　申請書の提出先

一次試験の受験希望地を管轄する地方電波監理局

4　申請上の注意

㈠申請書には必ず一次試験及び二次試験の受験希望地を朱書すること。

㈡郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者国家試験申請書在中」と朱書すること。

㈢受験地の変更は認められないこと。

◉公益事業委員会告示第十二号

昭和二十六年公益事業委員会告示第九号（以下「基本告示」という。）に基く電気の使用制限の開始等について次表の通り定め、昭和二十六年公益事業委員会告示第十一号は、廃止する。

昭和二十六年十二月二十九日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

地域別	制限の開始及び期間	休電日の段階：小口電力及び大口電力（五百キロワット未満）	休電日の段階：大口電力（五百キロワット以上）	使用電力量の限度の段階：従量電燈（基本告示第五條第二項によるものに限る。）	使用電力量の限度の段階：大口電燈及び業務用電力	使用電力量の限度の段階：小口電力	使用電力量の限度の段階：大口電力（五百キロワット未満）	使用電力量の限度の段階：大口電力（五百キロワット以上）
東北電力株式会社	昭和二十六年十二月二十九日から当分の間	第一段	第一段	第一段	第一段	第二段	第二段	第一段
東京電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中部電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北陸電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
関西電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中国電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
九州電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北海道電力株式会社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二段

◉法務府告示第四百九十八号

千葉地方法務局勝浦出張所において不動産登記法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百五十号）附則第二項及び船舶登記規則等の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十五号）附則第二項の規定による登記簿の改製を完了すべき期日を昭和二十六年十二月三十一日と指定する。

昭和二十六年十二月二十九日

法務総裁　木村篤太郎

◉法務府告示第四百九十九号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十二月二十九日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　群馬県新田郡強戸村大字寺井八百二十七番地

住所　東京都港区麻布仲ノ町一番地

深沢　八重

明治二十八年三月二十九日生

◉法務府告示第五百号

左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。

昭和二十六年十二月二十九日

法務総裁　木村篤太郎

現国籍　無国籍

出生地　アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市オー街四百二十九

住所　広島県広島市向洋大原町三千五十番地の二

沖野恵美子

昭和三年十一月二日生

◉厚生省告示第二百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第一項の規定に基き、指定医療機関として昭和二十六年十一月一日次のものを指定した。

昭和二十六年十二月二十九日

厚生大臣　橋本　龍伍

名称	所在地
旭川通信病院	北海道旭川市五條通り
仙台通信病院	宮城県仙台市東二番町
新潟通信病院	新潟県新潟市古町八番町
東京通信病院	東京都千代田区富士見町
名古屋通信病院	愛知県名古屋市東区東片端町
京都通信病院	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町
神戸通信病院	兵庫県神戸市葺合区上筒井通り
広島通信病院	広島県広島市基町
福岡通信病院	福岡県福岡市雁村
小樽通信診療所	北海道小樽市色内町
函館通信診療所	〃函館市元町
苫小牧通信診療所	〃苫小牧市大字本町
帯広通信診療所	〃帯広市西二條南
北見通信診療所	〃北見市五條東
弘前通信診療所	青森県弘前市大字本町
八戸通信診療所	〃八戸市番町
盛岡通信診療所	岩手県盛岡市大清水小路
横手通信診療所	秋田県平鹿郡横手町大町仲丁
山形通信診療所	山形県山形市旅籠町
酒田通信診療所	〃酒田市寺町
郡山通信診療所	福島県郡山市燧田町
水戸通信診療所	茨城県水戸市梅香町
足利通信診療所	栃木県足利市大世町
前橋通信診療所	群馬県前橋市神明町
桐生通信診療所	〃桐生市本町
川越通信診療所	埼玉県川越市大字川越志義
銚子通信診療所	千葉県銚子市本通り
浅草通信診療所	東京都台東区松清町
八王子通信診療所	〃八王子市万町
横浜通信診療所	神奈川県横浜市中区日本大通り
川崎通信診療所	〃川崎市砂子町
藤沢通信診療所	〃藤沢市藤沢
佐渡河原田通信診療所	新潟県佐渡郡河原田町本町
富山通信診療所	富山県富山市荒町
魚津通信診療所	〃下新川郡魚津町真成寺
小松通信診療所	石川県小松市本折町
七尾通信診療所	〃七尾市生駒町
敦賀通信診療所	福井県敦賀市神楽町
甲府通信診療所	山梨県甲府市八日町
松本通信診療所	長野県松本市土井尻
上田通信診療所	〃上田市原町
木曽福島通信診療所	〃西筑摩郡木曽福島町片門前
高田通信診療所	新潟県高田市本町
大垣通信診療所	岐阜県大垣市郭町
高山通信診療所	〃高山市上二之町
静岡通信診療所	静岡県静岡市水落町
沼津通信診療所	〃沼津市大手町
岡崎通信診療所	愛知県岡崎市籠田町
津通信診療所	三重県津市西新町
松阪通信診療所	〃松阪市松阪本町
桑名通信診療所	〃桑名市桑名大字桑名
彦根通信診療所	滋賀県彦根市川原
大阪通信診療所	大阪府守口市日吉町
岸和田通信診療所	〃岸和田市本町
姫路通信診療所	兵庫県姫路市本町
豊岡通信診療所	〃豊岡市生田通り
明石通信診療所	〃神戸市垂水区天津町水谷
五條通信診療所	奈良県宇智郡五條町五條
田辺通信診療所	和歌山県田辺市南新町
新宮通信診療所	〃新宮市新端鶴町
米子通信診療所	鳥取県米子市富士見町
松江通信診療所	島根県松江市寺町人参方町
津山通信診療所	岡山県津山市椿高下町
福山通信診療所	広島県福山市木霞町
山口通信診療所	山口県山口市大字後河原
防府通信診療所	〃防府市東佐度合
徳島通信診療所	徳島県徳島市寺町
善通寺通信診療所	香川県仲多度郡善通寺町善通寺

今治通信診療所　愛媛県今治市大字今治村用
八幡浜通信診療所　〃八幡浜市矢野町
高知通信診療所　高知県高知市鷹匠町
津屋崎通信診療所　福岡県宗像郡津屋崎町渡
八幡通信診療所　〃八幡市東通り
大牟田通信診療所　〃大牟田市不知火町
会津若松通信診療所　福島県若松市馬場一ノ堅町
佐賀通信診療所　佐賀県佐賀市松原町
佐世保通信診療所　長崎県佐世保市天満町
本渡通信診療所　熊本県天草郡本渡町不戸馬場
人吉通信診療所　〃人吉市豊栄堂町
別府通信診療所　大分県別府市北町下町
中津通信診療所　〃中津市栄町
延岡通信診療所　宮崎県延岡市紺屋町
都城通信診療所　〃都城市上町
鹿児島通信診療所　鹿児島県鹿児島市山下町
函館地方貯金局医務室　北海道函館市谷地頭町
小樽地方貯金局医務室　〃小樽市色内町
旭川地方貯金局医務室　〃旭川市西区四條通り
盛岡地方貯金局医務室　岩手県盛岡市仁王等第一地割字内
仙台地方貯金局医務室　宮城県仙台市東二番町
秋田地方貯金局医務室　秋田県秋田市川尻町総社前
山形地方貯金局医務室　山形県山形市小白川町
郡山地方貯金局医務室　福島県郡山市清水台
宇都宮地方貯金局医務室　栃木県宇都宮市塙田町
郵政省医務室　東京都港区麻布飯倉片町
東京地方貯金局医務室　〃港区芝赤羽町
横浜地方貯金局医務室　神奈川県横浜市中区山下町
新潟地方貯金局医務室　新潟県新潟市流作場之新洲

金沢地方貯金局医務室　石川県金沢市西町一番町
甲府地方貯金局医務室　山梨県甲府市橘町
長野地方貯金局医務室　長野県長野市南長野宇徳永
名古屋地方貯金局医務室　愛知県名古屋市北区福徳町字七合
京都地方貯金局医務室　京都府京都市下京区東九條下殿田町
大阪地方貯金局医務室　大阪府大阪市天王寺区東高津北之町
神戸地方貯金局医務室　兵庫県神戸市生田区栄町
松江地方貯金局医務室　島根県松江市東朝日町宮ノ仲
岡山地方貯金局医務室　岡山県岡山市大供町
広島地方貯金局医務室　広島県広島市千田町
下関地方貯金局医務室　山口県下関市宮田町
徳島地方貯金局医務室　徳島県徳島市南前川町
福岡地方貯金局医務室　福岡県福岡市田端町
長崎地方貯金局医務室　長崎県長崎市岩川町
熊本地方貯金局医務室　熊本県熊本市花畑町
鹿児島地方貯金局医務室　鹿児島県鹿児島市武町
札幌郵政局医務室　北海道札幌市南一條西
東京郵政局医務室　東京都千代田区大手町
長野郵政局医務室　長野県長野市大字栗田字舎利田
金沢郵政局医務室　石川県金沢市鳴和町
松山郵政局医務室　愛媛県松山市二番町
熊本郵政局医務室　熊本県熊本市花畑町
東京中央郵便局医務室　東京都千代田区丸ノ内
大阪中央郵便局医務室　大阪府大阪市北区梅田町
東京郵政研修所医務室　東京都北多摩郡谷保村
京都郵政研修所医務室　京都府京都市伏見区桃山毛利長門西町

築後郵政研修所医務室　福岡県八女郡岡山村
室蘭地方簡易保険診療所　北海道室蘭市東町
仙台地方簡易保険診療所　宮城県仙台市長町字新屋敷
東京地方簡易保険診療所　東京都港区芝赤羽町
岐阜地方簡易保険診療所　岐阜県岐阜市鷺小字中洲
京都地方簡易保険診療所　京都府京都市左京区松ヶ崎横縄手町
善通寺地方簡易保険診療所　香川県仲多度郡善通寺町大字生野
福岡地方簡易保険診療所　福岡県福岡市西新町
簡易保険医事研究所　東京都豊島区日ノ出町
札幌通信病院　北海道札幌市南一條西
青森通信病院　青森県青森市大字浦町字橋本
金沢通信病院　石川県金沢市尻垂坂通り
伊豆通信病院　静岡県田方郡函南村平井
鈴鹿通信病院　三重県鈴鹿市庄野町
大阪通信病院　大阪府大阪市天王寺区烏ヶ丘町
松山通信病院　愛媛県松山市喜與町岸の上
長崎通信病院　長崎県長崎市松ヶ枝町
熊本通信病院　熊本県熊本市大江町大江二ッ溝
淡路通信療養所　兵庫県津名郡佐野町佐野組
天草通信療養所　熊本県天草郡御領村
稚内通信診療所　北海道稚内市本通北
釧路通信診療所　〃釧路市南大通り
室蘭通信診療所　〃室蘭市千才町
大湊通信診療所　青森県下北郡大湊町字浜町
一関通信診療所　岩手県東磐井郡一関町字木町
秋田通信診療所　秋田県秋田市亀ノ町土手町
米沢通信診療所　山形県米沢市越後番匠町
鶴岡通信診療所　〃鶴岡市馬場町
福島通信診療所　福島県福島市上町

平通信診療所　〃平市南町
土浦通信診療所　茨城県土浦市本町
宇都宮通信診療所　栃木県宇都宮市塙町
高崎通信診療所　群馬県高崎市八島町
浦和通信診療所　埼玉県浦和市高砂町
千葉通信診療所　千葉県千葉市椿町
中野通信診療所　東京都中野区駅前
豊島通信診療所　〃豊島区西巣鴨
渋谷通信診療所　〃渋谷区上通り
大森通信診療所　〃大田区入新井
横須賀通信診療所　神奈川県横須賀市公郷町
小田原通信診療所　〃小田原市幸町
長岡通信診療所　新潟県長岡市東千手町
柏崎通信診療所　〃柏崎市本町
高岡通信診療所　富山県高岡市御馬出町
福井通信診療所　福井県福井市春山下町
小浜通信診療所　〃小浜町香取
長野通信診療所　長野県長野市問御所
岡谷通信診療所　〃岡谷市
飯田通信診療所　〃飯田市大字飯田
岐阜通信診療所　岐阜県岐阜市本荘富沢町
多治見通信診療所　〃多治見市字宮下町
浜松通信診療所　静岡県浜松市紺屋町
清水通信診療所　〃清水市入江
豊橋通信診療所　愛知県豊橋市札木町
一宮通信診療所　〃一宮市入形
四日市通信診療所　三重県四日市市浜田字北浜田
山田通信診療所　〃宇治山田市宮後町北浜田
上野通信診療所　〃上野市上野字
大津通信診療所　滋賀県大津市枡屋町
福知山通信診療所　京都府福知山市字内記
東舞鶴通信診療所　〃舞鶴市浜
堺通信診療所　大阪府堺市賑町
西宮通信診療所　兵庫県西宮市和上町
尼崎通信診療所　〃尼崎市中在家町

明石通信診療所　〃明石市大明石町
御影通信診療所　〃武庫郡御影町
奈良通信診療所　奈良県奈良市毘沙門町
和歌山通信診療所　和歌山県和歌山市美園町
鳥取通信診療所　鳥取県鳥取市本町
浜田通信診療所　島根県浜田市大字松原
岡山通信診療所　岡山県岡山市東中山下
尾道通信診療所　広島県尾道市久保町後地
呉通信診療所　〃呉市今西通り
宇部通信診療所　山口県宇部市西区桜町
下関通信診療所　〃下関市貴船町
高松通信診療所　香川県高松市西新町通り
宇和島通信診療所　愛媛県宇和島市広小路
新居浜通信診療所　〃新居浜市宮ノ北甲
土佐中村通信診療所　高知県幡多郡中村町
門司通信診療所　福岡県門司市西堀川町
小倉通信診療所　〃小倉市木船場町
若松通信診療所　〃若松市浜
直方通信診療所　〃直方市大字直方字津田町
飯塚通信診療所　〃飯塚市大字飯塚
久留米通信診療所　〃久留米市日吉町
日田通信診療所　大分県日田市竹田字下加隈
大分通信診療所　〃大分市大字桜町
宮崎通信診療所　宮崎県宮崎市東雲
鹿屋通信診療所　鹿児島県鹿屋市中名字裏切松
電気通信省第一医務室　東京都港区麻布飯倉町
電気通信省第二医務室　〃武蔵野市吉祥寺野田北
関東電気通信局医務室　〃千代田区大手町
北海道電気通信局医務室　北海道札幌市南六條西
山形都市電気通信部医務室　山形県山形市東原

東北電気通信局医務室　宮城県仙台清水小路
東京都市電気通信部医務室　東京都港区赤坂葵町
東京市外電話管理所医務室　〃千代田区大手町
東京電信管理所医務室　〃千代田区大手町
電気通信職員訓練所中央学園医務室　〃北多摩郡神代村入間
東京学園医務室　〃港区麻布広尾町
北陸電気通信局医務室　石川県金沢市鳴和町
電気通信職員訓練所石和学園医務室　山梨県東山梨郡岡部村松本
信越電気通信局医務室　長野県長野市南石堂町
名古屋電気通信管理所医務室　愛知県名古屋市東区西新町
東海電気通信医務室　〃名古屋市中区米沢町
電気通信職員訓練所鈴鹿学園医務室　三重県鈴鹿市白子町
京都電気通信管理所医務室　京都府京都市中京区烏丸通り姉小路
大阪市外電話管理所医務室　大阪府大阪市北区堂島西町
大阪電信管理所医務室　〃大阪市北区堂島西町
大阪都市電気通信部医務室　〃大阪市東区内本町
近畿電気通信局医務室　〃大阪市北区中之島
中国電気通信局医務室　広島県広島市基町
四国電気通信局医務室　愛媛県松山市二番町
福岡電報局構内医務室　福岡県福岡市薬院堀端
九州電気通信局医務室　熊本県熊本市花畑町
国立札幌病院　北海道札幌郡豊平町月寒
国立旭川病院　〃旭川市花咲町
国立函館病院　〃函館市千代ヶ岱町
国立登別病院　〃幌別郡登別温泉
国立八雲病院　〃山越郡八雲町
国立弘前病院　青森県弘前市富田字富野

国立盛岡病院　岩手県盛岡市下厨川赤袰前
国立仙台病院　宮城県仙台市原町南目
国立鳴子病院　〃玉造郡鳴子町
国立秋田病院　秋田県秋田市中城町
国立山形病院　山形県山形市香澄町
国立郡山病院　福島県郡山市字上亀田
国立若松病院　〃若松市栄町
国立水戸病院　茨城県水戸市外渡里村
国立霞ヶ浦病院　〃土浦市下高津
国立栃木病院　栃木県宇都宮市戸祭町
国立塩原温泉病院　〃塩原郡塩原町
国立高崎病院　群馬県高崎市高松町
国立沼田病院　〃利根郡沼田町
国立渋川病院　〃群馬郡渋川町
国立埼玉病院　埼玉県北足立郡大和町
国立所沢病院　〃所沢市大字上安松
国立国府台病院　千葉県市川市国府台
国立千葉病院　〃千葉市作草部町
国立王子病院　東京都北区袋町
国立大蔵病院　〃世田谷区大蔵町
国立立川病院　〃立川市曙町
国立世田谷病院　〃世田谷区太子堂町
国立東京第一病院　〃新宿区戸山町
国立東京第二病院　〃目黒区大原町
国立相模原病院　神奈川県高座郡相模原町
国立横須賀病院　〃横須賀市不入斗町
国立横浜病院　〃横浜市戸塚区原宿町
国立甲府病院　山梨県甲府市古府中町
国立高田病院　新潟県高田市南本町
国立村松病院　〃中蒲原郡村松町
国立新発田病院　〃新発田市
国立長野病院　長野県更級郡上山田村
国立松本病院　〃松本市旭町
国立熱海病院　静岡県熱海市

国立岐阜病院　岐阜県岐阜市北長森一色
国立浜松病院　静岡県浜松市和合町
国立三島病院　〃三島市西岩崎
国立沼津病院　〃駿東郡清水村
国立静岡病院　〃静岡市安東町
国立伊東温泉病院　〃伊東市鎌田
国立豊橋病院　愛知県豊橋市中野町
国立名古屋病院　〃名古屋市中区南外堀町
国立鈴鹿病院　三重県鈴鹿市加佐登町
国立津病院　〃一志郡久居町
国立富山病院　富山県富山市五福
国立金沢病院　石川県金沢市下石引町
国立山中病院　〃江沼郡山中町
国立八日市病院　滋賀県神崎郡御園村立石
国立福知山病院　京都府福知山市岡ノ下
国立京都病院　〃京都市伏見区深草向畑
国立舞鶴病院　〃舞鶴市行永
国立大阪病院　大阪府大阪市東区法円坂町
国立篠山病院　兵庫県多紀郡岡野村
国立姫路病院　〃姫路市本町
国立明石病院　〃明石市大久保町八木
国立奈良病院　奈良県奈良市高畑町
国立和歌山病院　和歌山県和歌山市湊葵町
国立白浜温泉病院　〃西牟婁郡白浜村
国立田辺病院　〃田辺市湊
国立鯖江病院　福井県今立郡神明町北野
国立鳥取病院　鳥取県岩美郡宇部野村
国立浜田病院　島根県浜田市大字黒川
国立松江病院　〃松江市上乃木村
国立岡山病院　岡山県岡山市上伊福別所
国立福山病院　広島県福山市御門町
国立大竹病院　〃佐伯郡大竹町

国立山口病院　山口県豊浦郡小串町
国立下関病院　〃下関市後田町
国立岩国病院　〃岩国市黒磯
国立善通寺病院　香川県仲多度郡善通寺町
国立徳島病院　徳島県徳島市蔵本町
国立高知病院　高知県高知市上池田
国立松山病院　愛媛県松山市堀之内
国立小倉病院　福岡県小倉市北方町
国立筑紫病院　〃福岡市野多目町
国立久留米病院　〃久留米市国分町
国立福岡病院　〃福岡市大名町
国立太刀洗病院　〃朝倉郡立石村
国立佐賀病院　佐賀県佐賀郡高木瀬村
国立嬉野病院　〃藤津郡嬉野町
国立鶏知病院　長崎県下県郡鶏知町
国立大村病院　〃大村市上久原郷町
国立川棚病院　〃東彼杵郡川棚町
国立熊本病院　熊本県熊本市二ノ丸町
国立大分病院　大分県大分市駄ノ原
国立別府病院　〃別府市大字内かま
国立都城病院　宮崎県都城市川東
国立鹿児島病院　鹿児島県鹿児島郡伊敷村
国立郡山病院飯坂分院　福島県信夫郡飯坂町
国立東京第一病院二宮分院　神奈川県中郡二宮町
国立名古屋病院下呂分院　岐阜県益田郡下呂町
国立大阪病院長野分院　大阪府南河内郡長野町
国立北海道第一療養所　北海道亀田郡七飯村
国立北海道第二療養所　〃札幌市白川
国立十勝療養所　〃河東郡音更村
国立帯広療養所　〃帯広市西十八條北
国立弟子屈療養所　〃川上郡弟子屈町
国立美幌療養所　〃網走郡美幌町東一條
国立札幌療養所　〃札幌郡琴似町西山手
国立旭川療養所　〃旭川市近文町

国立小樽療養所　〃小樽市源町
国立函館療養所　〃函館市柏木町
国立稚内療養所　〃稚内市
国立名寄療養所　〃上川郡名寄町字旭東
国立青森療養所　青森県東津軽郡西平内村
国立療養所臨浦園　〃東津軽郡野内村大字久栗坂
国立岩木療養所　〃南津軽郡女鹿沢村
国立療養所大湊病院　〃下北郡大湊町大字大湊
国立八戸療養所　〃八戸市大字中居森字吹揚
国立岩手療養所　岩手県一関市山目泥田山下
国立花巻療養所　〃稗貫郡花巻町大字下根子
国立花巻温泉療養所　〃稗貫郡湯本村
国立宮城療養所　宮城県亘理郡山下村高瀬
国立療養所玉浦病院　〃名取郡玉浦村
国立療養所西多賀病院　〃仙台市鈎取紅堂
国立秋田療養所　秋田県由利郡本荘町
国立道川療養所　〃由利郡道川村
国立療養所左沢光風園　山形県西村山郡左沢町
国立療養所山形晴山荘　〃山形市鉄砲町
国立米沢療養所　〃南置賜郡山上村
国立福島療養所　福島県岩瀬郡須賀川町
国立療養所翠ヶ丘病院　〃石城郡豊間町
国立庄内療養所　山形県西田川郡湯田川村
国立療養所村松晴嵐荘　茨城県那珂郡村松村
国立栃木療養所　栃木県河内郡古里村
国立足利療養所　〃足利市大沼田町
国立宇都宮療養所　〃河内郡城山村大字駒生
国立療養所大日向荘　群馬県群馬郡金島村
国立療養所長寿園　〃吾妻郡坂上村

国立埼玉療養所	埼玉県南埼玉郡黒浜村
国立療養所豊岡病院	〃入間郡豊岡町
国立千葉療養所	千葉県千葉市仁戸名
国立療養所習志野病院	〃千葉郡津田沼町大久保
国立療養所下志津病院	〃印旛郡鹿渡村四街道
国立療養所佐倉病院	〃印旛郡佐倉町
国立療養所柏病院	〃東葛飾郡田中村
国立松戸療養所	〃松戸市高塚新田
国立療養所千城園	〃千葉市仁戸名
国立東京療養所	東京都北多摩郡清瀬村中清戸
国立療養所村山病院	〃北多摩郡村山町
国立療養所清瀬病院	〃北多摩郡清瀬村
国立中野療養所	〃中野区江古田
国立神奈川療養所	神奈川県中郡東秦野村
国立療養所久里浜病院	〃横須賀市野比
国立療養所浩風園	〃横浜市南区下永谷町
国立横浜療養所	〃横浜市保土ヶ谷区岩井町
国立新潟療養所	新潟県柏崎市大久保
国立小千谷療養所	〃北魚沼郡小千谷町
国立犀潟療養所	〃中頸城郡潟町村
国立内野療養所	〃西蒲原郡内野町
国立有明療養所	〃西蒲原郡坂井輪村
国立寺泊療養所	〃三島郡寺泊町
国立佐渡療養所	〃佐渡郡真野村新町
国立長野療養所	長野県上水内郡若槻村
国立上田療養所	〃上田市常盤城字新屋
国立小諸療養所	〃北佐久郡小諸町
国立菱野療養所	〃北佐久郡大里村
国立松本療養所	〃松本市蟻崎町
国立御母家療養所	〃東筑摩郡里山辺村
国立療養所山梨清楽荘	山梨県甲府市山宮町
国立療養所北陸荘	富山県東礪波郡南山田村
国立療養所古里保養園	〃婦負郡古里村
国立石川療養所	石川県江沼郡篠原村
国立七尾療養所	〃七尾市松百町
国立療養所若松園	〃河北郡浅川村若松
国立療養所医王園	〃河北郡三谷村
国立岐阜療養所	岐阜県恵那郡大井町
国立療養所歇知病院	〃土岐郡歇知町
国立療養所日野荘	〃岐阜市日野船伏
国立療養所長良荘	〃岐阜市長良
国立療養所高山荘	〃大野郡大八賀村
国立療養所天龍荘	静岡県浜名郡赤佐村於呂
国立療養所湊病院	〃賀茂郡竹麻村
国立療養所漆山荘	〃静岡市東
国立療養所富士病院	〃富士郡上井出村
国立愛知療養所	愛知県知多郡大府町
国立療養所大府荘	〃知多郡大府町
国立豊橋療養所	〃豊橋市飯村町
国立療養所志段味荘	〃東春日井郡志段味村
国立療養所梅森光風園	〃愛知郡天白村
国立八事療養所	〃名古屋市昭和区川名山町
国立三重療養所	三重県河芸郡大里村
国立療養所静澄園	〃一志郡大三村二本木
国立明星療養所	〃多気郡明星村上野
国立療養所紫香楽園	滋賀県甲賀郡雲井村
国立療養所比良園	〃滋賀郡和邇中
国立福井療養所	福井県三方郡八村気山
国立療養所北潟臨湖園	〃坂井郡北潟村
国立療養所敦賀病院	〃敦賀郡粟野村金山
国立京都療養所	京都府久世郡城陽町
国立宇多野療養所	〃京都市右京区鳴滝
国立大阪療養所	大阪府貝塚市橋本
国立大阪福泉療養所	〃泉北郡福泉町
国立療養所大阪厚生園	〃泉南郡信達町
国立療養所刀根山病院	〃豊中市大字麻田
国立療養所貝塚千石荘	〃貝塚市名越
国立兵庫療養所	兵庫県有馬郡三輪町
国立療養所兵庫病院	〃加東郡河合村
国立療養所春霞園	〃有馬郡三輪町大原
国立神戸療養所	〃神戸市須磨区多井畑
国立療養所加古川病院	〃加古川市神野町山手
国立療養所松籟荘	奈良県生駒郡片桐村
国立奈良療養所	〃奈良市大字七條村
国立療養所延壽浜園	和歌山県日高郡和田村
国立島根療養所	島根県松江市上乃木村
国立大田療養所	〃安濃郡大田町柳ヶ坪
国立浜村療養所	鳥取県気高郡浜村町
国立三朝温泉療養所	〃東伯郡三朝村
国立療養所米子病院	〃米子市皆生
国立鳥取療養所	〃気高郡末恒村
国立岡山療養所	岡山県都窪郡早島町
国立津山療養所	〃津山市宇川崎
国立広島療養所	広島県加茂郡寺西村
国立療養所畑賀病院	〃安芸郡畑賀村
国立原療養所	〃佐伯郡原村八ノ崎
国立療養所加茂病院	〃加茂郡上黒瀬村
国立療養所山陽荘	山口県吉敷郡東岐波村
国立療養所柳井病院	〃熊毛郡伊保ノ庄村
国立療養所小串清風荘	〃豊浦郡小串町
国立埴生療養所	〃厚狭郡生田村字埴生
国立湯田温泉療養所	〃山口市朝倉
国立徳島療養所	徳島県麻植郡西尾村
国立板西療養所	〃板野郡板西町
国立高松療養所	香川県高松市新田町
国立三豊療養所	〃三豊郡比地中村
国立愛媛療養所	愛媛県温泉郡北吉井村
国立出目療養所	〃北宇和郡泉村
国立高知療養所	高知県高知市池
国立福岡療養所	福岡県糟屋郡古賀町
国立療養所田川新生病院	〃田川市大字夏吉
国立療養所清光園	〃糟屋郡古賀町
国立療養所福壽園	〃糟屋郡古賀町
国立療養所屋形原病院	〃福岡市屋形原
国立療養所福岡厚生園	〃福岡市屋形原
国立療養所銀水園	〃大牟田市橘
国立赤坂療養所	〃八女郡羽犬塚町
国立佐賀療養所	佐賀県三養基郡中原
国立武雄療養所	〃杵島郡武雄町
国立小浜温泉療養所	長崎県南高来郡小浜町
国立療養所壱岐病院	〃壱岐郡武生水町
国立長崎療養所	〃長崎市上小島町
国立療養所再春荘	熊本県菊池郡西合志村
国立療養所菊池病院	〃菊池郡泗水町
国立療養所豊福園	〃下益城郡豊福村
国立戸馳療養所	〃宇土郡戸馳村
国立療養所二豊荘	大分県北海部郡大在村
国立療養所別府荘	〃別府市浜脇字峰田
国立療養所光の園	〃別府市大字鶴見
国立療養所石垣原病院	〃別府市大字鶴見
国立宮崎療養所	宮崎県児湯郡川南村
国立日向療養所	〃南那珂郡油津町
国立赤江療養所	〃宮崎市大字田吉
国立鹿児島療養所	鹿児島県揖宿郡指宿町
国立療養所霧島病院	〃姶良郡霧島村
国立加治木療養所	〃姶良郡加治木町
国立帖佐療養所	〃姶良郡帖佐町
国立阿久根療養所	〃出水郡阿久根町
国立志布志療養所	〃囎唹郡西志布志村野倉
札幌鉄道病院	北海道札幌市北三條東
有珠鉄道病院	〃有珠郡伊達町字有珠
旭川鉄道病院	〃旭川市宮下通六左十号
帯広鉄道診療所	〃帯広市西二條南十一番外地
池田鉄道診療所	〃中川郡池田町
釧路第一鉄道診療所	〃釧路市浪花町
釧路第二鉄道診療所	〃釧路市松浦町
厚床鉄道診療所	〃根室郡和田村大字厚別村字厚床市街地二番通り
深川鉄道診療所	〃雨龍郡深川町逢来町
名寄鉄道診療所	〃名寄市東一條南
音威子府鉄道診療所	〃中川郡常盤村音威子府
稚内鉄道診療所	〃稚内市弁天通り
渚滑鉄道診療所	〃紋別郡渚滑村三線
北見鉄道診療所	〃北見市大通西四
旭川鉄道診療所	〃旭川市宮下通り
長万部鉄道診療所	〃山越郡長万部町鉄道用地
倶知安鉄道診療所	〃虻田郡倶知安町西四
小樽鉄道診療所	〃小樽市稲穂町鉄道用地
岩見沢鉄道診療所	〃岩見沢市
追分鉄道診療所	〃勇払郡安平町字追分
室蘭鉄道診療所	〃室蘭市公園町

富良野鉄道診療所	〃空知郡富良野町
苗穂鉄道診療所	〃札幌市北七條東
函館鉄道診療所	〃函館市中島町
木古内鉄道診療所	〃上磯郡木古内町
五稜郭鉄道診療所	〃亀田郡亀田村字港
仙台鉄道病院	宮城県仙台市東三番丁
船岡鉄道病院	〃柴田郡船岡町神崎
小牛田鉄道診療所	〃遠田郡不動堂村素山
福島鉄道病院	福島県福島市栄町
白河鉄道診療所	〃白河市豊内
郡山第一鉄道診療所	〃郡山市池ノ台
会津若松鉄道診療所	〃会津若松市石堂町
郡山第二鉄道診療所	〃郡山市小田原町北田
平鉄道診療所	〃平市大工町
原ノ町鉄道診療所	〃相馬郡原ノ町南新田
青森鉄道診療所	青森県青森市沖館字千刈
尻内鉄道診療所	〃三戸郡上苗代村大字弘内
弘前鉄道診療所	〃弘前市大字和徳町
盛岡鉄道病院	岩手県盛岡市下厨川木伏
一ノ関鉄道診療所	〃一ノ関市深町
宮古鉄道診療所	〃宮古市字山口
秋田鉄道病院	秋田県秋田市楢山
横手鉄道診療所	〃平鹿郡横手町下飛瀬
東能代鉄道診療所	〃能代市機織
大館鉄道診療所	〃北秋田郡大館町中道
土崎鉄道診療所	〃秋田市土崎港寺内字将軍野
山形鉄道病院	山形県山形市香澄町
米沢鉄道診療所	〃米沢市住之江町
新庄鉄道診療所	〃新庄市神沢町
石岡鉄道病院	茨城県新治郡田余村大字粟又四ノ字中山
霞浦鉄道病院	〃土浦市籾
水戸鉄道診療所	〃水戸市棚町
常陸太子鉄道診療所	〃久慈郡太子町字太子
東京鉄道病院	東京都澁谷区千駄ヶ谷
田端鉄道病院	〃北区田端町
新小岩鉄道診療所	〃葛飾区上小松町
錦糸町鉄道診療所	〃墨田区横網町
八王子鉄道診療所	〃八王子市鎧町
大井鉄道診療所	〃品川区大井権現町
千葉鉄道診療所	千葉県千葉市要町
木更津鉄道診療所	〃木更津市高柳
館山鉄道診療所	〃館山市北條
成田鉄道診療所	〃印旛郡成田町花崎町
津田沼鉄道診療所	〃津田沼谷津
小山鉄道診療所	栃木県下都賀郡小山町小山字情光寺東方
宇都宮鉄道診療所	〃宇都宮市向町
高崎鉄道診療所	群馬県高崎市和多仲
桐生鉄道診療所	〃桐生市宮前
横川鉄道診療所	〃碓井郡横川字岩宮前
新鶴見鉄道診療所	神奈川県川崎市鹿島田町
横浜鉄道診療所	〃横浜市西区平沼町
国府津鉄道診療所	〃足柄下郡国府津町
橋本鉄道診療所	〃高座郡相模原町橋本
甲府鉄道診療所	山梨県甲府市立花町
大宮鉄道診療所	埼玉県大宮市字大宮
長野鉄道病院	長野県長野市南石堂町
木曾福島鉄道診療所	〃西筑摩郡木曾福島町
中込鉄道診療所	〃南佐久郡中込町
松本鉄道診療所	〃松本市幅上町
長野鉄道診療所	〃長野市栗田
飯田鉄道診療所	〃飯田市仲之町
金沢鉄道病院	石川県金沢市木新保七番町
松任鉄道診療所	〃石川郡松任町新田町
敦賀鉄道診療所	福井県敦賀市津内一〇四号白銀
福井鉄道診療所	〃福井市日之出下町
高岡鉄道診療所	富山県高岡市西下関町
富山鉄道診療所	〃富山市桜町
糸魚川鉄道診療所	新潟県西頸城郡糸魚川町大町
静岡鉄道病院	静岡県静岡市森下町
沼津鉄道診療所	〃沼津市大手町
富士鉄道診療所	〃富士郡富士町本町
浜松東鉄道診療所	〃浜松市砂山町官
浜松西鉄道診療所	〃浜松市東伊場町官第一
豊橋鉄道診療所	愛知県豊橋市花田町西宿
名古屋鉄道病院	〃名古屋市千種区内山町
豊川鉄道診療所	〃豊川市市田町諏訪林
稲沢鉄道診療所	〃中島郡稲沢町下津
名古屋鉄道診療所	〃名古屋市中川区長良町
岐阜鉄道診療所	岐阜県岐阜市加納清水町
高山鉄道診療所	〃高山市西之一色町
美濃太田鉄道診療所	〃加茂郡古井町下古井
中津川鉄道診療所	〃恵那郡中津町中津川
草津鉄道診療所	滋賀県栗太郡草津町
米原鉄道診療所	〃坂田郡米原町米原
亀山鉄道診療所	三重県鈴鹿郡亀山町西町
松阪鉄道診療所	〃松阪市日野町
紀伊長島鉄道診療所	〃北牟婁郡二郷村字中之島
奈良鉄道診療所	奈良県奈良市下三條町
王子鉄道診療所	〃北葛城郡王寺町小寺町
和歌山鉄道診療所	和歌山県和歌山市字治家裏
紀伊田辺鉄道診療所	〃紀伊田辺市湊山手
新宮鉄道診療所	〃新宮市熊地
大阪鉄道病院	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町
吹田第一鉄道診療所	〃吹田市東町
吹田第二鉄道診療所	〃吹田市片山
京都鉄道病院	京都府京都市下京区西九條院町
福知山鉄道診療所	〃福知山市字天田
西舞鶴鉄道診療所	〃舞鶴市伊佐津
岡山鉄道病院	岡山県岡山市下石井
新見鉄道診療所	〃阿哲郡新見町
津山鉄道診療所	〃津山市大谷
姫路鉄道病院	兵庫県姫路市北條口
高砂鉄道病院	〃加古郡荒井村券南寺
神戸鉄道病院	〃神戸市生田区川崎
鷹取鉄道診療所	〃神戸市須磨区須磨
豊岡鉄道診療所	〃城崎郡五荘村高屋
米子鉄道病院	鳥取県米子市彌生町
鳥取鉄道診療所	〃鳥取市東品治町
石見益田鉄道診療所	島根県美濃郡益田町
浜田鉄道診療所	〃浜田市浅井
後藤鉄道診療所	〃米子市日出町
広島鉄道病院	広島県広島市尾長町
備後十日市鉄道病院	〃双三郡十日市町
呉鉄道病院	〃呉市東二河通り
宇品鉄道病院	〃広島市宇品町
矢賀鉄道病院	〃広島市矢賀町
福山鉄道診療所	〃福山市西町
糸崎鉄道診療所	〃三原市糸崎町
下関鉄道病院	山口県下関市竹崎町
光鉄道病院	〃光市光井
岩国鉄道診療所	〃岩国市向今津築地区
柳井鉄道診療所	〃玖珂郡柳井町
小郡鉄道診療所	〃山口市下郷
厚狭鉄道診療所	〃厚狭郡厚狭町山川
宇部鉄道診療所	〃宇部市西区島通り
正明市鉄道診療所	〃大津郡深川町東深川
光鉄道診療所	〃光市浅江
幡生鉄道診療所	〃下関市幡生町
四国鉄道病院	香川県高松市西浜新町
多度津鉄道病院	〃仲多度郡多度津町
徳島鉄道病院	徳島県徳島市寺島本町東
阿波池田鉄道診療所	〃三好郡池田町
松山鉄道診療所	愛媛県松山市木屋町
伊予西條鉄道診療所	〃西條市大町
宇和島鉄道病院	〃宇和島市和霊町
高知鉄道病院	高知県高知市北本町
新潟鉄道病院	新潟県新潟市流作場
直江津鉄道診療所	〃中頸城郡直江津町
長岡鉄道診療所	〃長岡市旭町
新津東鉄道診療所	〃中蒲原郡新津町大字善道
坂町鉄道診療所	〃岩船郡保内村字坂町
新津西鉄道診療所	〃中蒲原郡新津町大字山谷
水上鉄道診療所	群馬県利根郡水上町鹿野沢
門司鉄道病院	福岡県門司市新清滝町
行橋鉄道診療所	〃京都郡行橋町
若松東鉄道診療所	〃若松市本町
若松西鉄道診療所	〃若松市藤ノ木
直方鉄道診療所	〃直方市須崎町
南小倉鉄道診療所	〃小倉市篠崎
吉塚鉄道診療所	〃福岡市吉塚町
小倉鉄道診療所	〃小倉市板櫃町
志免鉄道病院	〃糟屋郡志免町大字志免
鳥栖鉄道病院	佐賀県三養基郡鳥栖町
西唐津鉄道診療所	〃唐津郡大字西唐津
早岐鉄道病院	長崎県佐世保市陳内字免
長崎鉄道診療所	〃西彼杵郡長與村吉無田郷

P. 660

昭26.12.29. 第7494号

豊後森鉄道診療所	大分県玖珠郡森町岩室
大分鉄道診療所	〃 大分市上野町
南延岡鉄道診療所	宮崎県延岡市恒富区櫨江口
宮崎鉄道診療所	〃 宮崎市曙町
都城鉄道診療所	〃 都城市栄町
熊本鉄道病院	熊本県熊本市二本木町東屋敷
人吉鉄道診療所	〃 人吉市中青井町二本
鹿児島鉄道病院	鹿児島県鹿児島市春日町
出水鉄道診療所	〃 出水郡出水町上鯖淵
吉松鉄道診療所	〃 姶良郡吉松村川西
西鹿児島鉄道診療所	〃 鹿児島市荒田
日本専売公社東京病院	東京都港区赤羽町
日本専売公社京都病院	京都府京都市下京区唐橋羅城門町
日本専売公社仙台病院	宮城県仙台市清水小路
日本専売公社名古屋病院	愛知県名古屋市東区矢田町
日本専売公社広島病院	広島県広島市皆実町
日本専売公社福岡病院	福岡県福岡市字妙見
日本専売公社宇都宮地方局診療所	栃木県河内郡姿川村大字鶴田
日本専売公社高崎診療所	群馬県高崎市高松町
日本専売公社郡山診療所	福島県郡山市字大堤
日本専売公社札幌診療所	北海道札幌市北四條西
日本専売公社金沢診療所	石川県金沢市長町川岸
日本専売公社大阪診療所	大阪府大阪市浪速区河原町
日本専売公社高松診療所	香川県高松市朝日町
日本専売公社熊本診療所	熊本県熊本市行幸町
日本専売公社鹿児島診療所	鹿児島県鹿児島市上荒田町
日本専売公社函館工場診療所	北海道函館市大川町
日本専売公社上田診療所	長野県上田市大字小牧字鴨池
日本専売公社京都診療所	京都府京都市下京区中堂寺命婦町
日本専売公社中央研究所診療所	東京都品川区豊町
日本専売公社小田原工場医務室	神奈川県小田原市久野
日本専売公社高崎鶴見町医務室	群馬県高崎市鶴見町
日本専売公社関原医務室	新潟県三島郡関原町
日本専売公社仙台医務室	宮城県仙台市原町大字小田原字折沢
日本専売公社岐阜医務室	岐阜県岐阜市鶴田町
日本専売公社浜松医務室	静岡県浜松市西伊場町
日本専売公社高槻医務室	大阪府高槻市芥川町
日本専売公社橋本医務室	和歌山県伊都郡橋本町
日本専売公社徳島医務室	徳島県徳島市宮町字北原
日本専売公社松山医務室	愛媛県松山市藤原町
日本専売公社鳥栖医務室	佐賀県三養基郡鳥栖町
日本専売公社熊本医務室	熊本県熊本市大江町渡鹿
日本専売公社茂木支局医務室	栃木県芳賀郡茂木町
日本専売公社盛岡医務室	岩手県盛岡市上田中堰
日本専売公社山形医務室	山形県山形市香澄町
日本専売公社池田医務室	徳島県三好郡池田町
日本専売公社臼杵医務室	大分県北海部郡臼杵町
日本専売公社総務局診療所	東京都千代田区内幸町
東京造幣局病院	〃 豊島区西巣鴨
印刷庁東京病院	〃 北区西ヶ原町
印刷庁酒匂病院	神奈川県足柄下郡酒匂町
造幣庁病院	大阪府大阪市北区新川崎町
広島造幣局病院	広島県佐伯郡五日市町

◉厚生省告示第二百九十八号

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号（健康保険法及び船員保険法の規定に依る療養に要する費用の算定方法）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十九日　厚生大臣　橋本　龍伍

別表診療報酬点数表中

入院料の部（註を除く。）を次のように改める。

食事ノ給与アル場合一日ニ付　二四点

食事ノ給与ナキ場合一日ニ付　一二点

但シ、完全看護又ハ完全給食ヲ為シタル場合ハ一日ニ付夫々三点ヲ加算ス

別表歯科診料報酬点数表中

入院料の部（註を除く。）を次のように改める。

食事ノ給与アル場合一日ニ付　二四点

食事ノ給与ナキ場合一日ニ付　一二点

但シ、完全看護又ハ完全給食ヲ為シタル場合ハ一日ニ付夫々三点ヲ加算ス

◉通商産業省告示第三百十四号

指定輸入自動車等販売規則（昭和二十五年通商産業省令第七十八号）第八條第一項第二号の規定に基き、外国為替銀行の発行する書類を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

左の様式による外貨交換済証明書

（表面）

外貨交換済証明書

証明番号＿＿＿＿＿

証明事項	外貨の種類及び買入額	外貨	
		円貨	
	証明額	外貨	
		円貨	
	外貨買入日		
目的	支払目的 支払先		
上記の外貨買入の事実を証明願います。（証明依頼人）			
上記の外貨買入の事実を証明します。年　月　日（証明銀行）			
有効期限	年　月　日まで		

（裏面）

支払受領の目的
支払受領年月日
支払受領金額
支払受領者 住所 氏名又は商号

◉通商産業省告示第三百十五号

昭和二十六年十二月通商産業省告示第三百八十五号（輸入に関する事項の公表（第五十一回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

ドライスキン・ミルクの欄中「日 12月31日」を「日 1月31日」に改める。

◉通商産業省告示第三百十六号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十四号（輸入に関する事項の公表（第四十六回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

コーヒー豆およびクローバー種子（赤または白）の欄中「日 12月31日」を「日 1月31日」に改める。

◉通商産業省告示第三百十七号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十四号（輸入に関する事項の公表（第四十六回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

主要食糧の欄中「イ 12月31日」を「イ 12月31日（台湾およびタイ清算勘定により輸入する場合に限り1月31日）」に、砂糖の欄中「日 12月31日」を「12月31日（船積期4—6月(52)により輸入する場合に限り1月31日）」に改める。

◉通商産業省告示第三百十八号

昭和二十六年十一月通商産業省告示第二百八十三号（輸入に関する事項の公表（第五十回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

晒サルファイトパルプ（セルローズ分89%以上のものに限る。）の欄中「日 12月31日」を「日 1月31日」に改める。

◉通商産業省告示第三百十九号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十三号（輸入に関する事項の公表（第四十五回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十九日　通商産業大臣　高橋龍太郎

決済通貨または決済勘定の項の「×」のない欄に「×」を加える。

正　誤

昭和二十六年九月二十二日総理府告示第三百二十八号町村の境界変更中

頁	段	行	誤	正
三八七	五	二	四七八七	四七八七、四七八八ノ一、四七八八ノ二、四七八九ノ一、四七八九ノ二、四七八九ノ三、四七九〇、四七六九ノ一、四七六九ノ二

同十一月十六日総理府告示第三百六十六号ドイツ財産でなくなつた財産の指定中

二七三	三	一三	百五十一番	百七十一番

同十二月十三日総理府告示第三百九十四号町村の境界変更中二三二頁三段二行「同字西後」は削るはずの誤り。

同月十四日公布政令第三百七十六号終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
二五三	二	表中	文部省 計	文部省 本省 計

同月二十五日公布政令第三百八十五号国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部を改正する政令中

四九七	四	一八	正当な事由	（過料）第十四條 正当な事由
同	五	四	含む。）第十四條	含む。）、第十四條

総理府官報報告主任

昭和二十六年十一月二十一日地方財政委員会規則第十九号（地方税法施行規則の一部改正）中次の通りいずれも誤り。

地方財政委員会官報報告主任

頁	段	行	誤	正
366	上	第18号様式I 土地の備考2(ハ)	事態別人口	業態別人口
〃	〃	〃	略々相半し且つ、	略々相半し、且つ、
〃	〃	(ニ)	戸口構成上、	戸口の構成上、
〃	〃	(ホ)	主たる比準	主たる比率
〃	〃	〃	市長村長	市町村長
〃	〃	4.		
367	上	土地附表2の表の区分欄中	平均評価倍数 (ロ)/(イ)	平均評価倍数 (イ)/(ロ)
368	上	〃 Ⅰ家屋の備考3	家屋の個数	家屋を除いた家屋の個数
370	上	〃 Ⅲ償却資産の備考3	（二の額が	（この額が
〃	〃	〃 附表1備考6	昭和二十六年度再評価	昭和二十六年度評価

昭和二十六年十二月二十七日総理府告示第四百四十三号連合国財産の譲渡し命令中五五〇頁四段終りから一六行「大字野尻」は「大字野尻字」の誤植

叙任及び辞令

○内　閣

◉昭和二十六年十一月二十六日　勲八等　佐藤　肇

勲七等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十一月二十七日　明石　茂

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十二月一日　勲八等　片山藤太郎

勲七等に叙し青色桐葉章を授ける

◉昭和二十六年十二月二日　山本金次郎

勲八等に叙し白色桐葉章を授ける

◉昭和二十六年十二月四日　勲八等　重岡　治助

勲七等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十二月九日　勲四等　藤川由太郎

勲三等に叙し瑞宝章を授ける

国務大臣秘書官　中島嘉壽雄

四号俸を給する

岡崎国務大臣附を命ずる

内閣官房長官秘書官　山野富次郎

六号俸を給する（以上十二月二十六日）

国務大臣　岡崎　勝男

賠償庁長官を命ずる

同　周東　英雄

賠償庁長官を免ずる（以上十二月二十七日）

○総　理　府

◉昭和二十六年十二月二十五日　農林事務官　沢田　純三

農林大臣秘書官に任命する

二級に叙する

◉昭和二十六年十二月二十六日　内閣官房長官秘書官　中島嘉壽雄

国務大臣秘書官に任命する

二級に叙する

労働大臣秘書官　山野富次郎

内閣官房長官秘書官に任命する

二級に叙する

農林大臣秘書官　黒木　博

願に依り本官を免ずる（十二月二十五日）

内閣官房長官　保利　茂

中央青少年問題協議会委員に任命する（十二月二十七日）

昭26.12.29. 第7494号

○運輸省

運輸事務官 高橋 彦松
昭和二十六年十二月十六日から三箇月間療養を命ずる(十二月十六日)

文部教官 岡本 理一 同 久木 久一
小笠原文三 山田又一郎
沢口 清 安納 要作
山口 智 川村 禎邇
谷 彌太郎 富田 虎雄
小田切貞夫 松田 辰蔵
種田 幸彦 比佐 友香
南 亮三郎
(通各)
北海船員地方労働委員会委員に任命する

飯塚貞一郎 加藤 義男
瀬野豊三郎 木村 芳雄
落合 政衛 引地 宗男
小田仙治郎 藤原 一
横田善八郎 佐々木喜三郎
逸見 惣作 船山 信一
遠藤 吟三 荒井源三郎
小此木通孝
(通各)
東北船員地方労働委員会委員に任命する。

文部教官 植村 清二 杉山善太郎
二見 俊男 阿部 東
外山 正義 本間 良男
須田 求馬 本間市太郎
高野 栄蔵 笠井 久次
太古喜太郎 松井 敬
石田伊奈二郎 鎗井儀一郎
伊藤亀久二
(通各)
新潟船員地方労働委員会委員に任命する

文部教官 小門和之助 同 庵原 順一
野沢 精吾 南波佐間豊
福多 三男 香河 直祐
浅井 繁春 山本 新一
長崎 勝平 勝部 源三
大霜源次郎 石川 勇
氷谷長次郎 中島 正
菅原 道彦
(通各)
関東船員地方労働委員会委員に任命する

若狭 鶴義 井上富士郎
福田 宗一 三好 喜蔵
内井 建二 松本 嘉三
岡田 清吉 吉田 俊
浅井 敏郎 小島 武雄
木村 清司 大山 幸夫
平岡 昌一 金岡 孫三
榎並 赳夫
(通各)
東海船員地方労働委員会委員に任命する

運輸教官 伊藤 文雄 根岸 正文
長木 寅市 泉 浅光
松本 俊博 飯田 松夫
永田 順 丸谷勝太郎
山本 駒吉 小山 益荒
西山兵四郎 竹田準二郎
中村 逓 堀 尚靖
近藤 文二
(通各)
近畿船員地方労働委員会委員に任命する

文部教官 古林 喜楽 田中 健三
井伊 謙三 谷本 光雄
増原 操 渡辺金五郎
貫田 一善 青木 清和
宮地 褒二 二神 範蔵
加藤 豊市 河合 貞久
戸田 亨 神足徳三郎
川口 義明
(通各)
神戸船員地方労働委員会委員に任命する

関井 久 姫野伊勢夫
大久保重雄 中島 宗秋
吉原 幸雄 峰崎 唯男
新原 坂市 神原 秀夫
沖中 喜一 岡村君太郎
田坂 三友 三宅 清
石光 勝 山尾 政治
宗政 美三
(通各)
中国船員地方労働委員会委員に任命する

石崎孫治郎 常徳千代松
松木長五郎 安倉 鶴吉
松下 力治 志水 清英
村上 孝雄 加賀山次雄
浅木 博 浜崎 嘉三
安田幸太郎 矢野 三郎
大山 省三 久保田英一
赤羽 広志
(通各)
四国船員地方労働委員会委員に任命する

文部教官 舟橋 諄一 同 沼田 義雄
植田 清一 徳安 市平
村上 行示 佐々田忠教
中西 虎吉 江口 貞雄
清 藤太郎 八谷徳三郎
伊東 猪六 松丸 信夫
松永 初平 高木 孝詮
伯野 平蔵
(通各)
九州船員地方労働委員会委員に任命する(以上十二月十七日)

地方事務官 泉 清雄
願に依り本官を免ずる(十二月二十日)

○電気通信省

電気通信技官 米沢 滋
施設局施設部長を命ずる
同 新堀 正義
施設局施設部海底線工事課長事務取扱を命ずる
電気通信事務官 荻原 博
施設局保全部長を命ずる
同 秋草 篤二
関東電気通信局長を命ずる
電気通信技官 中尾 徹夫
施設局資材部長を命ずる
施設局施設部長事務取扱を免ずる
施設局施設部海底線工事課長事務取扱を免ずる
電気通信事務官 肥爪 亀三
経理局会計課長事務取扱を命ずる(以上十二月二十二日)

○経済安定本部

八木 楠郎
経済安定本部部員を命ずる
経済安定本部総裁官房勤務を命ずる
酒井 洋
願に依り経済安定本部部員を免ずる(以上十二月十日)

経済調査官 本村 浩
広島管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる
同 高部 正文
広島管区経済局査察部査察第三課長代理を免ずる
同 尾添 磐男
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる(以上十二月十五日)
同 土屋 長吉
名古屋管区経済局査察部査察第三課長心得を命ずる
同 五十川捨造
名古屋管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を免ずる(以上十二月二十日)

○最高裁判所

鳥取地方裁判所判事 山中 栄
兼ねて鳥取家庭裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事補 福井 秀夫
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
山口地方裁判所判事補 倉田 正登
兼ねて山口家庭裁判所判事補に補する
神戸地方裁判所判事 日下 基
神戸地方裁判所尼崎支部長を命ずる
新潟簡易裁判所判事 松永 信和
新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く
同 勝田 重直
新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する(以上十二月十七日)
札幌高等裁判所判事 井上 正弘
函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所判事 井上 正弘
部の事務を総括するものに指名する
大阪地方裁判所判事 西尾 貢一
大阪高等裁判所判事に補する
函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事 村上 喜夫
大阪地方裁判所判事に補する(以上十二月十九日)
判事 矢崎 憲正
東京地方裁判所判事に補する
五号報酬を給する
東京地方裁判所八王子支部勤務を命ずる
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事 高原 富蔵
東京家庭裁判所判事兼補を免ずる
東京地方裁判所判事 高原 富蔵
東京地方裁判所八王子支部勤務を免ずる
徳島簡易裁判所判事 合田得太郎
高松簡易裁判所判事に補する
徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補 合田得太郎
高松地方裁判所判事補に補する
判事 小川 豪
徳島地方裁判所判事に補する
五号報酬を給する
同 福島 通夫
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
二号報酬を給する
簡易裁判所判事 藤木 誠一
福江簡易裁判所判事に補する
判事二号報酬を給する(以上十二月二十二日)

官庁事項

○労働省

◉**特殊日勤勤務に関する紛争の仲裁打切り公表** 国鉄労働組合米子地方本部と日本国有鉄道米子鉄道管理局との標題の紛争について、本委員会は、昭和二十六年十二月四日仲裁を開始し、審議中であつたが、両当事者は、その後団体交渉を行い、同月十日本件につき妥結を見た旨所轄広島地方国有鉄道調停委員会委員長から、十二月十八日付の通知があり、本紛争に対しては、仲裁手続を進める要なきものと認め、昭和二十六年十二月二十二日付をもつて仲裁手続を打ち切ることに決定した。

昭和二十六年十二月二十二日
公共企業体仲裁委員会委員長 今井 一男

地方自治事項

○青森県
◉県議会 十二月十七日定例県議会を招集した。

○岩手県
◉県議会 十二月十五日定例県議会を招集した。

○宮城県
◉県議会 十二月十一日定例県議会を招集した。

○秋田県
◉県議会 十二月十五日定例県議会を招集した。

○山形県
◉県議会 十二月十八日定例県議会を招集した。

○東京都
◉都議会 十二月十七日定例都議会を招集した。

○神奈川県
◉県議会 十二月十三日定例県議会を招集した。

○長野県
◉県議会 十二月十四日定例県議会を招集した。

○愛知県
◉県議会 十二月十八日定例県議会を招集した。

○滋賀県
◉県議会 十一月三十日定例県議会を招集した。

○山口県
◉県議会 十一月十九日招集した定例県議会は同二十日閉会した。

○香川県
◉県議会 十二月十七日定例県議会を招集した。

○鹿児島県
◉県議会 十二月十四日定例県議会を招集した。

公共企業体事項

○日本専売公社

◉日本専売公社公示第十号

輸入製造たばこの小売定価及び特別小売定価を次のように定め、昭和二十七年一月一日以降売渡分から実施する。

昭和二十六年十二月二十九日 日本専売公社総裁 秋山孝之輔

輸入製造たばこ小売定価表

種類	製造所名	品名	装置区分	小売定価	特別小売定価
紙巻たばこ	米国・リゲット・アンド・マイヤース・タバコ・カンパニー	チェスターフィールド	二〇本	一三〇円	四〇円
同	米国・ブリテッシュ・アメリカン・タバコ・カンパニー	ラッキー・ストライク	二〇	一三〇	四〇
同	米国・フイリップ・モーリス・アンド・カンパニー	フイリップ・モーリス	二〇	一三〇	四〇
同	米国・R・J・レイノールズ・タバコ・カンパニー	キャメル	二〇	一三〇	四〇
同	米国・ブリテッシュ・アメリカン・タバコ・カンパニー	ポール・モール	二〇	一四〇	四〇
同	米国・P・ロリラアード・カンパニー	パウンテイ	二〇	六〇	二〇
同	英国・W・D・アンド・H・O・ウイルス・カンパニー	カプスタン・ネービイ・カット(メデアム)	一〇	一〇〇	三〇
同	同	同	五〇	五〇〇	一五〇
同	同	ゴールド・フレイク	一〇	一〇〇	三〇
同	同	同	五〇	五〇〇	一五〇
同	同	スリー・キャッスルズ(マイルド)	五〇	五〇〇	一五〇
同	英国・ジョン・プレイヤー・アンド・サンズ・カンパニー	プレイヤーズ・ネービイ・カット(メデアム)	一〇	一〇〇	三〇
同	同	同	五〇	五〇〇	一五〇
同	英国・ウエストミンスター・タバコ・カンパニー	ウエストミンスター・ターキッシユ(プレーン)	五〇	六〇〇	二〇〇
同	英国・カレラス・アンド・カンパニー	クレーブンA	五〇	五〇〇	一五〇
パイプたばこ	米国・ブラウン・アンド・ウイリアムソン・タバコ・コーポレイション	サー・ウオルター・ラーレー	$1\frac{5}{8}$オンス	二〇〇	六五
同	米国・フイリップ・モーリス・アンド・カンパニー	ボンド・ストリート	$1\frac{1}{2}$	二〇〇	六五
同	米国・R・J・レイノールズ・タバコ・カンパニー	プリンス・アルバート	$1\frac{3}{4}$	二〇〇	六五
同	英国・W・D・アンド・H・O・ウイルス・カンパニー	カプスタン・ネービイ・カット(メデアム)	二	五〇〇	一五〇

備考 特別小売定価は、外国政府機関及び外航船(外国船舶に限る。)用製造たばこの売渡に適用する。

法務府公告

○押収物還付公告

神戸区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年領第六八三三号(金相二)
一、食糧管理法違反事件換価金 一千一百二円
○同領第六八三六号(趙順伊こと桜井君子同)
一、同 一千四十六円九十銭
○同領第八五八八号(伊英夏こと伊藤勝雄同)
一、同 六百七十九円十銭
○同領第八四〇七号(田中トメ同)
一、同 三百三十円四十銭
二、同 一百六十九円八十銭
○同領第一三六三七号(竹本秀子こと尹洋伊同)
一、同 八百十五円三十銭
○昭和二十五年領第三一一号(増田静江同)
一、同 五百三十五円五十銭
○同領第四八五五号(徳山シズ子同)
一、同 七百三十円
○昭和二十六年領第七八号(金春伊こと金山春子同)
一、同 一千二百九十七円
○同領第一九九号(前田ちよ同)
一、同 八百四十二円
○同領第二一九四号(藤井シカノ同)
一、同 九百七十七円
○同領第二一九五号(田中君子同)
一、同 六百六十七円
○同領第二三五四号(山下ふさ同)
一、同 六百三十九円
○同領第二五一二号(藤沢とし子同)
一、同 一千三百二十五円
○同領第二五一四号(角田よしの同)
一、同 一千三百四十円
○同領第二五八〇号(不詳同)
一、同 一千三百一円
○同領第二七九九号(同)
一、同 四千三百四円
○同領第二八三一号(同)
一、同 二万五千六百五十九円
○同領第二八三二号(同)
一、同 一万六千七百十二円
○同領第二八三七号(同)
一、同 三千三百六円
二、セメント袋 二枚
○同領第二八三八号(同)
一、換価金 六百三十八円
○同領第二八三〇号(同)
一、同 一万八千一百八十三円
○同領第二八四〇号(同)
一、同 一万五千六百二円
○同領第二八四一号(同)
一、同 四千九百八十八円
○同領第二八四二号(同)
一、同 二千三百七十八円
○同領第二八四四号(同)
一、同 二千九百円
○同領第二八四三号(同)
一、同 三千三百六円
○同領第二八六三号(同)
一、換価金 一万二千二百三十八円
二、風呂敷 二枚
○同領第二九一七号(同)
一、同 一万六千一百九十円
二、袋 二十一枚
○同領第二九二四号(同)
一、換価金 八百十二円
二、風呂敷 一枚
○同領第二九四〇号(同)
一、換価金 五百八十円
二、紙製袋 二枚
三、風呂敷 一枚

昭26.12.29. 第7494号

〇同領第二九六八号（同）
一、換価金 二千八百四十四円
〇同領第二九八九号（同）
一、同 九百六十八円
〇同領第三〇四六号（同）
一、同 一千六百二十四円
〇同領第三〇四七号（同）
一、同 二千五百二十円
〇同領第三〇五三号（同）
一、同 三千三百六円
〇同領第三〇五四号（同）
一、同 三千七十四円
〇同領第三〇六〇号（同）
一、同 三千十六円
〇同領第三〇六一号（同）
一、同 三千八百四十二円
〇同領第三〇六二号（同）
一、同 二千九百円
〇同領第三〇七〇号（同）
一、同 七千八百五十一円
〇同領第三〇七九号（同）
一、同 三千三百六円
〇昭和二十四年領第一四六四号（李晩甲窃盗事件）
一、金歯 二十二ヶ
〇昭和二十五年領第一八五号（加藤英夫外一名同）
一、男物下駄 二足
二、男物足袋 一足
三、毛布 二枚
四、紺レインコート 一枚
五、風呂敷 一枚
〇同領第二九八六号（亀井明道同）
一、古葉服上下 一着
〇昭和二十六年領第五九五号（中川善次同）
一、金三百八十円（十円札八枚、百円札三枚）
〇同領第七九二号（上原利夫外一名同）
一、腕時計（三六二九七三） 一ヶ
〇昭和二十五年領第一九七〇号（内田秀延外一名同）
一、国防色上衣 一着
二、ネズミ色ズボン 一枚
三、地下足袋 一足
四、メリヤスシャツ 一枚
五、上衣 一枚
六、マフラー 一枚
七、ズボン 一着
八、上衣 一着
九、皮バンド 一本
〇同領第四五四三号（川元峯一同）
一、新品茶色ズボン 一枚
二、風呂敷 一枚
三、トランク 一ケ
四、ナイロン赤ハンドバック 二個
五、生地サージ 一着分
六、子供衣類 四点
七、茶色ジャンバー 二枚
八、宝くじ 二十四枚
九、生地（仕立中） 一枚
十、洋傘 一本
十一、風呂敷 一包
十二、ミルク罐入 一ケ
十三、木箱入海苔 一ケ
十四、アルマイト製盆 一ケ
十五、インキ消及ペン先 三ケ
十六、エプロン 一枚
十七、靴下及シャツ 四点
十八、風呂敷 二枚
〇昭和二十六年領第八六四号（坂本とみ同）
一、モンペイの上衣 一枚
〇同領第九四八号（羽坂芳成軽犯罪法違反事件）
一、懐中電燈 一ケ
二、ネジ廻し 一本
三、ナイフ 一ケ
〇同領第一三六〇号（小世福太郎同）
一、薪割 一本
二、軍手袋 半足
〇同領第二三二六号（清水七郎同）
一、金鋸 一丁
二、ハンマー 一丁
三、庖丁 一丁
四、護謨の破れ 一ケ
五、風呂敷 一枚
〇同領第一一七四号（杉山昇窃盗事件）
一、小刀（ナイフ） 一本
二、バルブハンドル 一ケ
〇同領第一九一二号（本間幸男同）
一、換価金 四百八十円
〇同領第一九三五号（福井彌作同）
一、同 一百六十五円
〇同領第二一〇一号（佐藤正同）
一、スコップ 一丁
二、一斗罐 一ケ
〇同領第二一〇四号（木元史郎同）
一、鍬 一丁
二、ブリキ罐 一ケ
〇同領第二三二一号（初瀬新一外一名同）
一、鉄鎖 約二間
〇同領第二五〇八号（西村雄同）
一、ツルハシ 一丁
〇同領第二七五八号（法師平雄同）
一、女物スカート 一枚
〇同領第二八四八号（岡本治久同）
一、中古自転車 一台
〇同領第二九五一号（高橋広生同）
一、手提鞄 一ケ
〇同領第二九五二号（大野隆亨同）
一、冬物紺サージ背広上衣 一着
〇同領第三〇〇一号（佐々木清同）
一、シラシメ油 一罐
〇同領第一三三四号（広岡英夫外一名窃盗、贓物牙保事件）
一、手提鞄 一ケ
二、背広上衣 一着
三、洋服生地 三碼
〇同領第一四八三号（松浦勝治窃盗未遂事件）
一、クマデ 一丁
二、鋸刃 一枚
〇同領第一八三七号（吉田利一窃盗、横領事件）
一、白足袋 一足
二、ハンカチ 一枚
三、エプロン 一枚
四、肌衣 一枚
五、カッターシャツ 一枚
六、男物パンツ 一枚
七、風呂敷 一枚
〇同領第一八二九号（呉合龍傷害事件）
一、黒皮短靴 一足
二、シャツ 一枚
〇同領第一八四六号（東重男同）
一、スコップ 一丁
〇同領第二三〇五号（渡部英志同）
一、鉄棒 一本
二、乾燥器 一ケ
〇同領第二〇二七号（藤原平治遺失物横領窃盗事件）
一、三輪自転車用車休票（二一六四〇） 一ケ
二、進駐軍用ガソリン罐 一罐
三、同右衣嚢 一ケ
〇同領第二〇八一号（実ほくたけ往来妨害、道路交通取締令違反事件）
一、山鍬 一丁
二、屑鉄 一貫二百匁
〇同領第二三八二号（中尾友子横領事件）
一、領収証 一枚
〇同領第三〇九九号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金 三万九千九百七十八円
二、米紙袋 二十二枚
〇同領第三一〇三号（同）
一、換価金 三千一百九十円
〇同領第三一〇四号（同）
一、同 三千六百五十四円
〇同領第三一〇五号（同）
一、同 三千一百三十二円
〇同領第三一〇六号（同）
一、同 三千一百九十円
〇同領第三一〇七号（同）
一、同 三千三百三十二円
〇同領第二一〇三号（広瀬幸一窃盗事件）
一、スコップ 一丁
二、熊手 一丁
〇同領第二九七四号（宮武一枝同）
一、女物純綿浴衣 一枚
二、三越百貨店点文庫 一ケ
〇同領第三〇九六号（森崎竹石窃盗未遂事件）
一、ナイフ 一丁
〇同領第三一〇〇号（此村良一外一名窃盗事件）
一、玄能 一丁
二、タガネ 一ヶ
三、金切鋸刃 一ケ
〇同領第二〇八四号（藤井学往来妨害、道路交通取締令違反事件）
一、手鈎 一ケ
二、屑鉄 二貫位
〇同領第二二九六号（不明砂糖需給調整法違反事件）
一、換価金 六千七十六円九十八銭
〇同領第二四五九号（上村幸雄賭博事件）
一、株札 四十一枚
二、金一百五十円（十円札十五枚）
〇同領第二五〇〇号（不詳郵便法違反事件）
一、普通小包外装紙色 一枚
二、バスケット 一ヶ
三、換価金 一百四十円
四、米袋 一枚
〇同領第二五八九号（井村秀夫遺失物横領事件）
一、キャラコ 約八碼
〇同領第二六九六号（川辺一郎狩猟法違反事件）
一、空気銃 一挺
二、弾 六十二発
〇同領第二七八四号（大中巌占有離脱物横領事件）
一、換価金 四百八十七円二十銭
〇同領第二七八六号（不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、同 一万六百三十六円六十八銭
〇昭和二十四年領第一〇一八三号（奥本勇物価統制令違反事件）
一、毛糸 六ボンド
〇昭和二十六年領第二七八七号（不詳同）
一、換価金 一千六百九十四円
〇同領第三〇八六号（藤岡好美食糧管理法違反事件）
一、同 一千五百二十六円
〇同領第九〇二号（岡田はつ子同）
一、同 一千二百十円
〇同領第二三五五号（溝淵うめの同）
一、同 九百七十円
〇同領第二五三八号（藤原正子同）
一、同 二千四百五十五円
〇同領第三一四六号（不詳同）
一、同 七百九十六円
〇同領第三一四七号（同）
一、同 二千三百七十八円
〇同領第三一四八号（同）
一、同 八百五十二円
〇同領第三一四九号（同）
一、同 三千一百三十二円
〇同領第三一五〇号（同）
一、同 三千一百三十二円
〇同領第三一八二号（同）
一、同 二万七千七百六十八円
〇同領第三一八三号（同）
一、同 一千六百五十六円
〇同領第三一八四号（同）
一、同 一千三十二円
〇同領第三一八五号（同）
一、同 二万六千七百六十一円
〇同領第三一八六号（同）
一、同 一万三千五百六十二円
〇同領第三一八七号（同）
一、同 二千一百二十九円
〇同領第三一八八号（同）
一、同 三千九百五十二円
〇同領第三一九〇号（同）
一、同 三千九百八十七円
〇同領第三二〇二号（同）
一、同 二千六百九十八円
〇同領第三二〇三号（同）
一、同 三百四十八円
〇同領第三二〇四号（同）
一、同 五千六百八十四円
〇同領第三二〇五号（同）
一、同 七千六百六十三円
〇同領第三二一八号（同）
一、同 六千三十八円
二、紙袋 一枚
〇同領第三二二五号（同）
一、換価金 二千二百四円
〇同領第三二三九号（同）
一、同 一千七百八十四円
〇同領第三二四七号（同）
一、同 三千一百九十円
〇同領第三二四八号（同）
一、同 二千六百十円
〇同領第三二四九号（同）
一、同 二千五百五十二円
〇同領第三二五〇号（同）
一、同 一千九百十四円
〇同領第三二五四号（同）
一、同 一千六百二十四円
〇同領第三二五七号（同）
一、同 六千八百九十四円
〇同領第三二五九号（同）
一、同 一万八千七百三十四円
〇同領第三二六八号（同）
一、同 三百五十三円
〇同領第三二七八号（同）
一、同 二万二千七百四十四円

〇同領第三二八〇号（同）
一、同 二万四千七百三円
〇同領第三二八一号（同）
一、同 一万九千六百二円
二、セメント袋ドンゴロス袋 十七枚
〇昭和二十四年領第八五八二号（真木進同）
一、換価金 七百四十一円四十銭
〇同領第一三七二二号（張寛平同）
一、同 六百六十五円三十銭
〇昭和二十五年領第五〇五五号（金山春子こと金春伊同）
一、同 二千七百二十七円
〇昭和二十六年領第一八六三号（杉本浅一外一名窃盗事件）
一、釘抜 一個
〇同領第二一七六号（中西徳一同）
一、女物茶色半短靴 一足
二、男物厚地夏シャツ 一枚
三、男物ステテコ 一枚
〇同領第二二〇四号（上本一市同）
一、下駄 一足
二、白アンダシャツ 一枚
三、風呂敷 一枚
四、代用手拭 一枚
五、紙片 一枚
〇同領第二四三三号（上田正樹同）
一、平ペンチ 一個
〇同領第二五七九号（古屋猛同）
一、手鋸 一本
〇同領第三〇六九号（萩野馬吉同）
一、パイプレンチ 一個
〇同領第三一五三号（朝香草生外一名同）
一、スコップ 一個
二、同 一個
〇同領第三二四五号（山下藤太郎同）
一、鉛管 約三貫五百匁

東京地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

〇昭和二十四年押第一〇六七号（関観朗地代家賃統制令違反事件）
一、領収書 三枚
六、同 二枚
〇昭和二十五年押第一三五六三号（波多野節子売春等取締条令違反事件）
一、現金 三百円
〇同押第三七一五八号（長野小太郎食品衛生法違反事件）
一、牛乳瓶 二本
〇昭和二十六年押第二二六二号（森寅植麻薬取締法違反事件）
一、注射針 一本
二、注射器 二本
三、小さじ 一個
四、ゴム紐 一本
〇同押第四一四二号（二木宏二政令三二五号違反事件）
一、ビラ 六十枚
〇同押第一〇八九九号（森山一公職選挙法違反事件）
一、特報 一枚
二、ビラ 二枚
三、原稿 四枚
四、選挙手引 一枚
五、同資料 一枚
〇同押第一〇七九号（浜田房四房同）
一、名刺 七十枚
二、子供会名簿 一冊
三、メモ 二枚
〇同押第一一五四号（梅村直孝同）
一、パンフレット 百十七枚
〇同押第一一四七八号（福田隆一同）
一、国労東京 百七枚
二、ビラ 四枚
〇同押第一五〇七七号（李利子酒税法違反事件）
一、換価金 七百六十五円
〇同押第一七五三七号（菅原美代子売春等取締条令違反事件）
一、現金 三百円
〇同押第一八五一七号（野口千代同）
一、同 四百円
〇同押第一九〇六七号（山科登喜雄薬事法違反事件）
一、納品書 一枚
二、レッテル 二万枚
〇同押第一九一四九号（千科斗同）
一、注射液 九十本
〇同押第一九一七〇号（神崎長次郎同）
一、同 十本
〇同押第一九四八九号（金成福外国人登録令違反事件）
一、外国人登録証明書 一枚
二、転出証明書 一枚
三、同通知書 一枚
四、未転入証明書 一枚
五、転出先変更依頼書 一枚
六、未転入証明書 一枚
七、転出証明依頼書 一枚
〇同押第一九五〇九号（山本よし子売春等取締条令違反事件）
一、現金 二百円
〇同押第一九六三三号（宮崎すみ子同）
一、同 八百円
〇同押第一九八九七号（小原住義医師法違反事件）
一、注射器 [illegible]
〇同押第二〇三七五号（小島志郎覚せい剤取締法違反事件）
一、同 一個
〇同押第二〇七一九号（菊谷敏治同）
一、ネオアゴチン 三本
二、注射器 一個
〇同押第二一四六六号（伊藤政雄薬事法違反事件）
一、アンプル 五十本
二、ワイシャツ 一枚
三、風呂敷 一枚
〇同押第二一四九一号（佐々木一良同）
一、ネオアゴチン 八十本
〇同押第二一五〇二号（瀧在鎬同）
一、同アンプル 三十五本
〇同押第二一八二四号（金星圭覚せい剤取締法違反事件）
一、覚せい剤 六本
二、注射器 一本
三、同針 一本
〇同押第二一六〇〇号（氏名不詳窃盗事件）
一、ズボン 一本
二、丸首シャツ 一枚
三、サルマタ 一枚
四、革バンド 一本
五、サンダル 一足
六、現金 二十三円
七、名刺入 一個
八、靴下 一足
〇同押第二一六〇一号（同）
一、ズボン 一本
二、ズボン下 一枚
三、ランニング 一枚
四、サルマタ 一枚
〇同押第二一六〇二号（同）
一、現金 二円
二、ズボン 一本
三、ワイシャツ 一枚
四、革バンド 一本
五、駒下駄 一足
六、サルマタ 一枚
七、煙草 六本
八、マッチ 一個
〇同押第二一六〇三号（同）
一、ズボン 一本
二、革バンド 一本
三、サンダル 一足
四、丸首シャツ 一枚
五、白パンツ 一枚
六、マッチ 一個
七、現金 二十円
[illegible]
三、白褌 二本
四、下駄 一足
五、マッチ 一個
六、現金 十円
七、革バンド 一本
〇同押第二一六〇五号（同）
一、黒背広上衣 一枚
二、ズボン 一本
三、パンツ 一枚
四、男下駄 一足
五、足袋 一足
六、革バンド 一本
〇同押第二一六〇六号（同）
一、作業衣上下 一着
二、ズック靴 一足
〇同押第二一六〇七号（同）
一、ズボン 一本
二、白開襟シャツ 一枚
三、アンダーシャツ 一枚
四、パンツ 一枚
五、バンド 一本
〇同押第二一六〇八号（同）
一、ズボン 一本
二、ワイシャツ 一枚
三、メリヤスシャツ 一枚
四、革バンド 一本
〇同押第二一六〇九号（同）
一、赤革短靴 一足
二、タオル 一枚
〇同押第二一六一〇号（同）
一、ゴム長靴 一足
二、雨傘 一本
〇同押第二一六一一号（同）
一、ズボン 一本
二、開襟シャツ 一枚
三、バンド 一本
四、現金 三十円
五、下駄 一足
六、パンツ 一枚
〇同押第二一六一二号（同）
一、ゴム草履 一足
〇同押第二一六二七号（同）
一、カチヤ 一丁
〇同押第二一六三一号（同）
一、下駄 一足
〇同押第二一六三二号（同）
一、開襟シャツ 一枚
二、運動衣 一枚
三、釘 一本
〇同押第二一七九三号（同）
一、ズボン 一本
〇同押第二一八四七号（同）
一、ペンチ 一丁
〇同押第二一八五八号（同）
一、サンダル 一足
〇同押第二一八五九号（同）
一、婦人用洋傘 一本
〇同押第二一八六〇号（同）
一、運動帽 一個
〇同押第二一八六八号（同）
一、風呂敷 一枚
二、小説新潮 一冊
〇同押第二一八九〇号（同）
一、長ズボン 一本
二、ナイロンバンド 一本
三、ゴム草履 一足
四、半袖シャツ 一枚
五、パンツ 一枚
〇同押第二一八九一号（同）
一、半袖シャツ 一枚
二、パンツ 一枚
〇同押第二一八九二号（同）
一、ドライバー 一本
二、手拭 一枚
〇同押第二一八九三号（同）
一、金切鋸 一本
二、手拭 一枚
三、マッチ 一個
〇同押第二一九〇三号（同）
一、ズボン 一本
二、ランニングシャツ 一枚
三、パンツ 一枚
四、革バンド 一本
五、下駄 二足
〇同押第二一九五七号（同）
一、同 一足
〇同押第二一九五八号（同）
一、同 一足
二、ゴム草履 一足
〇同押第二一九五九号（同）
一、煙草ケース 一個
〇同押第二一九六〇号（同）
一、下駄 一足
〇同押第二一九六一号（同）
一、ズボン 一本
二、同下 一枚
三、靴下 一足
〇同押第二一九七五号（同）
一、現金 三百三十四円
〇同押第二一九七六号（同）
一、同 一千九百六円
二、風呂敷 五枚
三、布鞄 一個
〇同押第二一九八二号（同）
一、半ズボン 一本
二、革バンド 一本
三、開襟シャツ 一枚
四、サルマタ 一枚
五、現金 八円

昭26.12.29.　第7494号

六、下駄 一足
七、マッチ 一個
八、扇子 一本
九、ひかり 一個
○同押第二一九九一号（同）
一、ズボン 一本
二、上衣 一枚
三、ワイシャツ 一枚
○同押第二一九九三号（池田某同）
一、サンダル 三足
二、靴 一足
○同押第二二〇九四号（氏名不詳同）
一、パンツ 一枚
二、アンダーシャツ 一枚
○同押第二二〇九六号（同）
一、背広上衣 一枚
○同押第二二一二九号（同）
一、風呂敷 一枚
二、ハンドバック 一個
三、櫛 一個
四、ブラウス 一枚
五、ハンカチ 一枚
六、同 一枚
○同押第二二一三〇号（同）
一、開襟シャツ 一枚
○同押第二二一三一号（同）
一、英和辞典 三冊
○同押第二二一三二号（同）
一、ドライバー 一丁
○同押第二二一三三号（同）
一、白ズック靴 一足
○同押第二二一三七号（同）
一、自転車 一台
○同押第二二一二六号（同）
一、ワイシャツ 一枚
○同押第二二一二七号（同）
一、ズボン 一本
二、カッターシャツ 一枚
三、革バンド 一本
四、定期入 一個
五、現金 十三円
○同押第二二三一八号（同）
一、ズボン下 一枚
○同押第二二三二〇号（同）
一、手提鞄 一個
二、弁当箱 一個
三、風呂敷 一枚
○同押第二二二二一号（同詐欺事件）
一、石鹸 八本
○昭和二十二年押第一八七二〇号（小熊武城食糧管理法違反事件）
一、換価金 百二十三円二十銭
○昭和二十四年押第一〇三〇三号（木村義夫同）
二、ボストンバック 一個
三、雑のう 一個
四、布袋 一個

○同押第三二二七〇号（尹炳寿同）
四、荷札 十二枚
六、換価金 一万二千百八十八円九十二銭
十一、同 一万一千七百一円二十四銭
○同押第四六二四二号（若槻直吉物価統制令違反事件）
二、荷札 一枚
三、電報 一通
○昭和二十五年押第一一一六号（山口彦衛食糧管理法違反事件）
二、切符 一枚
○同押第二〇九九二号（今井一男同）
一、換価金 四百七十七円二十一銭
○昭和二十六年押第八四三二号（清水正男同）
一、同 百五十五円
○同押第八四三六号（遠藤義雄同）
一、同 四百九十二円
○同押第八四四一号（田中あさ同）
一、同 七百六十九円
○同押第八四六五号（浅野よし同）
一、同 五百八十六円
○同押第八四六七号（木村国夫同）
一、同 七百九十二円
○同押第八四六九号（古川やい同）
一、同 四百十八円
○同押第八四七六号（清水正男同）
一、同 六百四十九円
○同押第八四九五号（佐藤とく同）
一、同 七百九十一円
○同押第八五〇一号（鈴木ふよ同）
一、同 三百十九円
○同押第八五〇四号（鈴木すみ同）
一、同 三百六十八円
○同押第一二五九四号（徐栄鐘臨時物資需給調整法違反事件）
八、手帳 一冊
九、メモ 六枚
十、ハトロン紙袋 三十二枚
○同押第一五〇五八号（大竹キン食糧管理法違反事件）
一、換価金 四千二百八十九円
二、荷札 八枚
○同押第一九八六七号（呉直樹物価統制令違反事件）
一、手拭 一枚
二、タオル 一枚
三、子供シャツ 一枚
四、ネクタイ 五本
五、パンツ 一枚
六、ホームスパンズボン 一本
七、同生地 五ヤール
十二、ガーゼ 五袋
十三、脱脂綿 五袋
十四、ジャンパー 一枚
十五、子供上衣 一枚
十六、ショール 一枚
十七、子供長靴 十五足
十八、婦人用靴下 五足
十九、靴下 七足
二十、ソックス 一足
二十一、ハンカチ 二枚
二十二、短靴 二足
二十三、セーター 七枚
二十四、チョッキ 一枚
二十五、ネクタイ 二本
二十六、エプロン 三枚
二十七、ガーゼ 一袋
二十八、ソフトカラー 三本
二十九、タオル 四枚
三十、ハンカチ 四枚
三十一、同 四枚
三十二、ネッカチーフ 十五枚
三十三、足袋 二十足
三十四、手袋 三十四組
三十五、子供手袋 十組
三十六、ガーゼ 一袋
三十七、子供用靴下 五十四足
三十八、靴下 六足
三十九、子供用革靴 七足
四十、短靴 三足
○同押第二一九〇七号（陳金智同）
三、タオル 七枚
四、婦人用靴下 五足
五、子供用同 十一足
六、ソクレット 十六足
七、子供用同 九足
八、ハンカチ 二十枚
九、子供手袋 五組
十、靴下 四十六足
十一、ワイシャツ 六枚
十二、都腰巻 一枚
十三、パンツ 三枚
十四、手拭 一枚
十五、エプロン 一枚
十六、タオル 四枚
十七、湯上りタオル 一枚
十八、女性着 一枚
十九、ズロース 一枚
二十、同 一枚
二十一、サルマタ 一枚
二十二、アンダーシャツ 一枚
二十三、子供丸首シャツ 一枚
二十四、コンビネーション 二枚
二十五、ネクタイ 二本
二十六、半巾 一枚
二十七、ネッカチーフ 一枚
二十八、メリヤスシミーズ 十一枚
二十九、ズロース 十五枚
三十、サルマタ 十枚
三十一、女性着 十一枚
三十二、手袋 六組
三十三、子供肌着 四枚
三十四、婦人ズボン下 二枚
三十五、シャツ 一枚
三十六、ズボン下 一枚
三十七、アンダーシャツ 二枚
三十八、白足袋 二足
三十九、マフラー 七枚
四十、靴下 六十八足
四十一、毛糸 十一ポンド
四十二、足袋 十一足
四十三、風呂敷 三枚
四十四、マフラー 八枚
四十五、半巾 十六枚
四十六、タオル寝巻 二枚
四十七、メリヤスシャツ 一枚
四十八、股引 一枚
四十九、アンダーシャツ 一枚
五十、シミーズ 五枚
五十一、女性着 一枚
五十二、申又 二枚
五十三、メリヤスシャツ 三枚
五十四、手袋 十四組
五十五、綿服地 二ヤール九分
五十六、換価金 一万四千六百八十二円十八銭
○同押第二二五七五号（楠良子食糧管理法違反事件）
一、換価金 二万六千九十二円
○同押第二二五八七号（平田商店同）
一、同 一万九千四百十七円
○同押第二二五八九号（斎藤まさ江同）
一、同 二万七千五百二十五円
○同押第二二五九二号（青田義雄同）
一、同 二万九千六百十四円
○同押第二二五九七号（古野艶消ゴム所同）
一、同 三万四千三百三十七円
○同押第二二六〇〇号（三浦正一同）
一、同 二万八百五円
○同押第二二六六八号（陳花川物価統制令違反事件）
一、同 二千百七十二円九十五銭
八、ズボン下 二枚
九、シャツ 一枚
十、女ズボン下 一枚
十一、女性着 二枚
十二、申又 一枚
十三、セーター 一枚
十四、アンダーシャツ 一枚
十五、コンビネーション 三枚
十六、ズボン下 六枚
十七、パンツ 一枚
十八、靴下 四十五足
十九、マフラー 三枚
二十、足袋 二足
二十一、手拭 三枚
二十二、タオル 一枚
二十三、半巾 一枚
二十四、湯上りタオル 一枚
○同押第二二七二四号（高橋修食糧管理法違反事件）
一、換価金 一千七百二十一円
○同押第二三一一二号（岩瀬作次郎同）
一、同 一千三百十二円二十六銭
○同押第二三一三四号（池田清同）
一、同 一千百四十四円
○同押第二三一三五号（岡村商店主同）
一、同 一千六百六十八円
○同押第二三一三六号（遠藤あつ子同）
一、同 一千四百三十一円
○同押第二三一三七号（小川文子同）
一、同 一千三百八十三円
○同押第二三一三八号（富永和子同）
一、同 一千四百三十一円
○同押第二三一三九号（安川誠治同）
一、同 一千百九十一円
○同押第二三一四〇号（高橋清同）
一、同 一千六百六十九円
○同押第二三一四一号（鈴木正一同）
一、同 一千五百五十円
○同押第二三一四三号（西内勝雄同）
一、同 一千三百五十四円
○同押第二四一〇〇号（太田清同）
一、同 六千二百七十四円
○同押第二四一〇一号（青木商店同）
一、同 二万五千二百四十一円八十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

日立区検察庁

○昭和二十二年押第一九四号（富山きよ物価統制令違反事件）
一、換価金 四十三円九十銭
○同押第一九五号（鈴木キミ同）
一、同 三十八円
○昭和二十三年押第一号（鈴木八重子同）
一、同 二十六円八十銭
○同押第四三号（吉田正一同）
一、同 四十円
○同押第四四号（友部常雄同）
一、同 三十四円
○同押第四七号（菊地政男同）
一、同 三十四円
○同押第一二一号（今橋いね同）
一、同 二百七円
○同押第一五七号（宮下ミヨ同）
一、同 一百四十三円七十銭
○同押第一六三号（鈴木又四郎食糧管理法違反事件）
一、同 五十九円二十二銭
○昭和二十六年押第一一四号（潮田春男賭博事件）
一、百円札日本銀行券 一枚
二、十円札同 十一枚
三、五円硬貨 十八枚

○同押第一七九号（坂本きみ窃盗事件）
一、男物空色ズボン 一着
二、女物メリンス羽織 一枚
○同押第二一五号（鈴木はる食糧管理法違反事件）
一、換価金 千四百七十五円三十八銭
○同押第二一八号（被疑者不詳同）
一、同 千二百四十五円
二、リックサック 一
三、麻袋 一
○同押第二三一号（同）
一、布袋リックサック 一
二、白木綿袋 二
三、木綿茶風呂敷 一
四、換価金 千三百七十四円六銭
五、布袋リックサック 一
六、麻袋 一
七、アルマイト弁当箱 一
八、換価金 千三百六十九円三十七銭
九、布袋リックサック 一
十、紙袋 一
十一、人絹緑色風呂敷 一
十二、ナイフ 一
十三、換価金 千百四十九円十二銭
十四、ズック製茶手提袋 一
十五、紙袋 一
十六、タオル 一
十七、化粧道具 一
十八、チリ紙 三七
十九、雑誌（主婦と生活） 一
二十、換価金 五百六十円二十銭
二十一、木綿茶縞風呂敷 一
二十二、ズック製袋 一
二十三、換価金 六百七十九円九十銭
二十四、木綿紺風呂敷 一
二十五、紙袋 一
二十六、換価金 六百九十四円二十六銭
二十七、木綿紺風呂敷 一
二十八、紙袋 一
二十九、換価金 五百五十五円四十一銭
三十、セメント袋 一
三十一、換価金 六百七十四円三十二銭
三十二、人絹紫風呂敷 一
三十三、白布袋 一
三十四、換価金 二百七十二円九十二銭
○同押第二八九号（同）
一、同 九百六十九円
二、草花模様風呂敷 一
三、小麦粉袋 一
○同押第二九〇号（同）
一、換価金 六百九十四円五十銭
二、茶色縞木綿袋 一
三、紙袋 一
○同押第二九一号（同）
一、換価金 七百八円五十銭
二、白木綿風呂敷 一
三、小麦粉袋 一
○同押第二九二号（同）
一、換価金 四百四十一円五十銭
二、木綿袋 一
○同押第二九三号（同）
一、換価金 三百三十円五十銭
二、木綿袋 一
○同押第二九四号（同）
一、換価金 四百七円
二、木綿袋 一
三、木綿風呂敷 一
○同押第二九五号（同）
一、換価金 六百八十円
二、黒地に白格子木綿風呂敷 一
三、白地に赤格子木綿風呂敷 一
○同押第二九六号（同）
一、換価金 五百七十四円五十銭
二、風呂敷 一
三、小麦粉袋 一
○同押第二九七号（同）
一、換価金 六百八十九円五十銭
二、草花模様風呂敷 一
三、白木綿袋 一
○同押第二九八号（同）
一、換価金 七百二十八円
二、黒木綿風呂敷 一
三、白木綿袋 一
○同押第二九九号（同）
一、換価金 一万五千四百四十二円六十銭
二、風呂敷 三
三、木綿袋 二〇
四、紙袋 一九
○同押第三〇〇号（同）
一、換価金 千六百七十一円
二、布製リックサック 一
三、麻袋 一
四、布製リックサック 一
○同押第三〇九号（同）
一、換価金 九千七百六十七円五十銭
二、風呂敷 九
三、紙袋 一〇
四、布袋 二

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

益田区検察庁

○昭和二十五年押第二七七号（権点食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金 千四百四十三円
○同押第一八五号（田中スミことチョンギア同）
一、同 八百九十六円九十銭
○同押第一一五号（金スイ同）
一、同 四百九十六円八十銭
○同押第一一七号（石川仙吉同）
一、同 四百六十四円八十銭
○同押第六号（張玉子同）
一、風呂敷 一枚
二、袋 一枚
三、換価金 百三十一円二十銭
○同押第二二四号（坂根梅代同）
一、同 五百八十三円五十銭
二、木箱 一箇
三、麻袋 一枚
○同押第三六三号（土井フミ子酒税法違反被疑事件）
一、換価金 七百六十円
○同押第一九三号（富金原満二食糧管理法違反被疑事件）
一、同 千七百九十四円
○同押第一一一号（松尾某同）
一、同 千四百四十二円六十銭
二、木箱 二個
○同押第二九号（不詳酒税法違反被疑事件）
一、焼酎 二升
二、水枕 一個
三、風呂敷 一枚
○同押第三七号（同）
一、換価金 四百五十円
○同押第三六号（同）
一、同 八百六十円
○同押第二八六号（坂本順子同）
一、同 五百二十円
○昭和二十四年押第五六〇号（原房子同）
一、同 四百二十円
○同押第二四五号（金金子こと吉田カネコ同）
一、同 八百五十円
○同押第四二三号（中村春子同）
一、焼酎 二升
二、水枕 一個
○同押第四五〇号（高木某同）
一、焼酎 二升
二、水枕 二個
○同押第三五六号（山本ハル子同）
一、換価金 二百八十円
○同押第三六一号（岩本花子同）
一、焼酎 二升
二、水枕 一個
三、手提籠 一個
四、風呂敷 二枚
○同押第四一九号（不詳同）
一、焼酎 二升
二、水枕 二個
○同押第三七八号（同）
一、焼酎 二升
二、水枕 一個
○同押第四三五号（同）
一、焼酎 五升
二、容罐 一個
○同押第三五七号（同）
一、焼酎 三斗二升五合
二、水枕 十三個
三、容罐 二個
四、革製手提鞄 一個
五、布製手提鞄 三個
六、風呂敷 十二個
七、手提籠 二個
八、手提袋 一個
九、ポロシャツ 一枚
一〇、書稿 一冊
一一、手拭 一枚
一二、布 一枚
○同押第三一六号（同）
一、換価金 七百五十円
○同押第三四九号（同）
一、同 五千八十円
○同押第三一七号（同）
一、同 千六百円
○同押第四五六号（同）
一、焼酎 三升
二、真鍮容罐 一個
○同押第三七六号（同）
一、焼酎 四升
二、風呂敷 一枚
三、手提籠 一個
四、手提袋 一個
○同押第三七七号（同）
一、換価金 六百五十円
○同押第二九〇号（同）
一、同 五百五十円
○同押第三五〇号（同）
一、同 千五百十五円
○同押第一五四号（友山マツ子食糧管理法違反被疑事件）
一、同 四百二十一円四十銭
○同押第一三三号（山本キミ子同）
一、同 百二十二円三十二銭
○同押第四八号（山田春雄同）
一、同 二百二十円二十銭
○同押第一三七号（橋本三郎こと朴春同）
一、同 六百十八円
○同押第二三七号（田中英一物価統制令違反被疑事件）
一、同 六十六円二十銭
○同押第七五号（田中英一同）
一、同 七百二十五円五十銭
○同押第二七八号（原口ハリ子同）
一、同 八百五十一円七十銭
○昭和二十三年押第四五五号（金根守同）
一、同 七百七十七円六十一銭
○同押第六二一号（中村守同）
一、同 六百八十円
○同押第五五二号（山本敏夫同）
一、同 三百四十円
○同押第五七五号（呉鎮出酒税法違反被疑事件）
一、同 六百六十二円四十銭
○同押第一八四号（吉田フサ臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、同 六十円四十二銭
○同押第二〇二号（金清録同）
一、立会封金 二百七十九円一銭
○同押第五三九号（武藤春吉同）
一、換価金 百十九円
○同押第五三八号（村田キヨ子同）
一、同 二百六十九円八十銭
○同押第五五〇号（石井はな同）
一、同 五十円二十銭
○同押第五一五号（上田ヨネ子同）
一、同 百二十九円七十五銭
○同押第五二九号（中村ヨシ子同）
一、同 百八十一円四十五銭
○同押第五〇七号（土井健一同）
一、同 七十七円二十四銭
○同押第五一三号（下田進同）
一、同 三百八十九円三十三銭
○同押第五二七号（鬼塚アキエ同）
一、同 五十三円九十六銭
○同押第五二四号（中村エミ子同）
一、同 百三十円六十五銭
○同押第五一七号（大津初子同）
一、同 百七十三円七十五銭
○同押第五三五号（島田実同）
一、同 六百四十九円五十二銭
○同押第五二六号（西村三郎同）
一、同 四百十一円
○同押第五一四号（木村ナツ同）
一、同 二百二十五円九十銭
○同押第五二一号（大津美甲同）
一、同 二百三十五円九十銭
○同押第五〇六号（阿武アサ子同）
一、同 八十六円十八銭
○同押第五二五号（下中秀男同）
一、同 百四十円七銭
○同押第五四一号（桑原キク同）
一、同 二十四円五十銭
○同押第二〇六号（篠野良夫食糧管理法違反被疑事件）
一、布袋 二枚
二、立会封金 百六円四十八銭
○同押第一六七号（大畑二郎同）
一、換価金 百九十七円四十銭
○同押第五四七号（斎藤義一同）
一、同 五十六円五十八銭
○同押第三八九号（伊滋俊同）
一、同 九十二円四十銭
○同押第三八号（金光英一同）
一、同 九十一円五十二銭
二、布袋 一枚

昭26.12.29. 第7494号

○同押第二一五号（木島昭同）
一、立会封金 八十六円十銭
○同押第五二〇号（沖田弘明同）
一、換価金 九十六円七十二銭
○同押第五一八号（吉田とし子同）
一、同 十二円五十銭
○同押第五一九号（松本文子同）
一、同 五十円
○同押第五二三号（田上清子外一名同）
一、同 百二円八十一銭
○同押第五三七号（土田実同）
一、同 八十三円七十二銭
○同押第五三二号（永見美智子同）
一、同 二十九円九十銭
○同押第五三三号（満田達夫同）
一、同 五十六円五十八銭
○同押第五〇八号（安田キヨノ同）
一、同 六十一円五十銭
○同押第五四六号（吉田辰雄同）
一、同 四十六円七十四銭
○同押第五四〇号（浜塚マサエ同）
一、同 百三十一円二十銭
○同押第五三四号（波多野ヨシ同）
一、同 七十六円五十銭
二、同 五十四円八十六銭
○同押第五三一号（杉形義雄同）
一、同 四十五円五十銭
○同押第五〇五号（杉本ハナ同）
一、同 四十九円二十銭
○同押第二一四号（韓基植同）
一、立会封金 百五円六十銭
○同押第五四四号（山村正人同）
一、換価金 五十六円二十八銭
○同押第三六九号（上田トシ子同）
一、同 百五十五円
○同押第三一八号（松山文吉同）
一、同 百六十二円
○同押第二七九号（尹李龍同）
一、同 七十八円十二銭
○同押第五一六号（林正一同）
一、同 六十五円十九銭
○同押第五三六号（中村十郎同）
一、同 五十七円五十銭
○同押第五五一号（中村フエ同）
一、同 三十九円三十六銭
○同押第二〇五号（柳井百合子同）
一、立会封金 百二十四円四十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
青梅区検察庁
○昭和二十六年押第一三六号（清水正司窃盗事件）
一、錦紗帯上 一
二、コップ（大） 二
三、コップ（小） 二
四、雑誌平凡 一
五、玩具兎ト亀（木製） 一
六、金属製金魚 一
七、ゴム製象 一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
高田区検察庁
○昭和二十四年第三四六七号（小滝勝太郎窃盗事件）
一、リュックサック 一ケ
二、風呂敷 一枚
三、ドライバー 一ケ
○同第三九五二号（同）
一、ドライバー 一ケ
○同第三九五三号（同）
一、ボストンバック 一ケ
二、眼鏡 一ケ
三、バス入れ 一ケ
四、風呂敷 一枚
五、草履 一足

○工場財団
東京都港区芝三田四国町二番地丸善石油株式会社より和歌山県海草郡下津町大字下津二七番地の一外二十八筆に跨る丸善石油株式会社下津製油所の工場財団に新たに同工場所在の同会社工場に属する工作物機械器具等をその工場財団に属せしめたため変更の登記の申請があつたから右追加財団に属せる動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属するものの目録は当庁に備付けてあり関係者の閲覧に供する。
昭和二十六年十二月二十九日
和歌山地方法務局加茂出張所

正誤
昭和二十六年十二月二十六日総理府公告欄五三九頁五段建物等除去公告第十号四行「大島ミズエ」は「大島ミツエ」の誤植

裁判所公告（●印は新料金）

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年第七三一七号
本籍山形県北村山郡袖崎村大字土生田千六十八番地
申立人 大泉タツ子
最後の住所元満州国ハイマル東山道
不在者 大泉 権七
大正七年四月二十六日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十五日
東京家庭裁判所
家事審判官 田中宗雄

●昭和二十六年（家）第一〇六九号
本籍高知県吾川郡弘岡上ノ村十九番地、住所香川県坂出市松風町一〇三六
申立人 松田 義実
明治三十一年十一月十七日生
本籍高知県吾川郡弘岡上ノ村十九番地、最後の住所青森県青森市浪打県営住宅
不在者 松田 義勝
昭和七年二月十日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十四日
青森家庭裁判所
家事審判官 小友末知

正誤
昭和二十六年十二月七日裁判所公告欄失踪宣告の項一二七頁四段旭川家庭裁判所紋別支部昭和二十五年（家）第二号本文中「昭和二十六年八月十五日」は「昭和二十三年八月十五日」の誤植

会社その他の公告

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十七日
大阪市東区南久宝寺三丁目十三番地
日新商事株式会社
清算人 平川 裕

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月二十六日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十七日
東京都中央区日本橋呉服橋一丁目三番地三
喜情商事株式会社
清算人 竹下 賢一

解散公告（第一回）
当漁業会は水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）第一条第五項の規定により昭和二十六年九月一日解散したから当漁業会に債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期限内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月一日
静岡県賀茂郡竹麻村湊一一七八の一
竹麻村湊漁業会
清算人 鈴木 政之
賀茂郡南崎村長津呂五九
長津呂非出資漁業会
清算人 鈴木兼一郎
賀茂郡三坂村入間一二六七
三坂村入間区漁業会
清算人 山口 周甫
賀茂郡三浜村子浦一五五三の二
子浦漁業会
清算人 小久保純一郎
賀茂郡上河津村湯河野一四二の四
河津川非出資漁業会
清算人 堤 国蔵
熱海市伊豆山五七九の四
伊豆山漁業会
清算人 小磯 秀吉
熱海市熱海九七六
熱海漁業会
清算人 山田 彌一
熱海市初島一八
初島非出資漁業会
清算人 大石浅右エ門
沼津市獅子浜二四三の一
静浦漁業会
清算人 原川千代蔵
駿東郡原町原一三九〇の一
原町漁業会
清算人 浅原 彌作
富士郡富士町本町四の三〇
富士川漁業会
清算人 伊藤 貞一
庵原郡興津町八二の一
興津町漁業会
清算人 吉川 友一
静岡市古宿二一五
久能大谷漁業会
清算人 川島 政一
志太郡東益津村浜当目二四八
東益津村漁業会
清算人 塩谷 建治
榛原郡御前崎村三五六六の一
御前崎漁業会
清算人 横山八右衛門
小笠郡千浜村千浜五〇九二
千浜村漁業会
清算人 牧野杢右衛門
小笠郡睦浜村浜野一三三八の二
睦浜村漁業会
清算人 岩倉 章夫
小笠郡横須賀町横須賀一四六五
横須賀町漁業会
清算人 神谷 千壽
磐田郡福田町福田五一六三
福田町漁業会
清算人 大石文一郎
磐田郡於保村大原二八七九の二
於保村漁業会
清算人 宮本 梅松
磐田郡下阿多古村上野一七三の一
阿多古川非出資漁業会
清算人 坪井 靖
磐田郡浦川町浦川二七三六の一
浦川町非出資漁業会
清算人 三輪 直助
浜松市寺脇町一一二〇
白脇漁業会
清算人 杉山與三郎
浜松市新津一八二一の一
新津村漁業会
清算人 鈴木喜代蔵
浜名郡篠原村篠原一一一三八
篠原村漁業会

清算人 鈴木峯太郎
引佐郡三ヶ日町三ヶ日三四四の二
浜名漁業会
清算人 大矢 保
浜名郡芳川村都盛八四二〇
芳川村非出資漁業会
清算人 大山長五郎
引佐郡都田村都田三七〇三
都田川非出資漁業会
清算人 鈴木 武

合併公告
昭和二十六年十二月二十日左記甲乙両会社は甲は株主総会乙は社員総会で甲は乙を合併しその権利義務を承継して存続し乙会社は解散することを決議したからこの合併に異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。
昭和二十六年十二月二十日
児島市稗田一七九〇番地
甲 平和興業株式会社
同所同番地
乙 平和被服合資会社

合併公告
昭和二十六年十一月一日開催の株主総会に於て下記会社は合併して甲は存続し乙は解散する事に決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十二月二十六日
広島県賀茂郡西條町大字御薗宇五四八番地
甲 広島火工品工業株式会社
京都市東山区山科小山鎮守町五七番地
乙 京都火工品工業株式会社

合併公告
下記甲乙両会社は昭和二十六年十一月十二日の各株主総会で、甲会社は乙会社を合併しその権利義務を承継して存続し、乙会社は解散することを決議しました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたし。
昭和二十六年十二月二十六日
大阪市西区阿波座上通一丁目五十四番地
甲 大阪百貨販売株式会社
堺市神保通三丁四十四番地
乙 理想販売株式会社

資本減少公告
当会社は昭和二十六年十二月二十五日の株主総会に於て資本金七十五万円を金五十万円に減少する事を決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十二月二十九日
愛媛県周桑郡壬生川町大字壬生川五百十四番地
田苗産業株式会社

有限会社組織変更公告（第二回）
昭和二十六年十二月一日当社の臨時社員総会に於て全社員の一致を以て有限会社の組織を変更して横浜市鶴見区東寺尾町一千三百七十番地斎藤商事株式会社と為すことを決議致しましたに就ては組織変更に御異議ある債権者は本公告の翌日より二箇月以内にその旨御申出相成度公告致します。
昭和二十六年十二月二十日
横浜市鶴見区東寺尾町一千三百六十八番地
斎藤布帛有限会社
代表取締役 深沢幾太郎

解散公告（第三回）
当組合は昭和二十六年十一月二十一日の臨時総会の決議により昭和二十六年十一月二十五日解散したので当組合に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もし右期間内に申出がないときは清算から除外せられる。
昭和二十六年十二月四日
大津市中北国町十一番地
大津豆腐製造企業組合
代表清算人 東郷 梅蔵

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月一日の社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十九日
東京都足立区千住河原町四四番地
有限会社高松化学工業所
清算人 高松 和助

合併公告
昭和二十六年十二月二十五日開催の各株主総会において後記甲、乙の両社は合併し甲会社は乙会社の権利義務一切を承継して存続し乙会社は解散することを決議したからこの合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。
昭和二十六年十二月二十九日
豊島区雑司ヶ谷町七の一〇〇一
（甲）株式会社復興社
豊島区雑司ヶ谷町七の一〇〇〇
（乙）近藤商事株式会社

決定整備計画実行完了公告
当社は昭和二十六年十二月二十六日附を以て決定整備計画実行を完了致しましたから企業再建整備法第四十一條第一項の規定に依り玆に公告致します。
昭和二十六年十二月二十六日
大阪市西淀川区姫島町一百五十番地
天野産業株式会社
代表取締役 天野利三郎

株式併合による株券提供公告
当会社は昭和二十六年十二月十日株主総会に於て額面一株金五十円の株式十株を併合して一株額面金五百円の株式とすることに決議したので当会社の株券所有者は本公告掲載の翌日から三箇月以内に株券を当会社へ提供下さい。
昭和二十六年十二月二十九日
愛媛県松山市松前町一丁目
愛媛県教科図書株式会社

公告
当社は、昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 関西電力株式会社
二、電気事業会社の住所 大阪市北区梅ヶ枝町一六四番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 金一、六五〇百万円の内金二六〇百万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に金三三、〇〇〇千円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済するものとする。
七、利息支払の方法および期限 貸付当日より償還当日迄利息を附する。利払期日は毎年三月、六月、九月の各月末日および十二月二十日とし、利払当日までの利息を後払する。
八、其の他参考となるべき事項 本借入金は発電、送電および変電設備等の新増設工事資金に充当する。
昭和二十六年十二月二十九日
関西電力株式会社

第四回営業報告書
自昭和二十五年十一月一日
至昭和二十六年十月三十一日

（借方）資産の部

建物	二、五七四、〇〇〇・〇〇
機械	三、七二四、一六〇・〇〇
電気設備	八七〇、七七八・〇〇
什器備品	四三、七五〇・〇〇
原材料品	二六五、〇〇〇・〇〇
売掛未収金	二〇〇、六九〇・〇〇
仮払金	四一五、五七二・〇〇
預金現金	五、七八四、八八八・八〇
合計	一三、八七八、八三八・八〇

（貸方）負債の部

資本金	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
納税準備金	一六〇、六〇六・〇〇
退職手当積立金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
未払配当金	五〇、九〇〇・〇〇
未払前受金	六九四、〇六二・〇〇
前期繰越金	一、二〇一、四一五・二五
当期利益金	三、八七一、八五五・五五
合計	一三、八七八、八三八・八〇

右の通り報告いたします。
昭和二十六年十一月十日
東京都八王子市小門町九六番地
八王子冷凍工業株式会社

第一期決算公告
自昭和二十六年八月一日
至昭和二十六年九月三十日
貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

現金・預金	一、六七六、三三〇・九九
固定資産	二八三、二九八・五〇
流動資産	二一、一二三、八三〇・八六
合計	二三、〇八三、四六〇・三五

負債の部

資本金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
流動負債	二〇、三三五、三一三・九三
当期利益金	二四八、一四六・四二
合計	二三、〇八三、四六〇・三五

田辺化工機株式会社
取締役社長 田辺 清

貸借対照表
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸方（負債の部）

資本金	三、七〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	六三九、一〇〇・〇〇
別途積立金	一、六三〇、四二六・〇〇
納税積立金	二八七、四二六・〇〇
退職給与積立金	四四六、〇〇〇・〇〇
買掛金	八、二三五、六二三・八六
仮受金	一五五、三〇三・〇〇
支払手形	六〇、一〇九、六三〇・五〇
割引手形	二六、二三九、八二二・四〇
前期繰越金	五七、三六九・七九
当期利益金	一、二八五、〇四九・三〇
合計	一〇二、七八五、七五〇・八五

借方（資産の部）

土地	二〇、〇〇〇・〇〇
建物	二五〇、六六三・〇〇
機械器具	三七、〇一八・〇〇
什器備品	五八二、二〇三・〇〇
商品	七、七六七、二〇一・一三
有価証券	八八七、三七五・〇〇
売掛金	二〇、五四五、四二八・二一
銀行預金及現金	一八、三〇九、〇〇四・九二
仮払金	四九八、三七七・〇〇
受取手形	五三、二五七、九四六・六五
未収入金	三三八、六七四・六一
未経過諸費	一、二一一、八五九・三三
合計	一〇二、七八五、七五〇・八五

内外紙業株式会社

第十九回決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）
貸借対照表
資産の部

土地建物	三、七三七、三七七・八一
諸設備機械工具什器	四、六四三、五九五・五六
有価証券	一、一四二、四三〇・〇〇
未経過保険料	六二、一〇七・三四

第7494号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

在庫品	一九、三三九、六〇五・四二
製作仕掛品	五、〇一七、六八七・九三
受取手形	九、四五八、九四三・五〇
売掛金	三一、六四五、七九九・三〇
仮払金	四、六九〇、七五八・八三
預金	六、二七一、八八四・二五
現金	二三五、八四四・八一
合計	七六、九二六、〇三四・七五
負債の部	
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	八二、〇〇〇・〇〇
退職給与基金	一一〇、〇〇〇・〇〇
割引手形	七、二三〇、六〇〇・〇〇
借入金	五、七六〇、〇〇〇・〇〇
支払手形	二八、六六五、三〇五・四二
買掛金	九、五八三、五九五・六九
仮受金	九、二五一、六八四・二九
未払金	三、一〇二、六二一・四一
前期繰越金	四、〇一一・六八
当期利益金	三、一四八、四六六・九六
合計	七六、九二六、〇三四・七五

昭和二十六年十二月
大阪陸運整備工業株式会社

第三期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金	五八五、一一九・三五
諸預け金	一三、八七八、九八四・二五
売掛金及未収金	一七、三五〇、九六五・一五
前渡金	四七、四二四、二八二・八七
仮払金	四、七三七、六四〇・七八
諸保証金	四、六三七、八九〇・〇〇
商品	五、三七七、一六七・五〇
出資金	一、八七〇、〇〇〇・〇〇
建物什器	六、一〇二、二四一・二〇
創業費	四九三、五四〇・〇〇
用度貯蔵品	二、三四三、〇五二・一五
未経過諸費	二〇四、八七九・七〇
計	一〇四、〇〇五、七六二・九五
貸方（負債の部）	
支払手形	七、七〇六、一一三・五七
諸預り金	六、五九一、二五一・九五
買掛金及未払金	一〇、八六〇、二一五・九七
借入金	四八、五〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	一六、七五二・〇〇
前期繰越金	九八、五三八・七〇
当期利益金	二二、八九〇・七六
計	一〇四、〇〇五、七六二・九五

大丸青果株式会社

第六十三回営業報告

（自昭和二十六年六月一日 至昭和二十六年十一月三十日）
貸借対照表

貸方（負債の部）

資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	五七、〇六九、八一七・〇〇
支払手形及買掛	一一四、〇一九、七三七・三六
未払金	一三、一三五、〇八二・一二
仮受金	三三三、七三一・九三
前期繰越金	二、四九四、四二八・四一
当期純益金	一五、七〇七、五八一・五八
合計	二〇七、七六〇、三七八・四〇
借方（資産の部）	
固定資産	八五、三九五、八二〇・〇〇
投資資産	九〇三、七五〇・〇〇
原料仕掛製品	六五、五二六、一七四・二一
受取手形及売掛	二八、九二四、五六六・三六
仮払及前払	四、七八九、一三六・四六
用度品	一〇、一九六、〇一〇・一四
有価証券	一、五一一・九一
預金及現金	一二、〇二三、四〇九・三二
合計	二〇七、七六〇、三七八・四〇

昭和二十六年十二月
東洋帆布株式会社

第三十九回決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在
貸借対照表

借方

現金預金	二一三、三二一、〇五一・八〇
受取手形売掛金	二、四九三、八八二、九四九・六九
前払金	四〇九、二一九、一七六・三〇
商品	三三九、五〇六、八六二・二五
其他の流動資産	一三三、〇四四、八五七・一二
固定資産	四〇、九一二、三二四・六〇
合計	三、六一八、八八七、一二一・七六
貸方	
買掛金、支払手形、	二、六〇八、一六九、〇八七・九四
輸入引受手形、割引手形、	八〇一、七三三、六七二・二五
前受金、借入金、預り金	一四八、四〇一、四五二・三八
諸引当金	六、九九七、一八八・〇〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一九、五〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一四、七四六、四二〇・〇〇
前期繰越	九三八、二六六・四八
当期利益金	八、四〇一、〇三四・七一
合計	三、六一八、八八七、一二一・七六

昭和二十六年十二月二十五日
大阪市東区南久太郎町二丁目十番地
株式会社八木商店

第一期貸借対照表

自昭和二十六年一月一日
至昭和二十六年九月三十日

資産の部

備品	七、二八〇・〇〇
運搬器具	六、五〇〇・〇〇
仮払金	四九七、五九二・〇五
貸付金	二三四、六四六・〇〇
得意先	二七、五〇八、九七五・一七
受取手形	一三、二五五、三八三・一四
在庫商品	七、五四七、一二〇・八六
銀行預金	八、六八八、二四四・三一
現金	一、五四〇、七四八・五四
合計	五八、二八六、四九〇・〇七
負債の部	
資本金	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	四〇、七四三、二九四・六〇
預り金	五三二、八〇八・一〇
仮受金	一三、八八五・〇〇
未払金	九一四、〇九一・七六
支払手形	四、〇〇七、六九八・〇〇
当期利益	五、一八四、七一二・六一
合計	五八、二八六、四九〇・〇七

株式会社細山太七商店

第二十七回決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）
貸借対照表

資産の部

貸付金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
仮払金	六八〇、四三三・〇〇
前期繰越損金	一五一、八八九・〇七
売掛金	二、七五三、二〇五・〇〇
営業用什器	六九、七六〇・〇〇
有価証券	一〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行預金	三、六七九、九七三・一三
現金	三五、四七六・三九
現在商品	一、一三六、〇二五・〇〇
保証金	五八七、三四〇・〇〇
合計	九、二九四、一〇一・五九
負債の部	
資本金	六五〇、〇〇〇・〇〇
法定利益準備金	一二〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越益金	一三八、一八一・六六
買掛金	五、二二五、二六〇・〇〇
利益金	三、一六〇、六五九・九三
合計	九、二九四、一〇一・五九

日本貿易紙業株式会社

講和締結の秋！
先ず世界の現状を把握しよう!!

国際統計要覧 世界の統計

総理府統計局編集

A5判 130頁 150円 〒16円

特色

講和條約の締結により、日本も世界の各国に互して国際場裡に復帰し、輝かしい前途が約束された。しかし講和後の我が国民経済の繁栄を図るには、先づ第一に世界の現状を適確に把握する必要がある。本書はこの要請に応えることは勿論、特に政治・外交・経済・教育関係者必携の書として最適である。又広く一般人士、学生の参考書として座右好個の統計資料である。

☆日本の国勢を科学的に知り得る
☆世界各国の凡ゆる統計を網羅した
☆統計局が責任を持つて正確を期した
☆特に中学上級、高校の参考書に好適

―内容―

□面積人口及び人口密度□主要都市の人口□婚姻率□平均余命表□産業別人口□農業生産高（米、大豆、コーヒー等13種類）□家畜数及び畜産物（馬、牛等8種類）□漁業生産高□鉱業生産高（鉄・石炭等22種類）□工業生産高（綿糸、パルプ、自動車等22種類）□電力生産高□国際航路□品目別輸出入高□貿易額□国民所得□社会保障□住宅数
（附録）度量衡換算表。通貨換算表

販売所 全国各地の官報販売所・主要書店
又は印刷庁内直売代理部へ！
東京都牛込局区内（振替）東京22013番

第九十回決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）
貸借対照表

資産の部

地所及倉庫建物	四、三二〇、五一〇・六三
什器及備品	八〇八、四四三・七六
收入未済	五、七六二、三三二・〇七
仮払金	一六二、六〇八・〇〇
貸付金	二六四、〇〇〇・〇〇
供託金	八〇、〇〇〇・〇〇
現金及預貯金	一、八〇八、四七九・七七
合計	一三、一〇六、三七四・二三
負債の部	
株金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	七、〇〇二、九三八・九六
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
支払未済	六八四、〇八〇・〇〇
仮受金	八〇、八八九・〇〇
未払配当金	一八、三〇五・七三
前期繰越金	二一六、八八五・五八
当期利益金	三、四〇三、二七四・一三
合計	一三、一〇六、三七四・二三

昭和二十六年十二月
日本倉庫株式会社

解散団体財産売却公告（第三百九回）

一、売却物件 (イ)乃至(ト)は各一口とします。
(イ)理髪用椅子三個（M—一四—七）(ロ)木製寝台その他九種（M—一四—八）(ハ)食器類その他四種（M—一—九）(ニ)藁布団及び毛布二種（M—一四—一〇）(ホ)布団類その他二種（M—一四—一一）(ヘ)寝巻一四〇枚（M—一四—一二）(ト)事務服その他三種（M—一四—一三）
二、所在地 (イ)乃至(ト)横須賀市久里浜内川新田一、五〇七番地の二（久里浜会館内）
三、下見の日時 一月七日午前十一時物件所在地集合
四、買受申込の期限 昭和二十七年一月十日午後五時締切
五、買受申込の場所 当理事会又は神奈川県総務部地方課
六、保証金 (イ)(ロ)各八百円(ハ)三百円(ニ)(ヘ)各九百円(ホ)三千三百円(ト)二百円
七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。
八、買受申込心得その他詳細については必ず当理事会又は神奈川県総務部地方課にお問合せ下さい。

東京都千代田区皇居内（旧枢密院）
解散団体財産売却理事会

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費
公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰 百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 千五百円
広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当 二百円
発行所 東京都新宿区市谷本村町一ノ五 印刷庁
電話九段(33)三一一一～九 官報課
振替東京一九〇〇〇

昭26.12.29.

1　昭和26年12月29日　土曜日　官　報（号外）　第106号（16頁）

官報

号外（第百六号）

目次

省令
○検疫法施行規則　一頁
告示
○検疫法により検疫区域　二
○ツベルクリン（診断用ツベルクリン稀釈液）基準指定　二
○ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシン基準　一四
○BCGワクチン（乾燥）基準の一部改正　一五

省令

◉厚生省令第五十三号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基き、検疫法施行規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

厚生大臣　橋本　龍伍

検疫法施行規則

（検疫前の通報事項）

第一條　検疫法（以下「法」という。）第六條の通報事項は、左の通りとする。但し、法第四條第一項第二号に該当する船舶については、第二号に掲げる事項を除く。

一　船舶の名称又は航空機の登録番号

二　発航した地名及び月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び月日

三　乗組員及び乗客の数

四　検疫伝染病の患者若しくはその疑のある者又はこれらの死者の有無及びこれらの者があるときは、その数

五　検疫区域に到着する予定日時

（検疫信号）

第二條　法第九條の検疫信号は、船舶の前しよう頭その他見やすい場所に、昼間においては黄色の方旗を掲げ、夜間においては紅白二燈を、紅燈を上白燈を下にして連掲するものとする。

（明告書）

第三條　法第十一條第一項の船舶の明告書には、左に掲げる事項を記載し、船舶の長（当該船舶に船医があるときは、船舶の長及び船医）は、これに署名又は記名なつ印しなければならない。

一　明告書作成の年月日

二　検疫を受けようとする港名

三　船舶の名称、種類及び国籍

四　船舶の総トン数及び純トン数

五　船舶所有者の氏名又は名称及びその代理店名

六　発航した地名及び月日

七　到着前十四日間に寄航した地名及び発着月日

八　乗組員数

九　乗客数

十　飲料水及び食糧を積み込んだ地名

十一　積荷の種類及びトン数並びに積荷を積み込んだ地名

十二　到着前十四日間における、検疫伝染病の患者又はその疑のある者の発生の有無及びこれらの者があるときは、その詳細

十三　到着前十四日間における、事故による以外の死者の有無及びこれらの者があるときは、その詳細

十四　患者の有無及び患者があるときは、その詳細

十五　発航後における、ペストにかかつたねずみ族若しくはその疑のあるねずみ族の発生の有無、又はその数

五　検疫区域に到着する予定日時

（検疫信号）

第二條　法第九條の検疫信号は、船舶の前しよう頭その他見やすい場所に、昼間においては黄色の方旗を掲げ、夜間においては紅白二燈を、紅燈を上白燈を下にして連掲するものとする。

（明告書）

第三條　法第十一條第一項の船舶の明告書には、左に掲げる事項を記載し、船舶の長（当該船舶に船医があるときは、船舶の長及び船医）は、これに署名又は記名なつ印しなければならない。

一　明告書作成の年月日

二　検疫を受けようとする港名

三　船舶の名称、種類及び国籍

四　船舶の総トン数及び純トン数

五　船舶所有者の氏名又は名称及びその代理店名

六　発航した地名及び月日

七　到着前十四日間に寄航した地名及び発着月日

八　乗組員数

九　乗客数

十　飲料水及び食糧を積み込んだ地名

十一　積荷の種類及びトン数並びに積荷を積み込んだ地名

十二　到着前十四日間における、検疫伝染病の患者又はその疑のある者の発生の有無及びこれらの者があるときは、その詳細

十三　到着前十四日間における、事故による以外の死者の有無及びこれらの者があるときは、その詳細

十四　患者の有無及び患者があるときは、その詳細

十五　発航後における、ペストにかかつたねずみ族若しくはその疑のあるねずみ族の発生の有無、又はその数

2　法第十一條第二項の航空機の明告書には、左に掲げる事項を記載し、航空機の長は、これに署名又は記名なつ印しなければならない。

一　明告書作成の年月日

二　検疫を受けようとする飛行場名

三　航空機の登録番号、型及び国籍

四　航空機所有者の氏名又は名称及びその代理店名

五　発航した地名及び月日

六　寄航した地名及び発航月日

七　乗組員数

八　乗客数

九　飲料水及び食糧を積み込んだ地名

十　積荷の種類及びトン数並びに積荷を積み込んだ地名

十一　患者発生の有無

十二　最後に実施した虫類の駆除の方法、実施月日及び実施者氏名

3　前二項に規定する明告書は、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による。

（乗組員名簿等）

第四條　法第十一條第二項第一号の乗組員名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗組員の氏名、年令、性別、国籍及び職種を記載するものとする。国内において船舶から上陸し、又は航空機から離れる予定がある乗組員については、その地名及び行先地名を併せて記載するものとする。

2　法第十一條第二項第二号の乗客名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗客の氏名、年令、性別、国籍、職業及び乗込地名を記載するものとする。国内において船舶から上陸し、又は航空機から離れる予定がある乗客については、その地名及び行先地名を併せて記載するものとする。

3　法第十一條第二項第三号の積荷目録には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに貨物の品名、数量、仕出地及び仕向地を記載するものとする。

（検疫済証の様式）

第五條　法第十七條の検疫済証は、別記様式第三による。

（仮検疫済証の様式）

第六條　法第十八條の仮検疫済証は、別記様式第四による。

（ねずみ族駆除施行証明書、ねずみ族駆除免除証明書及び予防接種に関する証明書）

第七條　法第二十條第一項及び法第二十五條第二項の証明書は、別記様式第五による。

2　法第二十條第二項の証明書は、別記様式第六による。

（緊急避難の場合の通報事項）

第八條　法第二十一條第二項の通報事項は、左の通りとする。

一　船舶又は航空機の国籍

二　船舶又は航空機の登録番号

三　船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は航空機を飛行場外に退去させることができない理由

四　避難した場所及び日時

五　発航した地名及び月日並びに日本来航前最後に寄港した地名及び月日

六　乗組員及び乗客の数

七　検疫伝染病の患者若しくはその疑のある者又はこれらの死者の有無及びこれらの者があるときは、その数

2　法第二十一條第六項の届出事項は、左の通りとする。

一　船舶の名称又は航空機の登録番号

二　船舶又は航空機の国籍

三　船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は航空機から離れ、若しくは物を運び出した理由、場所及び日時

四　発航した地名及び月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び月日

五　船舶から上陸し、又は航空機から離れた者の数並びにこれらの者のうち検疫伝染病の患者又はその疑のある者の有無及びこれらの者があるときは、その数

六　船舶から陸揚し、又は航空機から運び出した物の品名及び数量並びにこれらの物のうち検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのあるものの有無及びこれらのものがあるときは、その品名及び数量

（検査等の申請）

第九條　法第二十六條の検査等を申請しようとする者は、検疫所長に、別記様式第七による申請書を提出しなければならない。

（証票）

第十條　法第三十一條第一項の証票は、別記様式第八による。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　海港検疫法施行規則（明治四十年内務省令第十三号）、航空検疫規則（昭和二年内務省令第三十七号）及び健全証書交付手続（明治三十五年内務省令第九号）は、廃止する。

3　厚生省組織規程（昭和二十四年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一号を次のように改める。

一　港及び飛行場における検疫に関すること。

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

号外

昭26.12.29.

明　告　書　別　表
Schedule to the Declaration

船内において発生した患者死者表
Particulars of every case of illness or death occuring on board.

氏名 Name	等級 Class or rating	年令 Age	性 Sex	国籍 Nationality	乗船港名 Port of embarkation	乗船月日 Date of embarkation	症状 Nature of illness	発病月日 Date of its onset	転帰(1) Results of illness	処置(2) Disposal of case

備考 Remarks:
(1) 治ゆ、り病中、死亡の別を記載すること。
State whether recovered; still ill; died.
(2) 在船、上陸(港名記載)、水葬の別を記載すること。
State whether still on board; landed at (give name of port); buried at sea.

様式第二

明告書 Declaration

年月日 Date _____
Port of _____飛行場

1 国籍 Nationality　型 Type　発給番号 Licence Number
2 航空機所有者の氏名又は名称及びその代理店名
Owner of the aircraft and his local agent
3 発航地名 Airport of Departure　発航月日 Date of Departure
4 寄航した地名及び発航月日
Airports of call and dates of departure therefrom:
5 乗組員数 Number of Crew　名
6 乗客数 Number of passengers　男 Male　名　女 Female　名
7 飲料水及び食糧を積み込んだ地名
Places where provisions and drinking water were taken in:
8 積荷の種類及びトン数並びに積み込んだ地名
Description and tonnage of cargo and places where it was loaded:
9 患者（但し、航空病を除く。）発生の有無
Has there been any case of illness (other than air sickness) during the voyage?
10 最後に実施した虫類駆除
Disinsecting (last performed):
法 Method _____
実施月日 Date _____　実施者 by whom _____

上記の通り相違ありません。
I certify that the foregoing statements are true to the best of my knowledge.

氏名印 Signature _____
機長 Aircraft Commander

様式第一

明　告　書
Declaration

年月日 Date
Port of _____港

1 国籍 Nationality　船種 Description of vessel　船名 Name of vessel

2 総トン数 Gross Tonnage　純トン数 Net Tonnage

3 船舶所有者の氏名又は名称及び代理店名
Owner of the vessel and his local agent

4 発航地名 Port of Departure　発航月日 Date of Departure

5 到着前14日間に寄航した地名及びその発着月日
Ports of call in past 14 days and dates of arrival thereat and departure therefrom:

6 乗組員数 Number of crew　職員以上の船員 Officers and engineers　名　属員 Sailors, firemen and other employees　名

7 乗客数 Number of passengers
一等乗客 First class　男 Male　名　女 Female　名
二等乗客 Second class　男 Male　名　女 Female　名
三等乗客 Third class　男 Male　名　女 Female　名
その他 Other　男 Male　名　女 Female　名
計 Total　男 Male　名　女 Female　名

8 飲料水及び食糧を積み込んだ地名
Place where provisions and drinking water were taken in:

9 積荷の種類及びトン数並びに積荷を積み込んだ地名
Description and tonnage of cargo and places where it was loaded:

10 到着前14日間におけるペスト、コレラ、発しんチフス、痘そう及び黄熱の患者又はその疑のある者の発生の有無。これらの者があるときは、別表に記載すること。
Has there been on board in past 14 days during the voyage any case or suspected case of plague, cholera, typhus, smallpox or yellow fever? Give particulars in the Schedule. 有 Yes　無 No

11 到着前14日間における事故による以外の死者の有無。これらの者があるときは、別表に記載すること。
Has any person died on board in past 14 days during the voyage otherwise than as a result of accident? Give particulars in Schedule 有 Yes　無 No

12 患者の有無。これらの者があるときは、別表に記載すること。
Is there any sick person on board now? Give particulars in Schedule. 有 Yes　無 No

13 発航後におけるペストにかかつたねずみ族若しくはその疑のあるねずみ族の発生の有無又はねずみ族の異常な死亡の有無
Has plague occured or been suspected among the rats or mice on board during the voyage, or has there been an abnormal mortality among them? 有 Yes　無 No

上記の通り相違ありません。
I certify that the foregoing statements are true to the best of my knowledge.

氏名印 Signature _____
船医 Ship's Doctor

氏名印 Signature _____
船長 Ship's Captain

号外

昭26.12.29.

様式第三

Quarantine Service
Japanese Government
検　疫　済　証
Free Pratique

年月日 _____
Date
Port of _____ 港 / 飛行場

1　船名又は登録番号
Name of vessel or Licence number of aircraft
2　国籍
Nationality
3　船種又は航空機の型
Description of vessel or type of aircraft

上記の船舶(航空機)について、検疫法の規定により検疫を行つた結果、異常がないと認める。よつて検疫法第十七條の規定により、この証を交付する。

It has been ascertained that no abnormality exists as a result of quarantine inspection conducted with the above-mentioned vessel (aircraft) under the provisions of the Quarantine Law. Accordingly, this is issued under the provision of Article 17 of the Quarantine Law.

氏名印
Signature _____
検疫所長
Chief of Quarantine Station
_____ 検疫所
Quarantine Station

注　この証の左下隅には、検疫所が発行する許可書、証明書等に使用する公印(浮出式スタンプ)を押すこと。

様式第四

Quarantine Service
Japanese Government
仮　検　疫　済　証
Provisional Pratique

年月日 _____
Date
Port of _____ 港 / 飛行場

1　船名又は登録番号
Name of vessel or Licence number of aircraft
2　国籍
Nationality
3　船種又は航空機の型
Description of vessel or type of aircraft

上記の船舶(航空機)について、検疫法の規定により検疫を行つた結果、この船舶(航空機)を介して検疫伝染病の病源体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認める。よつて検疫法第十八條の規定により、この証を交付する。

この証は、　月　日まで異常なく経過した場合は、検疫済証としての効力を有するものとする。

As a result of the quarantine inspection conducted with the above-mentioned vessel (aircraft) under the provisions of the Quarantine Law, it has been ascertained that there is scarcely any danger of invasion of germs of quarantinable disease into this country through such vessel (aircraft). Accordingly, this is issued under the provision of Article 18 of the Quarantine Law.

This certificate shall acquire validity as free pratique, when no abnormality occurs by (day) _____ (month) _____

氏名印
Signature _____
検疫所長
Chief of Quarantine Station
_____ 検疫所
Quarantine Station

注　この証の左下隅には、検疫所が発行する許可書、証明書等に使用する公印(浮出式スタンプ)を押すこと。

様式第五

ねずみ族駆除施行(イ)
ねずみ族駆除免除(イ)
Deratting (a)
Deratting Exemption (a)

Quarantine Service
Japanese Government
証　明　書
Certificate

港湾官憲はこれを取り上げてはならない。
(Not to be taken away be Port Authorities)

年月日 _____
Date
Port of _____ 港

本日当港において(船名)_____(純トン数)(ヘ)_____に対して検疫法第二十條/第二十五條の規定により
この証明書を交付する。
当時の船倉積荷トン数は_____、品名は_____である。

This certificate records the inspection and (deratting / exemption)-(a) at this port and on the above date, of the ship _____ of _____ net tonnage (f) in accordance with Article 20 or 25 of the Quarantine Law of the Japanese Government.
At this time of (inspection / deratting)-(a) the holds were laden with _____ tons of _____ cargo.

船内各部(ロ) Compartments (b)	ねずみ跡証(ハ) Rat indications (c)	ねずみの生息場所 Rat harbourage		Deratting 駆除状況				
				くん蒸：Fumigant by fumigation			器具税又は薬税 by catching, trapping, or poisoning	
				実施時間：Hours exposure				
		発見(ニ) discovered (d)	整備改善 treated	立方呎 Space (cubic feet)	使用量(ホ) Quantity used (e)	死ねずみ数 Rats found dead	配置した器具又は薬物 Traps set or poisons put out	捕獲数又は死ねずみの数 Rats caught or killed
船倉 1 Holds								
〃 2 〃								
〃 3 〃								
〃 4 〃								
〃 5 〃								
〃 6 〃								
〃 7 〃								
シエルターデツキ Shelter deck space								
石炭庫 Bunker space								
機関室及び車軸道 Engineroom and shaft alley								
船首尖狭部及び倉庫 Forepeak and store room								
船尾尖狭部及び倉庫 Afterpeak and store room								
救命艇 Life boats								
海図及び無線室 Charts and wireless room								
調理室 Galley								
配膳室 Pantry								
食糧倉庫 Provision storeroom								
居室(属員室) Quarters (crew)								
居室(職員室) Quarters (officer)								
一二等船室 Quarters (cabin passengers)								
三等船室 Quarters (steerage)								
計 Total								

(イ)は、不要の文字をまつ消すること。
(ロ)は、船内各部の中、本船に設置されていないものはその旨を記載すること。
(ハ)は、新旧ねずみのふん便、通路及び咬跡の存在を記載すること。
(ニ)は、無、少い、多い又は著明と記載すること。
(ホ)は、硫黄、青酸塩類又は青酸分量を記載すること。
(ヘ)は、トン数の決定にはメートルトンによつたか、又は他の方法によつたかを明記すること。
備考　免除の場合は、本船がねずみの数を最小限度に保つために実施した処置を記載すること。

(a) Strike out the unnecessary indications.
(b) In case any of the compartments enumerated do not exist on the ship, this fact must be mentioned.
(c) Old or recent evidence of excreta, runs, or gnowing.
(d) None, small, moderate, or large.
(e) State the weight of sulphur or of cyanide salts or quantity of HCN acid used.
(f) Specify whether applies to metric displacement or any other method of determining the tonnage.
RECOMMENDATION MADE—In the case of exemption, state here the measures taken for maintaining the ship in such condition that the number of rats on board is negligible.

氏名印
Signature _____
検疫担当官
Quarantine Officer concerned

氏名印
Signature _____
検疫所長
Chief of Quarantine Station
_____ 検疫所
Quarantine Station

注　この証の左下隅には、検疫所が発行する許可書、証明書等に使用する公印(浮出式スタンプ)を押すこと。

号外

様式第六

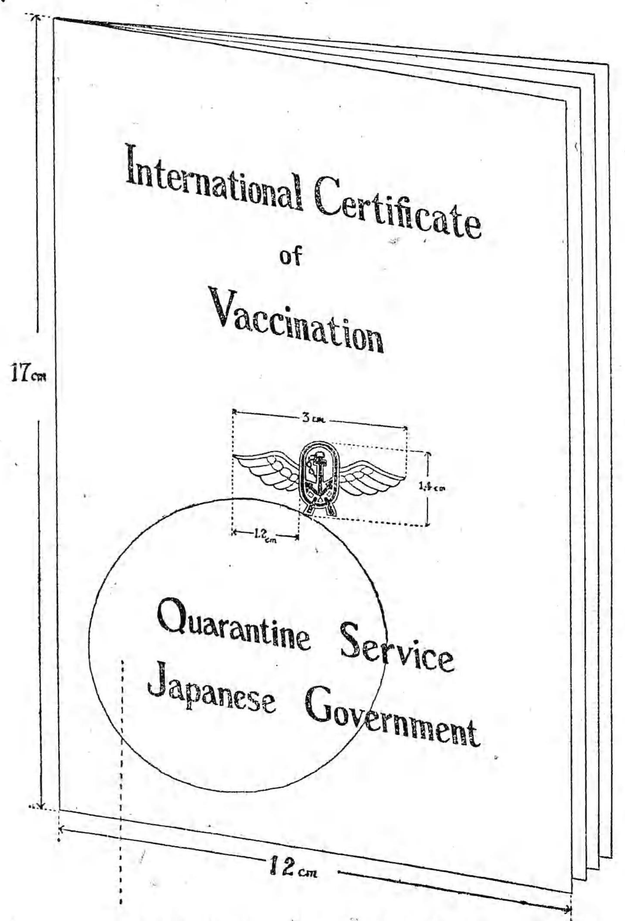

検疫所が発行する許可書、証明書等に使用する公印〔浮出式スタンプ〕を押すこと。

コレラ予防接種証明書

International Certificate of Vaccination or Revaccination against Cholera

この証明書は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(生年月日・性)が下記の日にコレラの予防接種を完了したことを証明する。

This is to certify that＿＿＿＿＿＿date of birth＿＿＿＿＿＿sex＿＿＿＿＿＿ whose signature follows＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against cholera.

年月日 Date	実施者署名及び職名 Signature and professional status of vaccinator	印 Approved stamp	
1		1	2
2			
3		3	4
4			
5		5	6
6			
7		7	8
8			

この証明書の有効期間は、第一回の注射を完了した日から六日以上六箇月以内とする。前記六箇月以内に追加免疫を受けたときは、その追加免疫を受けた日から六箇月とする。

この証明書は、記載事項を変更し、まつ消し、又はその一部を欠く場合は、無効とすることができる。

The validity of this certificate shall extend for a period of sic months, beginning six days after the first injection of the vaccine or, in the event of a revaccination within such period of six months, from the date of that revaccination.

Any amendment of this certificate, or erasure, or failure to complete any part of it, may render it invalid.

黄熱予防接種証明書

International Certificate of Vaccination or Revaccination against Yellow Fever

この証明書は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(生年月日・性)が上記の日に黄熱に対する予防接種を完了したことを証明する。

This is to certify that ＿＿＿＿ date of birth ＿＿＿＿ sex ＿＿＿＿ whose signature follows ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against yellow fever.

年月日 Date	実施者署名及び職名 Signature and professional status of vaccinator	使用ワクチンの認可及び製造の番号 Origin and batch No. of Vaccine	実施場所の公印 Official stamp of Vaccinating Centre	
1.			1.	2.
2.				
3.			3.	4.
4.				

この証明書は、使用ワクチンが世界保健機関により認可されており、又実施場所がその所在地の檢生官庁により指定されている場合に限り有効である。

この証明書の有効期間は、予防接種を受けた日から十日以上六箇年以内とする。

前記六箇年以内に追加免疫を受けたときは、その追加免疫を受けた日から六箇年とする。

この証明書は、記載事項を変更し、まつ消し、又はその一部を欠く場合は、無効とすることができる。

This certificate is valid only if the vaccine used has been approved by the World Health Organization and if the Vaccinating Centre has been designated by the health administration for the territory in which that Centre is situated.

The validity of this certificate shall extend for a period of six years, beginning ten days after the date of vaccination or, in the event of a revaccination within such period of six years, from the date of that revaccination.

Any amendment of this certificate, or erasure, or failure to complete any part of it, may render it invalid.

種痘済証及び再種痘済証

International Certificate of Vaccination or Revaccination against Smallpox

この証明書は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(生年月日・性)が下記の日に種痘を完了したことを証明する。

This is to certify that ＿＿＿＿ date of birth ＿＿＿＿ sex ＿＿＿＿ whose signature follows ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against smallpox

年月日 Date	実施者署名及び職名 Signature and professional status of vaccinator	印 Approved Stamp		初回、再種痘の別・初回の場合は善感、不善感の別 State whether primary vaccination or revaccination; if primary, whether successful
1		1	2	
2				
3		3	4	
4				

この証明書の有効期間は、初回種痘の場合で善感のときは種痘を行つた日から八日以上三箇年以内、再種痘の場合は種痘を行つた日から三箇年以内とする。

この証明書は、記載事項を変更し、まつ消し、又はその一部を欠く場合は、無効とすることができる。

The validity of this certificate shall extend for a period of three years, beginning eight days after the date of a successful primary vaccination or, in the event of a revaccination, or the date of revaccination.

Any amendment of this certificate, or erasure, or failure to complete any part of it, may render it invalid.

その他の予防接種証明書

Certificate of Other Vaccination

Date	Nature of vaccine	Dose	Signature and professional status of vaccinator	Approved stamp
年月日	予防接種の種類	量	実施者署名及び職名	印

昭26.12.29.
号外

昭26.12.29.

様式第七

申請書

Application

収入印紙 Revenue stamp

申請者住所
Address of applicant:

申請者氏名
Name of applicant: Signature 印

（年月日 Date）

何何検疫所長殿

検疫伝染病の病原体の有無に関する検査・船舶又は航空機に対する消毒又はねずみ族若しくは虫類の駆除・診察・予防接種の施行を下記の通り申請します。なお＿＿＿＿に関する証明書の交付を申請いたします。

To the Chief of ＿＿＿＿ Quarantine Station:

I apply for the execution of the examination with regard to the existence of germs of quarantinable disease, disinfection, dratting or disinsecting of the vessel or aircraft, medical examination and vaccination as specified below. In addition, I apply for the issuance of the certificate with regard to ＿＿＿＿ and Bill of Health.

船舶の名称
Name of vessel ＿＿＿＿ Nationality of vessel/aircraft 総トン数 Gross tonnage ＿＿＿＿

航空機の登録番号
License No. of aircraft

人名 Name of person or article	個所又は品名 Number or quantity	員数又は数量 Purpose	目的 Remarks	備考

注意　不要の文字は消すこと。
Note: Strike out the unnecessary indications.

様式第八

（表紙）

検疫所長の証

Certificate of Chief of Quarantine Station

（英文表紙）

7 cm

12 cm

註　表紙は黒色革製としマーク及び文字は金泊押しとする。

様式第九

（表紙）

検疫官の証

Certificate of Quarantine Officer

（英文表紙）

7 cm

12 cm

註　表紙は黒色革製としマーク及び文字は金泊押しとする。

号外

昭26.12.29.

註 表紙は黒色革製としマーク及び文字は金泊押しとする。

（表紙の裏）

第　　号

身分証明書

所属
官職
氏名

右の者は
昭和　年　月　日生
として検疫法の規定による職務を行う者であることを証明する。

年　月　日

厚生大臣　印

（中紙の裏）

検疫法抜すい

第二十九条 検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七条第一項に規定する施設建築物その他の場所に立ち入ることができる。

第三十一条 検疫所長は、この法律の規定による職務を行うときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

（中紙の裏）

The excerpt from Quarantine Law

Article 29. The chief of quarantine station and the quarantine officers may, if necessary for carrying out the duties under the provisions of this Law, enter the vessel, aircraft or the facilities, buildings and other places provided for in Article 27 paragraph 1.

Article 31. The chief of quarantine station and the quarantine officer shall wear the uniform carry the identification card, and show it whenever requested by any of the persons concerned in the performance of the duties under the provisions of this Law.

（英文表紙の裏）

IDENTIFICATION CARD No.

Name of Quarantine Station:
Official Position:
Name:
Date of Birth:

It is certified that the bearer whose name, etc. appear above is one who performs duties as under the provisions of the Quarantine Law.

Date of issue

Minister of Health and Welfare

注 ※印の箇所には検疫所長又は検疫官の字句を記入すること。

注 ※印の箇所には Chief of Quarantine Station 又は Quarantine Officer の字句を記入すること。

告示

◉**厚生省告示第二百九十九号**

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定により、検疫区域を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日　厚生大臣　橋本龍伍

港又は飛行場の名称	検疫区域
小樽	北防波堤燈台から二〇度一、一〇〇メートルの地点を中心として七〇〇メートルの半径を有する円内の海面
室蘭	北防波堤燈台から二七〇度に引いた線以北の港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第一に定める第三区の海面
函館	港則法施行規則別表第一に定める第五区及び第六区の海面
釜石	鎌ケ埼から九五度八五〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面中東径一四一度五五分の経度以西の部分
京浜	一、東京燈船を中心として一、三〇〇メートルの半径を有する円内の海面中、同燈船から三一三度及び一三三度に引いた線以東の部分 二、外防波堤北燈台から三〇度一、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一六度に港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）別表に定める港界線まで引いた線、同港界線及び港則法施行規則別表第二に定める横浜航路北側線により囲まれた海面
横須賀	東北防波堤、同防波堤西燈台から〇度に引いた線、東北防波堤燈台から五〇度に引いた線及び港域法別表に定める港界線により囲まれた海面
清水	真崎から三一三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度六〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から真崎まで引いた線により囲まれた海面
名古屋	外港第一号燈浮標から二一一度一、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一度一、八五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から外港第一号燈浮標まで引いた線により囲まれた海面
四日市	防波堤燈台から一一一度一、五〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面
和歌山下津	地ノ島鹿ノ首から四五度八〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面（港則法施行規則別表第二に定める下津航路を除く。）
舞鶴	捻松埼から三五五度一、二五〇メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面及び牛糞鼻から三三〇度四〇〇メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面
大阪	南防波堤燈台から一七〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から南防波堤燈台まで引いた線により囲まれた海面
神戸	第二防波堤南燈台から四三度三六〇メートルの地点（以下A地点という。）から三五八度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八八度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面
呉	広島湾第十二号燈浮標から一八〇度に引いた線、同燈浮標から舞々尻鼻まで引いた線及び烏小島から二七〇度に引いた線により囲まれた海面
広島	似ノ島安芸小富士山頂から峠島山頂まで引いた線、峠島南端から似ノ島外方ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山下松	一、笠戸島鎌石岬から茶臼山山頂及び丸山山頂まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面 二、黒髪島山頂から蛇島山頂及び漁人鼻まで引いた線、蛇島山頂から馬島山頂まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
関門	一、六連島燈台から八四度二、一五〇メートルの地点（以下A地点という。）から九三度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度一、六八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七六度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面 二、部埼燈台から九〇度二、〇〇〇メートルの地点（以下B地点という。）から九〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からB地点まで引いた線により囲まれた海面
博多	能古島（残島）山頂（一九五メートル）から九〇度二、五四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に能古島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三池	三池港燈台から一九五度二、〇二〇メートルの地点（以下A地点という。）から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面（港則法施行規則別表第二に定める航路を除く。）
佐世保	金比羅山山頂から七五度一、〇〇〇メートルの地点（以下A地点という。）から九〇度一、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八七度二、一四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面
長崎	千本山鼻から女神立標まで引いた線、同立標から二四三度一、五九〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から千本山鼻まで引いた線により囲まれた海面
鹿児島	神瀬燈標から一八〇度一、〇〇〇メートルの地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面
羽田	飛行場地先五〇〇メートル以内の海面並びに飛行場内ターミナル三一五号建物北側西端から二四度に引いた線、同建物南側東端から一一五度に引いた線、誘導路西側の線及びターミナル三一五号建物の壁面線により囲まれた地域
岩国	飛行場内ターミナル六四号建物西側北端からターミナル一四号建物の北側東端まで引いた線、同建物北側東端から〇度に引いた線、ターミナル六四号建物北端からターミナル一〇九号建物南側東端まで引いた線、同一〇九号建物西側壁面線の中央から二七〇度に引いた線及び建物の壁面線により囲まれた地域

◉**厚生省告示第三百号**

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二条第1項の規定に基き、生物学的製剤のうち、ツベルクリン（診断用ツベルクリン稀釈液）基準を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日　厚生大臣　橋本龍伍

ツベルクリン（診断用ツベルクリン稀釈液）基準

I 定義

ツベルクリンは結核菌（Mycobacterium Tuberculosis）が発育するときその液体培地に生成するもので、特異的反応を呈し結核の診断に用いられるものである。

II 製造法

II―1 菌株とその保存

ツベルクリンの製造には人型結核菌青山B株を使用するものとし、その保存培養にはグリセリンブイヨン寒天培地を用い、その継代培養は1カ月ごとに行う。

菌株はグリセリンブイヨン培地に10～14日間培養して得た薄い菌膜の小片を寒天斜面に移植し、37.5°Cで2～3週間培養したものを2°～5°Cに保存する。

II―2 培地

II―2―1 グリセリンブイヨン寒天培地

a）処方

牛肉	500.0g
ペプトン	10.0g
燐酸二水素カリウム（KH_2PO_4）	2.0g
グリセリン	70.0g
寒天	20.0g
蒸溜水	1,000.0cc

b）製法

1. 牛肉を細挫してこれに蒸溜水を加えときどき振りまぜながら室温で1時間浸出する。
2. 55°～60°Cで2時間加温浸出する。
3. 2枚のガーゼで濾過し、できるだけ圧力を加えて液を搾り出す。
4. 浸出液を沸騰するまで加熱する。
5. 濾紙で濾過する。
6. ペプトン、燐酸二水素カリウム及び寒天を加える。
7. PHを7.6に修正する。
8. 100°Cの流通蒸気で1時間で加熱する。
9. グリセリンを加え、更に蒸溜水を加えて当初の容量に戻す。
10. ガーゼで濾過する。
11. 試験管に10ccずつ分注する。
12. 10～12ポンド（116°～118°C）で25分間高圧滅菌する。全時間は1時間を超えてはならない。

c）修正

最終のPHを6.8～7.0に修正しなければならない。

号外

P.10

昭26.12.29.

Ⅱ—2—2　グリセリンブイヨン培地

a）処方

牛肉	500.0g
ペプトン	10.0g
燐酸二水素カリウム	2.0g
グリセリン	70.0g
蒸溜水	1,000.0cc

b）製法

1. 牛肉を細挫してこれに蒸溜水を加えときどき振りまぜながら室温で1時間浸出する。
2. 55°～60°Cで2時間加温浸出する。
3. 2枚のガーゼで濾過し、できるだけ圧力を加えて液を搾り出す。
4. 浸出液を沸騰するまで加熱する。
5. 濾紙で濾過する。
6. ペプトン及び燐酸二水素カリウムを加える。
7. PHを7.6に修正する。
8. 100°Cの流通蒸気で1時間で加熱する。
9. グリセリンを加え、更に蒸溜水を加えて当初の容量に戻す。
10. 濾紙で濾過する。
11. 300ccのエルレンマイヤーフラスコに100ccずつ分注するか、ツベルクリンフラスコに250ccずつ分注する。
12. 10～12ポンド(116°～118°C)で25分間高圧滅菌する。全時間は1時間を超えてはならない。

c）修正

最終のPHを6.8～7.0に修正しなければならない。

Ⅱ—2—3　ソートン培地

a）処方

アスパラギン	4.0g
燐酸水素カリウム(K_2HPO_4)	0.5g
クエン酸	2.0g
硫酸マグネシウム	0.5g
クエン酸鉄アンモニウム	0.05g
グリセリン	60.0g

蒸溜水を加えて全量1,000ccとする。

b）製法

1. 熱蒸溜水500ccにアスパラギンを溶解する。
2. 少量の熱蒸溜水に上記の塩類及び酸を別々に溶解する。
3. アスパラギン溶液に上記の順に塩類及び酸の溶液を加える。
4. グリセリンを加え充分に混和する。
5. 蒸溜水の不足分を加える。
6. PHを7.0～7.2にアンモニア水をもつて修正する。
7. 濾紙で濾過する。
8. 300cc エルレンマイヤーフラスコに100ccずつ分注するか、ツベルクリンフラスコに250ccずつ分注する。
9. 10～12ポンド(116°～118°C)で25分間高圧滅菌する。

c）修正

最終のPHを6.8～7.0に修正しなければならない。

Ⅱ—2—4　ドーセット培地

a）処方

アスパラギン	14.0g
燐酸水素カリウム	1.8g
クエン酸ナトリウム	0.9g
硫酸マグネシウム	1.5g
クエン酸鉄	0.3g
ブドウ糖	10.0g
グリセリン	100.0g

蒸溜水を加えて全量1,000ccとする。

b）製法

1. 熱蒸溜水500ccにアスパラギンを溶解する。
2. 少量の熱蒸溜水に上記の塩類を別々に溶解する。
3. アスパラギン溶液に上記の順に塩類溶液を加える。
4. ブドウ糖及びグリセリンを加え、よく混和する。
5. 蒸溜水の不足分を加える。
6. 濾紙で濾過する。
7. PHを6.7～6.8に修正する。
8. 300ccのエルレンマイヤーフラスコに100ccずつ分注するか、ツベルクリンフラスコに250ccずつ分注する。
9. 10～12ポンド(116°～118°C)で25分間高圧滅菌する。この限度を超えてはならない。
10. 高圧滅菌機が平圧になると同時にブイヨンを取り出す。
11. 培地をなるべく速かに冷却する。

C）修正

最終のPHを6.5～6.7に修正しなければならない。

Ⅱ—3　培養の方法

Ⅱ—3—1　種培養

寒天斜面上に発育した青山B株をグリセリンブイヨン培地に移植するには直径3mmの白金耳を用い、菌膜の下に注意して挿入して、静かに一廻転しながらもち上げ、菌膜の縁に触れないように菌膜を取る。

次にこの菌膜をグリセリンブイヨン培地の表面上に静かに浮かせる。これは浮んだままでいなければならない。この移植はよいものができるまで3～4代繰り返す。菌膜は沈んだり、水に浸つたりすると発育しない。これを3～5週間振動のない恒温器内で37.5°Cで培養すると、菌膜の縁に薄い膜ようの発育が認められるのが常である。

第1回目のグリセリンブイヨン培地上に発育した菌膜の小片を、新鮮なグリセリンブイヨンを入れた無菌フラスコの表面に浮かせる。この新鮮グリセリンブイヨン培地への移植は、培養2週間以内に薄い菌膜が培地の全面を覆うようになるまで8～14日目ごとに何回も繰り返す。満足すべき種培養が出来た場合、グリセリンブイヨン上の若い発育の盛んな培養からとつた菌膜の小片を直径10mmの渦巻型白金耳を用いてツベルクリン製造用の培地（グリセリンブイヨン培地、ソートン培地或いはドーゼット培地）に移植し、フラスコを37.5°Cの恒温器に注意して入れる。菌膜は通常10～14日の間にグリセリンブイヨン培地、ソートン培地或いはドーゼット培地の表面を覆う。種培養の発育が充分でないときは廃棄する。

Ⅱ—3—2　製造用培地

上述の培地（グリセリンブイヨン、ソートン或いはドーゼット培地）上の発育の盛んな種培養をそれと同種の培地100ccを入れた300ccのエルレンマイヤーフラスコか、250ccを入れたツベルクリンフラスコに移植する。表面の滑らかな皺のよらない菌膜を選んで移植し培地の蒸発を防ぐため、綿せんを硫酸紙で覆い、ゴムバンドをかける。

操作の順序は要約すると次のようである。

グリセリンブイヨン寒天→グリセリンブイヨン→｛グリセリンブイヨン／ソートン培地／ドーゼット培地｝（種継ぎ用）→｛グリセリンブイヨン／ソートン培地／ドーゼット培地｝（ツベルクリン製造用）

フラスコは、37.5°Cの恒温器に注意して入れる。

14～21日間培養すると、滑らかな薄い菌膜が培地の表面を覆う。更に培養が進むにつれて菌膜は厚くなり皺を生ずる。全培養期間を通じて菌膜は表面に浮んでいなければならない。又培養7～8週の終りまでに菌膜の表面に水がかぶさつたものは力価が高まらないから廃棄しなければならない。

Ⅱ—4　ツベルクリン原液の調製

Ⅱ—4—1　採取り

7～10週間培養したものを恒温器から取り出して、雑菌による汚染の有無を検するため、塗抹標本を作つてチール、ネールセン染色を施し検鏡によつてこれを確かめる。雑菌汚染のあるもの及び発育不充分なものは廃棄する。

ツベルクリン製造に用いるものの菌膜の下の培養液は完全に澄明でなければならない。ここでフラスコを振りまぜて菌膜を培地の中に沈め、コッホの釜或いは高圧滅菌器に入れて100°Cで1時間結核菌を滅殺したのち、直ちにフラスコを取り出して室温に放置し、その翌日濃縮操作を始める。

Ⅱ—4—2　混合及び濃縮

フラスコの内容を8インチのブヒナーのロート中におかれた60メッシュの銅の網の上に注ぐ。この操作によつて大部分の菌体は濾別される。次でフラスコを10～20CCの蒸溜水で洗い、この洗滌液も濾過して濾液に加える。この濾液を蒸気浴中で培養前培地量の1/10容量以下に濃縮する。次に蒸溜水を加えて正確に培養前培地量の1/10容量とする。

この濃縮液は冷却後、95%石炭酸を加えながら激しく振りまぜ0.5%（容量）の割になるようにする。この液は5°Cに数週間貯蔵し、他の製造番号のツベルクリンと混合して使う。この濁つた粘稠な濃縮液を遠心沈でんして、上ずみをK—ザイツ濾過器で静かに濾過する。次いでベルケフェルドーV濾過器、更にベルケフェルドーN及びW濾過器で再び濾過し、無菌試験及び力価試験が終るまで5°Cに貯蔵する。

ツベルクリンはガラス器具及び濾過装置に吸着し、普通の化学薬品を使つても容易には除去できない。従つてツベルクリンと直接接触するガラス器具その他の用具には「ツベルクリン」と明記してツベルクリン製造以外の目的に使用しないようにしなければならない。

Ⅱ—5　力価試験

Ⅱ—5—1　モルモットの感作

ツベルクリン原液は各製造番号ごとに高度に感作されたモルモットについて皮内注射法による力価試験を行わなければならない。更に必要のある場合にはツベルクリン陽性の人体について力価の確認試験を行う。

人型結核菌青山B株をグリセリンブイヨン培地に約3週間培養する。その菌体を採り適当なる滅菌ガラス容器に入れて流通蒸気で100°C 30分間殺菌する。次にこの死菌を滅菌濾紙間にはさんで水分を除き滅菌乾燥したメノウ乳鉢に移し、滅菌流動パラフインを少量ずつ加えながらよく磨砕して1cc中10mgの菌量を含む浮游液を作る。

体重500g以上の健康白色モルモットの頸部の背面の三カ所にそれぞれ上記の結核菌浮游液0.2mgずつを筋内に深く注射し、6週間後において旧ツベルクリン2,000倍稀釈液0.1ccを皮内に注射し、注射後24時間の判定で直径10mm以上の硬結を示すもののみが力価試験用動物として使用される。

なおこの動物は4～6週間ごとに力価試験に使用される。この感作状態は少くとも2カ年間は実際上変化がないのでその間は使用し得る。

Ⅱ—5—2　動物による予備力価試験

未知の可検ツベルクリンを標準ツベルクリンの2,000倍稀釈液の力価と比較し得るように稀釈形列を作る。3匹の高度感作モルモットの背部の一側に上記形列の可検ツベルクリン稀釈液のそれぞれ0.1ccずつ皮内に注射する。次に背部の他側対応部に標準ツベルクリンの2,000倍稀釈液の0.1ccずつを皮内に注射する。

標準ツベルクリンは一匹のモルモットに可検ツベルクリンの接種数と同数、通常3カ所ずつ注射しなければならない。注射後24時間及び48時間に反応を判定する。標準対照形列に対して可検形列の反応を比較して可検未知ツベルクリンの2,000倍稀釈液と等力価であるかを決定する。

実験例

可検ツベルクリン　Lot NO. 461

標準ツベルクリン　Lot No. 414

Lot No.			Lot No.		使用動物数
461	40%－1:5,000	<	414	100%－1:2,000	5
〃	50%－1:4,000	<	〃	－1:2,000	14
〃	55%－1:3,600	<	〃	－1:2,000	3
〃	60%－1:3,200	<	〃	－1:2,000	8
〃	65%－1:3,080	=	〃	－1:2,000	11
〃	70%－1:2,850	>	〃	－1:2,000	6
〃	75%－1:2,660	>	〃	－1:2,000	3
〃	80%－1:2,500	>	〃	－1:2,000	3
〃	100%－1:2,000	>	〃	－1:2,000	2

この記録は可検ツベルクリンLot No. 461の1:3,080稀釈液が標準ツベルクリンLot No.414の1:2,000稀釈液と等力価であることを示している。

Ⅱ—5—3　動物による力価確認試験

この試験は感作モルモットにおける標準ツベルクリンの2,000倍稀釈液と可検ツベルクリンの種々なる稀釈度における稀釈液の示す反応を正確に比較するために行うものである。

感作モルモットの背部の毛をよくむしりとつてその一側に標準ツベルクリンの2,000倍稀釈液0.1ccを皮内に注射し、他側の対応部に可検形列の稀釈液各々0.1ccを皮内に注射する。

反応は注射後、24時間における硬結の大きさ（硬結の縦径と横径の算術平均をmmで表わしたもの）を測定して判定する。

次に可検ツベルクリンの反応の大きさの総和の数値と対照の反応の総和の数値とを比較する。

15匹の動物を使用すればほぼ有意の数値が得られる。

この方法により、Lot No,414の標準ツベルクリンを用いたLot No. 461の可検ツベルクリンの力価試験は次のとおりである。

可検ツベルクリン稀釈液	Lot 461 Lot 414 比数 (Ratio)	使用動物数
1:2,660	1.11	23
1:3,080	1.04	23
1:3,640	0.81	10

この記録においてはLot No. 461の1:3,080稀釈液が標準ツベルクリンLot 414の1:2,000稀釈液よりも微かに強力なことを示している。

Ⅱ—5—4　人体による力価確認試験

人体による力価確認試験は、20名以上のツベルクリン陽性の人体に行う。

まず標準ツベルクリンの2,000倍稀釈液を0.1ccずつ各人の一側の前膊屈側の皮内に注射する。次に動物力価試験によつて標準ツベルクリン稀釈液と等力価であると認めた可検ツベルクリン稀釈液を前と同様の方法でその人の他側の前膊対応部の皮内に注射する。

稀釈にはすべて緩衝生理食塩液を用いる。

反応は注射後48時間に判読する。

この注射を行うときには試験群を二分して、一群には標準ツベルクリンを右前膊に、可検ツベルクリンを左前膊に注射し、他群には標準ツベルクリンを左前膊に、可検ツベルクリンを右前膊に注射する。発赤の大きさは注射後48時間に測定する。対照と可検ツベルクリンの発赤の大きさの総和の比は動物試験のときと同一の方法によつて算出するが、この比は0.90—1.10範囲内になければならない。なお、この場合、発赤が両側とも10mm以上(但し、二重発赤や水泡等の強反応が一側にでもあるものは除く。)の例数についてのみの比を計算する。この試験のためには既往において両腕にBCGワクチン及びツベルクリン注射を受けたことのある対象を選ぶことが望ましい。このような対象は可検ツベルクリンの反応がその出現の時間及び反応の持続期間において一層正確である。

（Ⅱ—5.2及びⅡ—5.3に記載した可検ツベルクリンLot No. 461と標準ツベルクリンLot No. 414について人体で行つた力価確認試験の比は0.91である。）

Ⅱ—6　診断用ツベルクリン稀釈液の調整法

Ⅱ—6—1　診断用ツベルクリン稀釈液を製造する場合、ツベルクリン原液の稀釈度は上記Ⅱ—5に記載した力価試験によつて決定される。ツベルクリン原液の稀釈度が決定せられたならばその数値によつてツベルクリン原液を標準ツベルクリン2,000倍稀釈液に等力価にするために必要な容量の稀釈用液を無菌的に加えて稀釈する。

ツベルクリンの稀釈液を細菌濾過器で濾過することはツベルクリンが細菌濾過器によつて吸着されて力価の変化を起すおそれがあるので行つてはならない。

ツベルクリン原液を稀釈するのに用いる稀釈用液はⅡ—6—2に記載する。

Ⅱ—6—2　稀釈用液の製法

a）処方　Palitsche 緩衝液

1. 硼酸溶液(A)

硼酸	12,404g
塩化ナトリウム	2,925g

蒸溜水を加えて全量1,000ccとする。

2. 硼砂溶液(B)

硼砂	19,108g

蒸溜水を加えて全量1,000ccとする。

b）調製操作

1. 硼酸溶液(A)900ccに硼砂溶液(B)100ccを加える。(C)このPHは7.0～7.4である。
2. 硼砂硼酸緩衝液(C)890ccに5%石炭酸液100ccを加える。(D)(0.5%の石炭酸と同力価である。)
3. 石炭酸加硼砂硼酸緩衝液(D)に4%アラビアゴム液10ccを加える。(4%アラビアゴム液は蒸溜水にアラビアゴムを加え、50°Cに加温して完全に溶解したものを15ポンド(121°C)で20分間高圧滅菌する。)
4. この稀釈液は細菌濾過器をもつて濾過し、無菌的にツベルクリン稀釈用計量びん中に注入する。

号外

昭26.12.29.

Ⅲ　検定

Ⅲ—1　物理的性状

ツベルクリン稀釈液は無色澄明か又は微かに褐色を呈する水溶液であつて、特殊の臭気を有する。

Ⅲ—2　PH

PHは6.8～7.5でなければならない。

Ⅲ—3　無菌試験

無菌試験は生物学的製剤無菌試験基準に適合しなければならない。

Ⅲ—4　結核菌否定試験

この試験は、培養並びに動物接種によつて、生きた病原性結核菌の存在しないことを証明するために、小分容器に分注された製剤について行う。

Ⅲ—4—1　培養試験用培地

培地の製法は次のとおりである。

a）処方（小川培地）

燐酸二水素カリウム　1.0g

グルタミン酸ナトリウム　1.0g

蒸溜水を加えて100.0ccとする。

b）製法

燐酸二水素カリウムとグルタミン酸ナトリウムを除々に蒸溜水に溶解する。

全鶏卵200ccグリセリン6cc及び2％のマラカイトグリーン6ccを加える。よく攪拌して均等な混合液を作る。8ccずつ直径16mmの試験管に分注し、綿せんをして斜めにして90°c60分間滅菌凝固させる。

c）修正

最終のPHを6.8～7.0に修正しなければならない。

Ⅲ—4—2　培養試験

培養試験小川培地（この培地は青山B菌株の発育促進に適するものである。）を用いて製剤の10ccについて行う。

Ⅲ—4—3　動物試験

動物接種は少くとも5匹の体重300～400gの健康モルモットにそれぞれ試験品2ccを腹腔内に注射する。

6週間毎日観察してその期間体重の順調な増加を示さなければならない。観察期間中に死んだ動物及び生残つた動物は、すべて剖検しなければならない。この場合結核の症状を認めてはならない。

Ⅲ—5　安全試験

安全試験は小分容器に分注された製剤について行わなければならない。体重300g±10％の健康モルモット（2匹以上）のそれぞれに5ccを腹腔内に注射し、7日間観察して体重の増加を示し、且つ何等の臨床症状も呈してはならない。

Ⅲ—6　同定試験

同定試験は小分容器に分注された製剤について行う。この試験は本製剤がツベルクリンであることを示すとともに力価の予備試験にも役立つ。2匹のツベルクリン陽性のモルモット及び2匹のツベルクリン陰性のモルモットの各々の背部の一側に可検ツベルクリンの0.1ccずつを皮内に注射する。更に2匹のツベルクリン陽性モルモットの背部の反対側に標準ツベルクリンの0.1ccずつを皮内に注射する。次に2匹のツベルクリン陰性のモルモットの背部の反対側にツベルクリン稀釈用緩衝液の0.1ccを皮内に注射する。ツベルクリン陽性モルモットの可検ツベルクリンの反応と標準ツベルクリンの反応の大きさをよく比較する。ツベルクリン陰性のモルモットの注射試験材料による反応は無視してよい位軽微でなくてはならない。然し両試験材料による反応は極めて軽微な発赤を示すことがあるが、その場合大きさと強さを比較しなければならない。すべての反応は注射後24時間及び48時間に判定するものとする。

Ⅲ—7　力価試験

Ⅲ—7—1　ツベルクリン原液及びバルク製剤についての力価試験はⅡ—5に記載したとおりであり製造業者が行う。

Ⅲ—7—2　小分容器に分注された製剤の力価試験はⅡ—5によつて国立予防衛生研究所において行うものとする。試験品の力価の標準ツベルクリンの力価に対する比は0.90～1.10でなければならない。

Ⅳ　小分容器及び内容量

小分容器は、無色のアンプル又はガラス容器を用い、その容量は、1cc（10人分）、2cc、5cc、10cc及び20ccとする。ガラスびんを使用するときはゴムせんを施し、金属性の帯金とキャツプで密封する。製剤を小分容器に分注するときは、10～20％の過剰量を入れておかなければならない。

Ⅴ　貯法及び有効期間

Ⅴ—1　貯法

2°～5°cに貯蔵する。

Ⅴ—2　有効期間

製造年月日より1年以内とする。製造年月日とは国立予防衛生研究所の行う検定に合格した日とする。

Ⅵ　標示及び表示書

Ⅵ—1　標示には薬事法に定められている標示事項のほか次の事項を邦文及び英文で表示しなければならない。

1. 製造年月日
2. 最終有効年月日
3. 製造番号
4. 認可番号
5. 貯法
6. 使用量及び使用法
7. 防腐剤名及びその濃度

2cc以下の小分容器の場合には邦文で製剤名、容量、製造番号、製造業者の名称及び劇薬の標示を表示すればよい。

Ⅵ—2　表示書には、邦文及び英文で次の事項を記載しなければならない。

1. 製法の概要
2. 使用量及び使用法
3. 禁忌
4. 副作用の概要とその危険の有無
5. 貯法並びに有効期間

Ⅵ—3　標示及び表示書に記載すべき使用量及び使用法は次による。

通常前膊屈側の皮内に製剤0.1ccを注射し、48時間後に判定する。直径10mm以上の発赤（その反応を長径と短径の算術平均値をもつてあらはす。）をもつて反応陽性とする。

◉厚生省告示第三百一号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二条第一項の規定に基き、抗菌性物質製剤のうち、ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシン基準を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十九日

厚生大臣　橋本　龍伍

ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシン基準

Ⅰ　ペニシリンストレプトマイシン（結晶ペニシリンストレプトマイシン、結晶ペニシリンGストレプトマイシン、複合プロカインペニシリンストレプトマイシン、複合プロカインペニシリンGストレプトマイシン）及びペニシリンジヒドロストレプトマイシン（結晶ペニシリンジヒドロストレプトマイシン、結晶ペニシリンGジヒドロストレプトマイシン、結晶ペニシリンG結晶ジヒドロストレプトマイシン、複合プロカインペニシリンジヒドロストレプトマイシン、複合プロカインペニシリンGジヒドロストレプトマイシン、複合プロカインペニシリンG結晶ジヒドロストレプトマイシン）の本質及び純度

結晶ペニシリンストレプトマイシンは、結晶ペニシリンと硫酸ストレプトマイシンとを混合したもので、結晶ペニシリンGストレプトマイシンは結晶ペニシリンGと硫酸ストレプトマイシンとを混合したもので、複合プロカインペニシリンストレプトマイシンはプロカインペニシリン、結晶ペニシリン及び硫酸ストレプトマイシンを混合したもので、複合プロカインペニシリンGストレプトマイシンはプロカインペニシリンG、結晶ペニシリンG及び硫酸ストレプトマイシンを混合したものである。

結晶ペニシリンジヒドロストレプトマイシンは結晶ペニシリンとジヒドロストレプトマイシン硫酸塩とを混合したもので、結晶ペニシリンGジヒドロストレプトマイシンは結晶ペニシリンGとジヒドロストレプトマイシン硫酸塩とを混合したもので、結晶ペニシリンG結晶ジヒドロストレプトマイシンは結晶ペニシリンGと結晶ジヒドロストレプトマイシン硫酸塩とを混合したもので、複合プロカインペニシリンジヒドロストレプトマイシンはプロカインペニシリン、結晶ペニシリン及びジヒドロストレプトマイシン硫酸塩を混合したもので、複合プロカインペニシリンGジヒドロストレプトマイシンはプロカインペニシリンG、結晶ペニシリンG及びジヒドロストレプトマイシン硫酸塩を混合したもので、複合プロカインペニシリンG結晶ジヒドロストレプトマイシンはプロカインペニシリンG、結晶ペニシリンG及び結晶ジヒドロストレプトマイシン硫酸塩を混合したものである。適当な、無害な緩衝剤、懸濁剤又は分散剤を加えてもよい。

これらの製剤は次の純度を有する。

(1)　力価は、結晶ペニシリン又は結晶ペニシリンG 300,000単位につき、ストレプトマイシン又はジヒドロストレプトマイシン0.5g（力価）以上の割合である。

プロカインペニシリンを用いたときは、プロカインペニシリン300,000単位及び結晶ペニシリン又は結晶ペニシリンG100,000単位につき、ストレプトマイシン又はジヒドロストレプトマイシン0.5g（力価）以上の割合である。

(2)　無菌である。
(3)　毒性物質を含有しない。
(4)　発熱性物質を含有しない。
(5)　含湿度は、3.5％以下である。
(6)　pHは、5.0～7.5である。

結晶ペニシリン、結晶ペニシリンG、プロカインペニシリン、プロカインペニシリンG、硫酸ストレプトマイシン及びジヒドロストレプトマイシン硫酸塩は、ペニシリン基準Ⅱ.1、Ⅳ.1、ストレプトマイシン基準Ⅱ.1並びにジヒドロストレプトマイシン基準Ⅱ.1にそれぞれ適合したものを使用する。

Ⅱ　ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシンの検定

（a）　力価試験

(1)　含有する全ペニシリンの定量
ペニシリン基準Ⅱ.2に準ずる。

(2)　ストレプトマイシンの定量
ストレプトマイシン基準Ⅱ.2に準ずる。

(3)　ジヒドロストレプトマイシンの定量
常用標準ジヒドロストレプトマイシンを用いてストレプトマイシン基準Ⅱ.2に準じて試験する。

（b）　無菌試験
0.5g（重量）をとり、ストレプトマイシン基準Ⅱ.3に準じて試験する。

（c）　発熱性物質試験
ストレプトマイシン基準Ⅱ.5に準ずる。

（d）　毒性物質試験
ストレプトマイシン基準Ⅱ.4に準ずる。

（e）　含湿度試験
ペニシリン基準Ⅱ.6（a）に準ずる。

（f）　pH試験
標示に表示された量の蒸溜水を加えて、ペニシリン基準Ⅱ.6.bに準ずる。

Ⅲ　ペニシリンストレプトマイシン及びペニシリンジヒドロストレプトマイシンの一般基準

（a）　貯法及び有効期間
有効期間は検定合格の日から18カ月とする。

（b）　容器
1容器は、プロカインペニシリンを含まないときはペニシリンとして300,000、600,000、900,000、1,500,000又は3,000,000単位を含有し、プロカインペニシリンを含むときはペニシリンとして400,000、800,000、1,200,000、2,000,000、4,000,000単位を含有する。

（c）　標示
標示には、薬事法に定められている標示事項のほか次の事項を表示しなければならない。

(1)　製剤名（含有するペニシリン及びストレプトマイシンの成分を明示したⅠの括弧内のもの）
(2)　製造番号
(3)　1容器に収められた製剤中のペニシリン（プロカインペニシリンを含むときは、それぞれのペニシリンの力価を別々に記載する。）の力価及びストレプトマイシン又はジヒドロストレプトマイシンの力価
(4)　貯法及び最終有効年月日
(5)　筋内注射のみに使用する旨の注意
(6)　認可番号

（d）　表示書
ペニシリン基準II.8（d）に同じ。但し、懸濁剤又は分散剤を加えたときには、その名称と量を記載する。懸濁又は溶解後の保存方法を記載する。

◉厚生省告示第三百二号

BCGワクチン（乾燥）基準（昭和二十四年九月厚生省告示第二百七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十九日

厚生大臣　橋本　龍伍

題名を次のように改める。

乾燥BCGワクチン基準

「1」、「Ⅴ.1」、「Ⅴ.1.a」、「Ⅴ.5.（i）.b」、「Ⅴ.8」、「Ⅴ.9」、「附録Ⅵ」の中「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に改める。

Ⅳ.1の中「培養は37.5°Cで2週間行う。」を「培養は37.5°Cで10～14日間行う。」に改める。

Ⅳ.2.1を次のように改める。

Ⅳ.2.1　ソートン培地上における菌膜で、BCGワクチン製造用に用いるものは37.5°Cに10～14日間培養したのち、培地の表面を残らず薄膜をもつて覆い、菌膜は発育の盛んな、且つ雑菌感染のないフラスコばかりを選んで採取しなければならない。

Ⅳ.3.3を次のように改める。

Ⅴ.3.3　4分間磨砕したのち、BCGワクチン製造用媒液（蔗糖含有の培地D.附録参照）1ccについて、菌塊500mgの割合にピペットで加える。

1分間振りまぜて、更に媒液をピペットで加え、濃度が媒液1cc当りBCG菌80mgになるようにする。

安全試験用の汲取検定試験品は、この菌浮遊液から採取する。更に磨砕のために媒液を追加して、でき上りが1cc当りBCG菌2.4mg.6.0mg或いは12.0mgのいずれかになるように稀釈する。

無菌試験用及び物理的性状試験用の汲取検定試験品は夫々この菌浮遊液から採取する。

Ⅳ.3.4を次のように改める。

Ⅳ.3.4　上記各濃厚BCG菌浮遊液を乾燥用小分けアンプルに夫々0.5ccずつ正確に無菌的に分注する。

このようにすると各種小分容器中の量は実際接種量の50％増しとなる。即ち、20人分のときは1.2mg、50人分のときは3.0mg、100人分のときは6.0mgを含有することとなる。

Ⅳ.4を次のように改める。

Ⅳ.4　人体接種用BCGワクチン稀釈液（BCGワクチン稀釈液）BCGワクチン稀釈液は、乾燥BCGワクチン稀釈用ゼラチン加生理食塩液（培地E.（i）、附録参照）或いは乾燥BCGワクチン稀釈用生理食塩液（培地E.（ii）、附録参照）と称する。

Ⅴ.2を次のように改める。

Ⅴ.2　BCGワクチン稀釈用ゼラチン加生理食塩液は、かすかに粘稠な液体で又BCGワクチン稀釈用生理食塩液は、異物を含んでいてはならない。

両稀釈液とも無色澄明で、無菌で、且つpH6.0～7.0でなければならない。

Ⅴ.8.1の中「注射のため滅菌生理食塩水をもつて稀釈してもよい。」を「注射のため滅菌蒸溜水或いは滅菌生理食塩液をもつて稀釈してもよい。」に改める。

Ⅴ.8.2を次のように改める。

Ⅴ.8.2　定量培養法

乾燥前の液状BCGワクチン或いは小分容器中の乾燥BCGワクチンを滅菌蒸溜水で稀釈して、その0.1ccがBCGワクチン10^{-4}mg（0.0001mg）を含有するようにする。

このBCGワクチン懸濁液の0.1ccずつを小川培地（培地F.附録参照）5枚又は5本に培養する。判定は37.5°Cに4週間培養後に行う。培地1枚について平均少くとも50個以上の集落ができなければならない。

Ⅴ.9.1を次のように改める。

Ⅴ.9.1　容器中の容量は20人分、50人分或いは100人分とし、実際に使用する量の50％増しの量を入れておかなければならない。

即ち、20人分は1.2mg、50人分は3.0mg或いは100人分は6.0mgを入れておかなければならない。

この容器の大きさは必要な稀釈液を充分に加えられるものでなければならない。

Ⅴ.9.2を次のように改める。

Ⅴ.9.2　BCGワクチン稀釈液の小分容器は、無色透明のガラス容器か又はアンプルでなければならない。

ガラス容器は、ゴムせんを施し金属性の帯金で密封する。

1個のガラス容器又はアンプル中の稀釈液の量は乾燥BCGワクチンの20人分、50人分或いは100人分、即ち、0.8mg、2.0mg或いは4.0mgを稀釈するのに要するそれぞれの量より50％余分のものとする。

Ⅴ.10.3の中「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に、「即ち、0.5％ゲラチン含有生理食塩水」を「即ち、ゼラチン加生理食塩液或いは生理食塩液」に改める。

Ⅴ.10.3.aの中「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に、「BCG菌0.4mgとなるように稀釈液

号外

を乾燥ワクチンのアンプルの中に加える」を「BCG菌0.4mgとなるように無菌的に懸濁する」に改める。

V. 11の中「保存及び期間」を「貯法及び有効期間」に、「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に改める。

V. 12. 1. 3の中「保存法」を「貯法」に改める。

附録の題名を次のように改める。

乾燥BCGワクチン基準附録

附録のIの中「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に、「製造許可」を「製造を許可」に、「日本結核予防会」を「結核予防会」に、「東京都清瀬に在る」を「東京都清瀬、仙台及び大阪にある」に改める。

附録のIIの中「BCGワクチン（乾燥）」を「乾燥BCGワクチン」に改め、表の中、抗原性試験の次に同定試験を加え、乾燥BCGワクチン及びBCGワクチン稀釈液の項にXを加える。

附録のIII. D中「乾燥用 稀釈液」を「BCGワクチン製造用媒液」に、「蔗糖（化学純品）10g」を「蔗糖2.5～12.5g」に改める。

附録のIIIの中Eを次のように改める。

E　人体接種用BCGワクチン稀釈液

(i)　ゼラチン加生理食塩液

ゼラチン　5.0g
塩化ナトリウム　8.5g
蒸溜水　1,000cc

たえず撹拌しながら、塩化ナトリウムを加え、溶解したとき、ゼラチンを加え、ちよつと熱してゼラチンを液化する。これを濾紙で濾過し、容器に分注して121°Cで25分間滅菌する。

(ii)　生理食塩液

塩化ナトリウム　8.5g
蒸溜水　1,000cc

たえず撹拌しながら、塩化ナトリウムを加え、濾紙で濾過し、容器に分注して121°Cで25分間滅菌する。

附録のIIIの中Eの次にFとして次のように加える。

F　小川培地

(i)　原液

燐酸二水素カリウム（KH_2PO_4）　1.0g
グルタミン酸ナトリウム　1.0g
蒸溜水　1,000cc

(ii)　培地の組成

原液　100cc
全卵　200g
グリセリン　6.0g
マラカイトグリーン（2%）　6.0g

90°C、60分間、1回滅菌する。

附録の中「V BCGワクチン（乾燥）の含濕度測定法」を「IV 乾燥BCGワクチンの含濕度測定法」に改め、Vとして次の一項を加える。

V　その他の材料について

BCGワクチン製造用培地に用いるグリセリン以外のものも化学的純品で日本薬局方に記載されてあるものはこれに従うこととする。

附属書の題名を次のように改める。

乾燥BCGワクチン基準附属書

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第七六五号

静岡県浜松市富塚町一六四七番地
申立人　伊藤　茂
右代理人　山田　新

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目録

日活株式会社発行百株券二枚
一株の額面　金五十円全額払込済
記号番号　増二四甲第一〇三五八号、合二五A甲第一六八九号
最終名義人　中野幸一
最終所持人　伊藤茂

●昭和二十六年（ヘ）第七六六号

群馬県高崎市本町一〇四番地
申立人　水谷　徳男
右代理人　内田　昭一

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目録

東京信託銀行株式会社株式二百株一百株券二枚
株券額面　金五千円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　新甲自第八〇三号至第八〇四号
株券発行年月日　昭和二十五年四月十五日
株券発行者　東京信託銀行株式会社
代表取締役社長林賢材
最終株主名　清水源二

日本石油株式会社株式二百株五十株券四枚
株券額面　金二千五百円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　あ戊第一二〇〇三号(イ)第三二〇二五号(ロ)第一二四六二号(ハ)第二九七二六号(ニ)
株券発行年月日　昭和二十五年三月十一日
株券発行者　日本石油株式会社社長取締役佐々木彌市
最終株主名　(イ)善方善次郎(ロ)赤沼喜markers(ハ)(ニ)吉村龍介
右最終所持人　高崎市本町一〇四番地、水谷徳男

●昭和二十六年（ヘ）第七八三号

新潟県新潟市本町通八番町一三三一の一
申立人　村木　賢二

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録

一株券発行者　東京都千代田区内幸町一丁目一番地株式会社日本勧業銀行
数量　五通五百株
株券記号番号　建ほ号自二一二五〇番至二一二五四番
所得年月日　昭和二十三年十一月一日
一株金額　金五十円也
株券名義人　村木賢二

●昭和二十六年（ヘ）第七八五号

熊本県天草郡魚貫村魚貫炭鉱株式会社内
申立人　杉本　善吉
右代理人　石渡　克己

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目録

昭和石油株式会社(イ)百株券二枚(ロ)五十株券一枚(ハ)十株券五枚
株券の記号及番号　(イ)ほ乙第二六八八九号、同第一〇、二七七号(ロ)い丙第一九二号(ハ)ろ丁自第二一〇号至第二一四号
一株の金額　金五十円
株券の額面　(イ)五千円(ロ)二千五百円(ハ)五百円
発行年月日　(イ)昭和二十四年九月二十日(ロ)、(ハ)昭和十七年九月三十日
発行者　昭和石油株式会社
最終名義人　杉本善吉

●昭和二十六年（ヘ）第七八七号

東京都板橋区蓮根三丁目二十四番地
申立人　大日本インキ製造株式会社
右代表取締役　川村喜十郎
埼玉県浦和市別所西台一二一七番地
同　川村喜十郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録

中越パルプ工業株式会社発行株式一千株券五枚
記号番号　自甲ろ第二〇号至甲ろ第二四号
額面金額　金五万円也
一株の金額　金五十円也（全額払込済）
株券発行年月日　昭和二十四年十二月十日
最終の株主　大日本インキ製造株式会社取締役社長川村喜十郎
株式会社光村原色版印刷発行株式五百株券十二枚
記号番号　自第二新い第二二号至第二新第三三号
額面金額　金二万五千円也
一株の金額　金五十円也
株券発行年月日　昭和二十四年九月十三日
最終の株主　川村喜十郎

●昭和二十六年（ヘ）第七八八号

東京都南多摩郡日野町豊田一〇〇三
申立人　藤井　定利

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目録

東邦レーヨン株式会社百株券二枚
記号番号　あ甲第五九〇二号、あ甲第五九〇三号
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也
発行年月日　昭和二十五年九月十五日
最終株主名義人　藤井定利
株券発行者　東邦レーヨン株式会社取締役社長佐々木義彦

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可